

令和5年度

飯 舘 村 議 会
予算審査特別委員会記録

自 令和5年3月7日
至 令和5年3月10日

飯 舘 村 議 会

令和5年3月7日

令和5年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第1号）

令和5年3月7日、飯館村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	佐藤健太君			
副委員長	佐藤眞弘君			
委員	高橋孝雄君	佐藤八郎君	渡邊計君	
	菅野新一君	飯畑秀夫君	花井茂君	
	横山秀人君			

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	村山宏行	村づくり推進課長	佐藤正幸
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
会計管理者	山田敬行	教育長	遠藤哲
教育課長	高橋政彦	生涯学習課長	藤井一彦
農業委員会事務局長	三瓶真	選挙管理委員会書記長	村山宏行

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
------	-----	----	------

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤健太君） おはようございます。

本日の出席委員は9名です。定足数を満たしております。

ただいまから令和5年度飯舘村予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前9時00分）

委員長（佐藤健太君） 議事に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本特別委員会は、去る3月1日の本会議において付託をされました令和5年度飯舘村一般会計のほか5つの特別会計、合わせて6会計の予算について本日から審査を行います。

私、佐藤健太が委員長を仰せつかりました。なお、副委員長に佐藤眞弘委員が選任されました。重責ではありますが、懸命に務めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

東日本大震災発生から間もなく丸12年となります。これに起因する原発事故で、村民は避難を余儀なくされ、ふるさとを離れての厳しい生活でありました。平成29年3月31日に、帰還困難区域の長泥地区を除き、避難指示解除がなされたものの、帰村者は本年3月1日現在、原発事故前人口の約25%にとどまっております。多くの皆様が帰村され、一日も早く穏やかな生活に戻れるよう、今まで以上に村民一人一人の復興に向けた取組が大事であります。帰村後の諸課題に対し、議会も行政も一緒になって取り組んでいかなければならないものと思っております。

このような中で、令和5年度の飯舘村予算審査特別委員会でありますから、村民の健康管理をはじめ、日常生活の安全・安心、特に帰村と復興、新しい村づくりに向けた事業に一層の気を配り、村民が抱えている不安を一つでも払拭しなければならないと思っております。

お手元の予算書は、令和5年度に実施する事業とそれに充当する経費及びそれを賄うために必要な財源をどう調達し、村民のためにどう使われていくかを示したものであります。

本委員会は、村民の心の復興はもとより、村民生活の安全・安心、さらには福祉の向上につながる予算であるかなどを確認する重要な委員会であります。

どうか、委員各位におかれましては、この予算審査の意義を十分にご理解いただき、焦点を明確にした審査をしていただきますよう切にお願いするものであります。

なお、委員会進行が円滑に進みますよう、特段のご協力のほどよろしくお願い致します。

また、村長をはじめ各課の長の皆様におかれましては、審査期間の全般を通し実りある審査ができますようご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度予算審査特別委員会に付託をされました議案第12号「令和5年度飯舘村一般会計予算」、議案第13号「令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」、議案第14号「令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」、議案第15号「令和5年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第16号「令和5年度飯舘村介護保険特別

会計予算」、議案第17号「令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

お諮りします。

本委員会の進め方ですが、この予算審査特別委員会は本日7日に個別説明、8日に議案調査日を設け、9日と10日の総括質疑までの4日間といたします。本日は、この後、お手元に配付の説明順序及び予定時間により、各課等の長に担当する事務及び事業に係る説明を求めます。9日、10日は総括質疑とし、十分な質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、各課の長等をお願いいたしますが、本日の説明の時間は限られておりますので、説明に当たっては、新規事業や要点について説明をしていただき、補足資料等の要求時間を取りたいと思います。配付の時間割表によって進めてまいりますので、時間内に終われるようご協力をお願いいたします。

◎休憩の宣告

委員長(佐藤健太君) ここで暫時休憩します。

なお、説明員の皆様は一旦退席願います。

(午前9時05分)

◎再開の宣告

委員長(佐藤健太君) 再開します。

(午後3時35分)

委員長(佐藤健太君) 以上で全ての課長等からの説明が終わりました。

本日はこれで散会します。ご苦勞さまでした。

なお、次回は3月9日午前10時からこの場所にて再開いたします。

(午後3時37分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月7日

予算審査特別委員会委員長 佐藤 健太

令和5年3月9日

令和5年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第2号）

令和5年3月9日、飯館村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	佐藤健太君			
副委員長	佐藤眞弘君			
委員	高橋孝雄君	佐藤八郎君	渡邊計君	
	菅野新一君	飯畑秀夫君	花井茂君	
	横山秀人君			

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	村山宏行	村づくり推進課長	佐藤正幸
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
会計管理者	山田敬行	教育長	遠藤哲
教育課長	高橋政彦	生涯学習課長	藤井一彦
農業委員会事務局長	三瓶真	選挙管理委員会書記長	村山宏行

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
書記	室井麻矢		

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤健太君） おはようございます。

本日の出席委員は9名であります。定足数を満たしています。

これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前10時00分）

委員長（佐藤健太君） これから質疑に入りますが、改めて申し上げるまでもなく、この委員会は付託をされました令和5年度飯舘村一般会計並びに各特別会計の予算に関わるものであります。

委員の皆様には、村民の福祉向上のため、効果的に財政運営が図られているか否かという点に視点を置いて審査に臨んでいただきますようお願いいたします。

なお、質疑の際は挙手をして委員長の発言許可を受けてから発言をしてください。また、限られた時間でありますので、効率的な運営に努めてまいります。特に質問の際は、予算書をはじめ予算説明資料等のページ及び項目を示し、質問の要点を簡潔明瞭に発言してください。また、新型コロナウイルスの感染対策にも配慮し、会議時間短縮のため、重複した質問は極力されないようご配慮をお願いいたします。

説明員におかれましても、委員長の許可を得てから簡潔明瞭に答弁をするようお願いいたします。各位のご協力を切にお願いいたします。

それでは直ちに委員会を開きます。

これから議案第12号から議案第17号までの6議案について、一括して質疑を行います。

これより質疑を許します。

委員（佐藤眞弘君） それでは、質問、質疑をさせていただきます。

予算説明資料のナンバー6の15ページ、2款1項6目の24節なんですけれども、マイナス900万円の予算という説明がありましたが、この予算の根拠なりを示していただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 北風と太陽基金の積立ての元金積立てであります。このマイナスの要素は、一番大きいのは、いいたてまでいな再エネ株式会社の配当金であります。令和4年度3,600万円予算見込みだったところが、2,160万円ということで、マイナスの1,440万円。ただ、そこに、その下にありますソーラーSPVの寄附金、これが475万8,000円というようなことで、プラスで上がっておりますので、トータルでおおむね964万円の減額という予算になっております。

以上でございます。

委員（佐藤眞弘君） 次に、16ページの移住・定住の関係なんですけれども、現在、移住・定住の窓口がまでいな家で開設されているわけなんですけれども、これをやはり村内だけじゃなくて、例えば、東京とか福島とか、村外に設ける予定はあるかないかお聞きしたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 移住・定住関係の窓口業務であります。今のところ村内

で1か所で、までいな家を使いまして事務を行っているところであります。村外での希望ということでもありますが、ちょっと今のところなかなか難しい状況だということでご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤眞弘君） 次に、23ページの7款1項2目の大倉のキャンプ場の関係なんですけれども、キャンプ場、運営費がほとんどなんですけれども、今、非常に日本中でサウナブームが起きておりますので、ぜひ大倉キャンプ場のほうにもサウナを設置いただきたいと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありましたように、サウナブームになっているということは承知しているところでありますが、予算の絡み、あとは利活用の関係、どんなふうな使い方、計画にのっかっての部分、今後、あいの沢等もございますので、そういった村全体の中でどういった施設がいいのかということについては、全体的な構想の中で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

委員（佐藤眞弘君） それでは、31ページ、賦課徴収に要する経費ということで、税金の徴収の関係ですね。現在、税目口座振替で商品券2,000円を贈呈するという事業があるんですけれども、去年は60名だったということなんですけれども、これを、例えば口座振替にした場合に、税額を割引するとか、100円とか500円安くなるとか、1年分前納したらその分割り引くとか、それから、今、スマホでの決済がありますので、大分、若い人はP a y P a yとかそういったものを使っての決済というのも考えられると思いますので、そういった方向にも持って行っていただきたいと。

住民課長（山田敬行君） 資料31ページの口座振替のご質問であります。

今、先ほどありましたとおり、納期限に確実に納めていただく、納入忘れがない口座振替を村では推進しておりますが、今、ご質問にありましたとおり、過去には納税組合があった中で、震災前ですね、そのときには、納めていただいた中で、村としては奨励金という形で支出をしておりました。基本的に税額はそのままで納めていただいて、奨励金という形を出しておりました。今、その活動自体は休止しておりますが、ご質問にあったとおり、納めていただいた税金を口座振替された方、それから、電子納入させていただいた方について減額するという扱いは、今のところ地方税法等に基づいて納めていただくということの大前提があるものですから、なかなか難しいのかなと考えております。

いずれにしても、村でもそういった多様な納入といいますか、口座振替なり電子納入等、それで税金のほう徴収対策を、公平公正な対策を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤眞弘君） それでは、最後、46ページの除染対策費、4款1項5目なんですけれども、これの12節の委託料なんですけど、村内全域の空間線量を示した地図の作成で1億2,700万円ということで、物すごい大きい数字が上がっているんですけど、これの地図作成のための費用、どうしてこんなにかかるのか説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） 説明資料ナンバー6、46ページ、4款1項5目の除染対策費の12節委託料、モニタリングマップ作成業務に関する質問であります。

金額1億2,700万円ということで、かなり大きいということではありますが、今の村で考えておりますモニタリングマップについては、令和2年度に作成しましたモニタリングマップと同様の形で、今、作れればと思っております。このマップが、飯舘村村内を50メートルメッシュというかなり細かい範囲で全域を測定するというようなことになっているものであります。ただ、山間部といいますか、山の中まではやらないんですけども、そうした形で、令和2年度に実施した経緯がございます。この作業に、委託料として委託するわけではありますが、かなりの時間と人員を割くと、さらにはマップの作成にもお金がかかるということでありまして、それでかなり高額な金額となっております。

以上です。

委員（佐藤眞弘君） すみません、住民課長にもう一度お伺いします。スマート決済の関係。

スマートフォンの決済の関係で、例えば軽自動車税とか、今、国の重量税なんかもスマート決済できるようになってございます。そちらのほうの答弁をお願いしたい。

住民課長（山田敬行君） いわゆる、今のご質問、スマートフォン、納付書にQRコードを載せまして、それを読み取ってクレジットカードで決済することにつきましては、全国の、国の推進の動きもありまして、村のほうでもそれを、システムを改修して行っていく予定であります。順次それは拡大していく動きであります。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） おはようございます。飯畑です。

令和5年度予算審査特別委員会に当たり、各課の課長さんはじめ役場職員の皆様、資料作りお疲れさまでした。

私のほうから何点か質問させていただきます。

資料ナンバー6の3ページ、予算説明資料2款1項1目7節の報償費、行政区に関する経費についてお伺いいたします。

行政区の報償費は、他の市町村と比べてどうなのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 行政区の報償費ということでございますけれども、基本的に20の行政区をもって、そして村としてコミュニティーを重視しながら、区長、副区長を置いて、その中で各行政区を運営していただくというのは、村独自のシステムと思っております。当然、各、ほかの自治体ですと町内会でありますとか、それから、村の行政区に似たような組織もあるかと思いますが、類似のものはあるとしても、ほぼ村独自の方法で動かしてきたということでもあります。

この金額ではありますが、基本的には条例上位置づけて、単価を決めて、1世帯幾ら、それから1地区当たり幾ら、そして行政区の区長、副区長の報償についてもその中で定めているというところがございます。

委員（飯畑秀夫君） なぜ聞いたかといいますと、今、震災から間もなく12年が過ぎようとしております。避難生活の中、村外への避難者が、もう7割以上いるわけで、各区長をはじめ副区長も、村外の方もおるわけです。その中で、やっぱり区長の役割もいろいろあ

と思うんですが、大変だと思うんですよ。例えば福島、伊達、南相馬から通えば、遠距離なわけで、交通費等かかる。企業等、大きな会社であれば、一部交通費の負担もあると思いますけれども、区長さんは燃料費もかかるし、各班長さんも遠くにいる、そこに行った来たしなければならぬ。そうなれば、いろいろ大変なのかなと思い、事故がなければ、あまりその交通費関係に関しても、かからなかったのかなと思うので、これ震災前から比べては、この区長報償は上がっているのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 震災前からどうなのかということではございますが、調べてみたいと思います。ただ、震災以前の行政区長、副区長、それから役員とかの皆さんですと、広報物の全て配布であるとか、それから、地域内のそういった集まり、そういったことがかなり多かったなと記憶はしております。

ほかの自治体とかで見ますと、いわゆる行政相談員と兼ねているところもあったり、あるいは、大きな市とかですと、いわゆる配り物、そういったところの世話ぐらいで、ほとんどその地域をまとめて何かをすとか、事業をする、そういったことはないとか、それぞれの自治体、役割は変わっているようであります。

村としても、現在のところ、このような数字で今お願いをしているというところであります。ご指摘のとおり、震災前よりどうなんだと、そんなに変わってはいないとは思いますが、なお比較検討してみたいと思います。

委員（飯畑秀夫君） 同じく3ページの18節、負担金補助及び交付金についてお伺いします。

これ地区集会所の補修等の補助金、その行政区と内容をお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 行政区の地区集会所の補修というところでありますけれども、基本的には、補助率を設けて、そして地区集会所、何か所か持っている行政区もあるものですから、主たる行政区の集会所、そちらについての改修については、村のほうが補助金を出してやっているというところがございます。

地区の集会所本体についてはそういった形ですけれども、いろいろ備品等もございまして、附属の施設もございまして。そこで村が直接出しているものもありますので、そういった改修の際には、ご相談いただきながら対応しているというような状況でございます。

委員（飯畑秀夫君） 続いて、同じページの7節報償費についてお伺いいたします。

職員採用試験試験員報償等と記載されておりますが、その報償、役場職員の採用は村民にとって本当に大事な、大切な人選だと思っております。その中でこれ、誰にこの報償費を支払うのか、お伺いします。

総務課長（村山宏行君） 役場の職員採用の仕組みでございますけれども、基本的に学科ですね、いわゆる筆記試験を受けていただいて、その後、面接、それから聞き取りということを行っております。その面接官なんですが、役場の庁内の職員、それから、一般の事業所の方から、あるいは村民の方、その方を委員に委嘱をして、いわゆる村民目線、それから民間目線から、そういった形の人物評価を行っていただくというようなことで、そういった一般の方々への報償ということで予定しているものでございます。

委員（飯畑秀夫君） 資料ナンバー6の4ページ、2款1項1目11節役務費についてお伺いします。

役務費の機密文書、鉄製備品処分等の予算が計上されておりますけれども、昨年よりも約16万円増えておりますが、その詳細をお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 機密文書、それから鉄製備品の処分費ということで、役務費の中で取っております。昨年より若干増えているということではありますが、当然、文書については、専門の業者をお願いをして、裁断をし、そして、文書には当然個人情報とか入っておりますので、それが外に出ないようにということで、裁断、それから溶解するなりという形で秘密性を守るというところが必要になってございます。

それから、この鉄製ですけれども、こちらについては、スチールラックであるとか、役場内での、庁舎内で発生しますそういった老朽した備品関係、そちらのほうの処分費ということでの計上でございます。

委員（飯畑秀夫君） 分かりました。

機密文書についてですけれども、この機密文書は、村の条例とかで決まっていると思うんですけども、何年間保管しておくんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 当然、それぞれ種類によって保存年限が決まっております。永久保存が最長のものです。そのほかのものについては、一般には10年というのがあります。それから、一般文書の中で保存性のそれほど必要としないものについては1年間ということで、当然、その年の年度はありませんから、翌年度に廃棄というような、そういうことになってございます。

処分費が上がった部分であります、水銀化合物、昔の電灯とか、そういったところに有害物質が含まれている場合がございます、それらの処理、専門業者でないといけませんので、それが入っております。

委員（飯畑秀夫君） 同じく4ページの13節使用料及び賃借料についてお聞きします。

賃貸アパートの応援職員分2戸分ということで120万円ありますけれども、これはどこの職員かと、そのアパートのお金の財源をお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 応援職員2名分ということですので、基本的には、国あるいは県のほうから派遣をいただいている職員の、そちらのアパートという形になります。

財源であります、基本的には単費なんです、復興特別交付税で一部補填されるというふうになってございます。

委員（飯畑秀夫君） 同じく、その下の派遣職員給料等負担金5名分ということで、4,000万円計上されておりますけれども、職員の出向とか派遣職員はどこから派遣されてくる予定か、また、職員は特殊な資格または専門的知識を持っているのか、村民のためにどうしても必要なものなのか。また、そこも同じく、財源はどこから来るかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 派遣職員でございますが、村としては、復興のために専門知識、あるいは技能を有する有能な方々、そういった方を国あるいは県のほうから派遣をいただいております。国を通して全国の自治体から派遣いただけるというような、そんなシステムの部分も入ってございます。

財源であります、こちらについても復興特別交付税、そちらに算入できるということ

になってございまして、その財源を活用しながら応援をいただいているというところ
でございます。

委員（飯畑秀夫君） 続いて、ナンバー6の資料の5ページ、庁舎管理に関する経費について
お伺いします。12節の委託料です。役場本庁舎常駐警備業務として395万円ですけれども、
昨年は488万円、2名分だったと思うんですが、その減額された理由をお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 減額の理由ですよ。ちょっとそちらは調べさせていただきます。

実態は、今、役場本庁舎の部分については、夜間3名の体制で宿直という形をお願いし
ておりまして、そちらの経費となっております。

それで、減額の理由なんです。昨年度分ですと日中分が入っているというところがご
ざいまして、休日分を昨年計上してございました。その分を除いているというところでご
ざいます。

委員（飯畑秀夫君） 続きまして、8ページの9款1項3目14節工事請負費についてお伺いし
ます。

関根・松塚行政区の火の見やぐら解体工事についての詳細と、今回これ1行政区ですが、
村内にこれから解体する火の見やぐら等、これからの予定とかあればお伺いしておきま
す。

総務課長（村山宏行君） 8ページですね、消防施設の火の見やぐらの解体工事ということで
ございますが、基本的に各行政区の集会所あるいはその近辺ということで、火の見やぐ
らがありますが、かなりさびて老朽化をして危険というものがございます。村としては、
順次、要望を受けながらですが、解体工事を進めるということにしております。

ただ、中身について、一部サイレンがついていたり、あるいは、ホースの乾燥塔を兼
ねていたりというところがございますので、そちらについての解体について、各行政区
のほうと話をしながら解体を進めるという形になります。

当然ほかの行政区でも、そういった危険で解体が必要というような要望も受けていると
ころでございますので、年次計画を立てながら、随時進めてまいりたいと思っております。

委員（飯畑秀夫君） 次に、11ページの2款1項5目の17節備品購入費、ミニバン車両購入費
として上がっておりますけれども、この車両は、もうどのメーカーとか車種は決まっ
てるんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） メーカー、車種等は決まっておられません。あくまでも7人乗り程
度、現在あります議会で一般に使われておりますミニバンがあるんですが、そちらの老
朽化の代替ということで考えております。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 確かにもう古くなって、買換えが必要だと思っております。もしこれか
らであれば、災害等で使えるように、やっぱりハイブリッド、100ボルトの電源、電気自
動車とは言いませんけれども、100ボルトの非常用に電源が取れるもの等とか考えており
ますか。

総務課長（村山宏行君） 車種によってどういった機能があるか、各メーカーごとにそろえて

いるでしょうし、また、それぞれ異なるというふうに思いますので、そういった意向があるということはお聞きしましたので、そちらも留意をしながら車種の選定を進めたいと思っております。

委員（飯畑秀夫君） 続きまして、12ページの12款1項1目公債費元金償還についてお聞きします。

起債としまして65件分、平成14年から令和2年、約20年ぐらいですかね、これ、ありますけれども、この内容というか中身、去年よりも7,500万円マイナスと見ていましたけれども、それについてちょっとお聞かせください。

総務課長（村山宏行君） こちら、公債費の元金償還分ということでありまして。基本的には、村のほうでは、議会の中でご説明をしておりますが、大きな依存財源に頼っております。国あるいは県の補助金、そして、有利な起債、そちらを借りながら村の財政を動かしているというところでございます。

国の交付金あるいは補助金については、そういった償還は生じませんけれども、起債です。例えば、今回上がっております辺地債でありますとか、それから、過去でいいますと過疎債、そういったなるべく有利な借金になりますけれども、起債、そういったことを財源にしながら進めておりまして、それらを年次、当然、償還年数というものがございまして、それに基づいて返しながら、そこで財政運営を行っていくというところであります。

近年の傾向でありますけれども、なるべく国の復興特交、あるいは交付金、補助金を有効に活用しながら、その上で足りない部分を起債で賄うという、そんな状況にありますので、この公債、起債の額ですね、借金の額はどんどん減っているというような状況にございます。

その年次計画を立てながら、その借金を返済していくということで、今、減少傾向というのは、村の借金のほうはどんどん減っていますというところ、それが出ているということでございます。

委員（飯畑秀夫君） ありがとうございます。借金はやっぱり幾らでも少ないほうがよいので、今、復興財源、いろんな予算のある中で、幾らでも有利だから使うのも分かるんですが、将来的なものも考えながらお願いしたいところであります。

続きまして、14ページの2款1項1目18節の負担金補助及び交付金についてお伺いします。

下のほうなんですけど、一般コミュニティ助成事業補助金としまして、長泥行政区240万円、前田行政区100万円、その事業内容をお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 一般コミュニティ助成事業補助金の行政区のそれぞれの内容、内訳ということでありまして。

長泥行政区につきましては、長泥のコミュニティセンターが今、建設、間もなく完成でありますけど、その中の椅子・テーブル等の備品を購入するお金になっております。前田行政区につきましては、いわゆるコピー機を購入するという計画になっております。

以上でございます。

委員（飯畑秀夫君） 最後に、資料ナンバー3の110ページ、衛生費、診療所費ということでありますけれども、診療所報償費で一般報償費120万円、いたってクリニック管理業務に2,500万円あるわけですからけれども、また新しくできた運転手の業務、その予算なんですけれども、先ほど言ったとおり、その中身、左側を見ると、国、県のほうから支出金と、これ地方債で1,190万円出ておるんですけれども、これ地方債を使ってやっていますけれども、どういう形なのかというか、その土地、建物は村所有でしたか。

総務課長（村山宏行君） クリニックの分でございますが、地方債、こちらについては、過疎債を使って行っております。

委員（飯畑秀夫君） 過疎債となると、先ほどのものに関連しますけれども、これ将来的に返していくものということでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 過疎債も有利な借金でありまして、おおむね7割以上、8割近く、こちらについては国のほうから、後ほど交付税で補填されるというものでございますので、実質2割から3割程度の返還で済むという、そういう借金でございます。

委員（飯畑秀夫君） ありがとうございます。なるべく、やっぱり、先ほど言ったとおり少ないほうがいい、使える財源、いろんな復興予算等でできればいいのかなと本当は思うんですが、いろいろ考えたやりくりの中で村民のために、将来のために、有効的に予算を執行してもらえれば助かります。

以上です。

委員（花井 茂君） それでは、資料ナンバー6番、予算説明書資料を基に質問をさせていただきます。

25ページの2款1項10目の13節村内防犯カメラシステム賃借料、17台で1,579万8,000円計上されておりますけれども、これは100%国補助となっておりますけれども、この賃借料の賃借の相手先はどこになっているのかお伺いします。

住民課長（山田敬行君） 25ページの村内防犯カメラシステム賃借料のご質問であります。

業者名といいますと、基本的には指名委員会等を経て契約という形になりますが、令和4年度の業者名でいきますとセコム株式会社であります。

以上です。

委員（花井 茂君） これ100%補助となっているんですけれども、この補助の期間というのは、期限というのはあるのかお伺いします。

住民課長（山田敬行君） 国の補助金であります。基本的に何年度まで継続するというのは決まっていません。毎年度、来年度要望していくという中身でありまして、令和5年度につきましては、今のところなる見込みということではありますが、それがいつまで続くかは未定となっております。

委員（花井 茂君） 最近、身近なところでも強盗犯罪とかありますので、できるだけ継続した設置を希望しますので、その辺よろしく願いいたします。

続きまして、33ページ、4款1項1目の7節大倉患者送迎バス運行謝礼についてなんですけれども、これバス運行に係る謝礼となっているんですけれども、この謝礼という形の経緯をお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 謝礼という形の経緯ということではありますが、大倉に患者バスが運行する、ダムの建設時からのお約束事だったのかなと思われませんが、鹿島の厚生病院から大倉地区へ患者バスとして運行していたということで、実際としては、村として実施している部分ではなくて、鹿島厚生病院の独自の運行ということもあって、それで村としては、そこに経費のための補填という形での謝礼という形でのお約束の中でお支払いをしてきたのかなと考えているところでもあります。

委員（花井 茂君） 高齢者が多いので、病院への足のための申し上げということなので、ここにはあまり費用対効果を追求するものではないと思いますので、できるだけ広報して、利用者を増やしていただければと思います。

続きまして、44ページ、3款1項2目の13節緊急通報体制整備事業についてなんですけれども、これは設置台数35台と人感センサー10台で136万円の計上なんですけれども、これはもう既に設置されているものであるのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 全てが設置されている部分ではございません。余力を持って予算要求しているところではありますが、今現在、亡くなられたりすると返していただくということもありますので、たしか、今現在、19台だったかなと思っております。

委員（花井 茂君） この緊急通報体制整備事業で、この設置台数なんですけれども、こういうのは、設置の基準とかというのはあるんですか。それとも、村民のほうから申込みがあれば設置していただけるというものなのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 基本的には、高齢者であって、独り暮らし、あるいは高齢者のみ世帯、こういった方を対象に貸与しているというような状況でございます。固定式のものと、それから、携帯型の部分でございますが、対象の方に全てということではなくて、本人が、どうしても携帯電話2つ持つようになると、紛らわしくなるということもあって、そういったことも含めて、対象者には希望があれば貸与するという形になります。

委員（花井 茂君） こういったものを、最近怖い世の中になっておりますので、防犯にも適用していくものだと思いますので、できるだけ数多く申込者を募って、設置していただければと思います。

続きまして、ページ数46ページ、4款1項5目の12節食品放射性物質測定業務なんですけれども、3,369万9,000円計上されておりますけれども、これ村内に11か所分となっているんですけれども、この内容についてちょっとお伺いいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 資料46ページの、4款1項5目の食品放射能測定業務ということでもあります。

こちらは、11か所設置してあります食品の非破壊式の検査機であります。こちらのほうの検査を、それぞれ決まった日数、運用をしていくわけでありまして、その検体を持ち込んでいただいたものにつきまして、その業者に委託をして、それで測定をして、結果をお知らせいただくというような業務をお願いしております。

なお、この11か所のうち、現在3か所につきましては、行政区の方々が主体になってやっておられますので、残りの箇所について、年間通じてそうした業務をお願いするための費用ということになっております。

以上です。

委員（花井 茂君） 自分の畑で野菜を作る人もこれからどんどん増えてくると思いますので、こういったことももっと広報して、皆さんに利活用していただけるようにしていただければと思います。

次、最後に、69ページ、10款4項1目の13節タブレット用アプリケーション使用料で103万3,000円の計上がなされているんですけども、このアプリケーションの使用料、これはインストールのライセンス契約の更新料ということでよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

教育課長（高橋政彦君） タブレットのアプリケーション使用料ですが、ライセンスの使用料となっております。

以上です。

委員（花井 茂君） アプリケーションのライセンスの更新料なんだろうけれども、この100万円のアプリケーションのライセンス契約の更新料というのは、我々の一般のスマートフォンアプリケーションからするとかなり高額なんだろうけれども、これのタブレットの教育の中での使用頻度というのはどれぐらいあるんでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 使用頻度ということですが、まず、ほぼ毎日子供たち使っておりますし、授業で何%とは断言できませんが、非常に積極的に使用されております。また、家庭にも持ち帰りをしております。

以上です。

委員（花井 茂君） これ、私、総務文教常任委員会で、所管調査でこのタブレット触らせていただきましたけれども、大変すばらしいものでありました。もう本当に楽しくて、いつまでも使ってみたいと思うようなものでありましたので、こういったものを積極的に利活用して、今後また教育向上に努めていただきたいと思います。

私の質問を終わります。

委員（渡邊 計君） 予算書に入る前に、去年4月以降、各議会の当初、村長さんからお話しいただいて、村の現状、そして今後の予算の説明とか、そういうのがある中、また、各議員が一般質問いろいろやってきました。そして、村民からも、私たちもここ1年間いろんな声をいただいております。

それで、まず最初に、村長は去年、ゼロカーボンビレッジいいたてへの挑戦ということ宣言いたしました。このゼロカーボンビレッジいいたてを実際にどのようにしてやっていくのか。事業内容とか、そういうものはどのように考えていらっしゃるのか、お伺いします。

総務課長（村山宏行君） ゼロカーボンビレッジに向けてということでございますが、基本的には、様々な事業、組立てを今行っているというところでございますが、令和5年度で、まずスタートするというのは、木質バイオマスです。こちらが全予算のうち44億円ということで占めておりますので、こちらについては当然、森林資源を活用した炭素、そちらを減らす、そういったところにつながるものと考えてございます。

そのほか、各施設、ゼロカーボンにつながるというところでの事業の組立て、将来構想

も考えながら組み立てるというところでございます。

委員（渡邊 計君） 思ったとおりの答えが返ってきたわけですが、このゼロカーボンを目指す中で、木質バイオマス、そして、そこから副産物として、今回、熱移動できるハスクレイというもの、これ村のアドバイザーの万福さんの紹介で、実際のものを持ってきて見せていただいたわけですが、普通、ああいう焼却炉の熱を利用しようとすると、法的に道路またぎができないとか、そういう固い縛りがある中で、ハスクレイということで、熱移動、これをどのような利用の仕方をしていこうとしているのかお伺いいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） ハスクレイの利用についてというご質問であります。

木質バイオマスの効果の中の一つにうたっておりますように、基本的には未来志向型農業ということでありまして、その農業に対する使用ということを、まずは第一に検討しております。

具体的には、ハウス栽培等もあろうかと思いますが、そうした冬場の加温、それに対する補助暖房的な使い方になるのかもしれませんが、使い方はこれからの検討になるわけですけれども、そうした暖房。また、以前、議会のほうからは、使い方によっては暖房のみならず、冷却効果というものも可能なのではないかというような可能性を示していただいておりますので、そうした形で農業利用をまずは図っていきたいと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） このハスクレイって本当にまだこの事業始まったばかりで、まだ我々議会も5月にちょっと東京のほうまで、実際やっているところへ行って視察してこようと思っているわけですが、工場の中の空調、あるいは温水プール、そういうものに今利用しているんですが、私、非常に興味ありまして、今、課長が言ったおり、未来志向型農業、要は、飯館の場合は農業がなかなか発展しなかったというのは、冬場に農業ができないということで、結局は夏、米を作り、冬場には建築、あるいは土木、そういう仕事に行くと。そうすると、そっちのほうの本業になってくると、ますます農業に手をかけないとなると、本当に米しか作らなくなっちゃう。あと、野菜とかは三ちゃん農業と俗に言われる、じっちゃん、ばっちゃん、かあちゃん、そういう方たちの農業で、なかなかそういうことで飯館の農業が発展しなかったのかなと。それで、このハスクレイを使って1年中農業、通年農業できれば、今、飯館に大分、農業やりたいと言って移住してきている方がおるわけで、そういう人たちにも1年中農業ができるということができれば、非常にいいのではないかと。確かにこれ、熱交換器を使って冷やすというところまで熱が上げられるかどうかという問題がありますが、村長、このハスクレイ事業、東京電力も関わってやっているんです。それで、今のバイオマス、これ東京電力もお金を出してくださって実現に至ったということがあります。これハスクレイ、まだまだこれからの事業ですが、ぜひこの焼却炉あって、今やろうとして、村のほうもやろうとしている中で、本当にまだ事業始まったばかり、これを東京電力もそういう事業をしているならば、一緒になってこの飯館で実証をして、そして飯館から全国に発信していく

必要があるのかなど。全国各地に焼却炉あります、ごみ焼却炉とかそういうの。でも、このハスクレイ、そういうところでも可能なわけです。であるならば、まだまだ設備とかそういうのを農業に使えるかとか、そういうところまだやっていません。ですから、これはぜひ飯舘で東電さん、あるいは、高砂冷熱さん、そういうところと協働して、機械の開発、特に農業関係やるのには、できるだけ安くしないとなかなか皆さんやろうという気にならない。ですから、そういう協働で今後実証をやっていく考えはあるのかどうか、村長、お伺いします。

委員長（佐藤健太君） 渡邊委員に申し上げます。

ただいまの質問は議題外でございますので、一般質問の形になっておりますので、予算の範囲で質問をお願いいたします。

委員（渡邊 計君） これ、去年からこういう、村長がゼロカーボン宣言して、その中でこういうバイオマスをやっているということによってやっておりますので、予算委員会というのは、一般質問と違って縛られる必要ないんです。今後の予算をどうやってやっていくか、こういう事業をやるための予算を立てる気があるのか、それを聞くのは質問外とか何とかじゃないんです。

委員長（佐藤健太君） どの質問か明確に。

委員（渡邊 計君） ですから、ゼロカーボンビレッジで、そこからバイオマスをやる。そのバイオマスをどのように生かしていくかを聞いているんです。質問外じゃないでしょう。今後の予算のために聞いているんです。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。

（午前10時55分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午前10時58分）

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） ここで、暫時休憩します。再開は11時20分といたします。

（午前10時58分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午前11時20分）

総務課長（村山宏行君） 先ほど飯舘委員からご質問ありました区長報償、それから、行政区の交付金という関係でございますが、支出金額については、震災前と変更はございません。基準も変わっておりません。

ただ1点だけ、区長会長については、様々な相談業務、取りまとめを行うということがありまして、令和2年度から増額をしているということでございます。

委員長（佐藤健太君） 飯舘委員、よろしいですか。

委員（渡邊 計君） じゃあ、質問の仕方変えます。

村長がゼロカーボン宣言を去年やりましたけれども、これでゼロカーボン宣言をして1年たって、1年たったんですから、令和5年度予算の当初予算に、これに関して計上したものはありますか。

産業振興課長（三瓶 真君） 当初予算への計上ということですので、一つは先ほどもお答えにありましたように、説明資料でいうところの52ページにあります木質バイオマス施設等緊急整備事業ということですのであります。こちらの、今年度、令和5年度中に完成を目指すということでありまして、44億円ほどの予算を計上しておるのが、一つのゼロカーボンの予算であります。

以上です。

委員（渡邊 計君） このバイオマスに関しては、今、建設費用ということで上がっておりますけれども、その建設費用ということじゃなくて、まだほかにもいろいろあると思うんですね。それで、私ちょっと小耳に挟んだのは、今、太陽光なども一価格どうでもいいんだと、今後、二酸化炭素、その東京のほうとの売買でもう十分採算合うようになってきているのでということも、私聞いておりますので、これだけの、村長、宣言したんだから、これ執行部、議会、そして民間の人を入れてゼロカーボン事業のどういうことをやっていくか、そういう委員会を立ち上げて、もう来年5月か6月には操業始まりますので、そういう委員会を立ち上げる、もう時期ではないのかなと思うんですが、その辺のところはどのように考えていらっしゃいますか。

村長（杉岡 誠君） ゼロカーボン宣言、カーボンニュートラルに向けての動きの中で、村として、そういう検討する組織、委員会という話がありましたけれども、そういうものを設置の考えがあるかということです。令和5年度当初予算ではそういったものは計上しておりませんが、本来、ゼロカーボン宣言の後には、実施計画といいますか、実際の計画を立てていくというのが大きな流れとしてあるというふうに私も認識しておりますので、庁内的な組織体制を含めて、そういうことができるようなことを、今後は検討していきたいと思っております。

以上であります。

委員（渡邊 計君） これソーラーなんかも、今後じゃなくて、これまで建てたソーラーとか、村でやっているソーラー、あるいは風力発電、こういうのもゼロカーボンで二酸化炭素の売買に、そういうものに入れるのかどうか、そういう調査も必要で、入れれば、もっともっと売上げも上がるわけでありまして、そういうことで、どんどん村のほうもそういう方向でいろんなことをやっていければいいのかなと思っているわけです。

それから、そのバイオマスに、今、予算が上がっているということでもありますけれども、この木質バイオマスの中からハスクレイというものを使って熱移動ができるということで、それで農業ハウスで1年間、冬も野菜作りをしたり、あるいは、庁舎関係、公共施設の空調関係にも生かすことができないかと、そういうことを私思っているわけですが、こういうことに関してもやっぱりもうそういう委員会を、執行部、議会、そして、今、花を作っているような人、それから農協、そして、まだまだこれから、機械もまだ未発達というか始まったばかりですので、そういう関係の業者等を含めた協議会も立ち上げ

るべきではないかと思うわけですが、その辺はゼロカーボンと一緒に、このバイオマスに関しての協議会をつくる考えはあるのかどうかお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 令和5年度の予算に関わる部分でお話をさせていただきますが、この資料ナンバー6の52ページの上段のほうに、6款2項1目で木質バイオマスの施設等緊急整備事業ということで計上させていただいておりますので、まず令和5年度は、まずこの令和6年の稼働を目標とした、この木質バイオマス施設が重要なプラント設備整備になりますから、令和5年度はそこに対する村としての補助事業主体としての指導監督ということはしっかりとやらせていただきたいという部分がございます。

それと併せて、委員がおただしのような部分については、職員のほうも様々な研修を重ねさせていただかないと、なかなか言葉一つにしても難しい部分ありますので、まずはそういうことを研修費の中等でさせていただくというところが、令和5年の動きかなというふうに考えているところです。

その先については、また予算を計上するときにご審議をいただきたいなと思うところがあります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 私は、やっぱり来年度、操業始まると同時ぐらいに、熱移動可能なハスクレイ、これらに関してほとんど同時に始めたいなと。最悪でもあそこに、今のバイオマスの機械を造るところにも、ハウスを2棟、3棟ほど向こうの業者が建てるということになっていきますので、そういうところでの、そのハウスで何を作るか、そういうところも一緒にやっていければと、私は思っているわけなので、今後、補正予算などでできるだけ早く上げていただければありがたいなと、このように思っているところであります。

それと、村民から声が上がってきているのは、令和5年度予算にプレミアム付商品券の予算が上がっていないというわけですが、国からの補助金とかそういうのがない状況の中での、今回、令和5年度に上がってきていないんでしょうが、これ農業やる人たち、4月に農薬や肥料を買って、農協さんのほうも分かってくれて、売り掛けにしてくれて、6月に入ってから支払いでいいよということとかもうまくやってくれている中で、そうになると、10俵しか買えないものが15俵買えるということなので、それから、飯舘村に今、役場もそうですし、各企業も遠くから通っている人がいる中で、あれを使うとガソリンがリッター当たり105円から110円ぐらいで入れられる、非常に助かっているわけですよ。ということ考えた場合に、予算というのは必要ですけども、9,577万6,000円、いろんな経費含めて、それぐらいでできるわけでありましてけれども、村のいろんな基金積立て、そこから1億円弱は出せるのではないかなと。私はこのように思っているわけですが、そういう基金から出すつもりはあって、今後、村民が待ち望んでいるものを、今後の補正予算とかそういうものに上げる予定はあるのかどうかお聞きします。

総務課長（村山宏行君） プレミアム付商品券、こちらについては、補助金終了ということで、令和5年度については商工関係のこういったイベント等の部分を残しているというところがございます。商品券自体の発行は、来年度はございません。

ご指摘のとおり、そういった経済対策なりで必要ではないかというところもありますが、村としても財源、当然用意しなければならないということがございますので、ご意見も含めながら検討してまいりたいと思っております。

委員（渡邊 計君） たしかいろんな基金、繰入金もありますけれども、村で自由に使える基金というのは、恐らく25億円くらいあったと思うんですね。たしか去年で30億円近くいったのかな。それで、今回、補正予算にも上がっていますが東電からの賠償も入るようになっていくということであれば、いろんな基金というのは村民のために積んである基金でありますので、それらをぜひ利用できるのであれば、やっていただきたいなと思うところがあります。

次に、今、村内田んぼのほうに暗渠を入れたり、均平取りをやったり、U字溝を入れたり、農業再開の支援事業をいたしておりますが、これが耕地整理やったところ、それから、それ以外でも農業計画があるところはやっていただけるとのことなんですが、山間部における山あいの農地に関しては、農業を続ける人もいない、そして、そういうことをやっても無駄になる可能性が強いという中で、今、半分もう柳やそういうのが出てきて、田んぼから山みたいになっているところでも、農地のままなんですよ。山になっても農地なんですよ。そういうことで、今後、ゼロカーボンとかそういうことで、いろんなバイオマス、再生可能エネルギーの太陽光とか再燃する可能性もある中で、あるいは、手入れをできないという人たちが、「息子たちはやらないんだよ、もう」と、そういう人が多い中で、農地から外す、そういうことが非常に今難しい中で、一人一人やっていたのでは、もう本当に大変なことになるので、それらを集約するような、そして県のほうに申し込むような、そういう考えはおありでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまのご質問のことではありますが、確かに条件不利地といえますか、比較的山地に近いような農地においては、面積が小さかったり、あるいは、水の便や、そこまでの道路、農道ということでの、条件的に悪いというようなことがあるということが、村内農地の中にもあろうかと思えます。それを今後どうするかということにつきましては、農業委員会の中でもしばしば議題となって出てくる場所があります。

そこで、村は、今のところは、そうした農地も一応は含めながら、農地集積という形で、担い手の方々にできるだけ農地を集約して有効に活用していただくことを進めているわけがあります。その次の段階として、恐らくそうした中で、使われない農地というところもまた出てくるのかなとは思っておりますが、今のところ、そうした進め方をしておりますので、現段階で一斉に、村が全部それを取りまとめて県に申請をするというような計画は、今のところはないというところがあります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今、集約をやっていると、やる人が借りてということになっているわけですが、震災以降、いろんな補助事業で集約農業をやるような人たちは、皆機械が大型化しているんですね。そうすると、山間部における山あいの農地とか、そういう小さいところ、そして、段差がある、そういうところには機械入っていけないんですよ。だ

から、貸したいという人はいっぱいいるんです。でも借りる人が、あの状況じゃ借りられないという形になっていけば、いつまでたってもこれ借りてくれる人はいないんです。ですから、そういう山あいの段差がある小さい田畑を持っている人たちは、早く何とかしてくれないかなと。これ本当にいろんなところから、そういう山あいの人から声聞こえてくるんです。だから集約農業は確かにいいことです、やる人がいなくなってくる中で。ただ、その集約農業をする人たちの条件に山あいの農地は含まれないんですよ。ですから、幾ら待てど、やってくれないんです。ですから、そういうことで、年に1回そういう集約農地とかで集められますけれども、貸したいという、みんな色染めるんだけど、借りてくれる人がいないんです、同じ部落の中でもね。ですから、そういうところで、早くそういう農振除外できるような、そういう形をもっと早めに考えていただければと思うところであります。

それと、これもまた村民から聞こえている声なんです、村長に対して、もっと自分のやりたいことをやれと、杉岡色を出せと、いつまでも出さないでいると忘れられるぞと、こういう声が聞こえてくるわけでありましてけれども、今回の予算書の中で大分新規事業が増えていきますので、これらを強くアピールしていくことが杉岡村政の仕事はこういうことをやっているんだよということで、新しくやっていますよということをもっと強くアピールして村民に知らせていくべきではないかなと、私はそのように考えているんですが、これは要望として、村民の要望として村長色、杉岡色をもっと出せと、そういうお声がありますので、ぜひ心の隅にでもとめておいていただければと思います。

では、予算書ナンバー5とナンバー6、これ両方に沿って質問していきたいと思えます。

まず、ナンバー5の10ページ、これの番号7番のところ、ここにベンチャー企業創出支援事業ということで400万円ほど上がっております。これ、去年は200万円だったんですが、ここの説明を聞くと2分の1補助上限が200万円ということは、2名というか、2企業というか、そういう受け止め方でよろしいのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ベンチャー企業の予算でございます。渡邊委員おっしゃるとおり、今、1事業者が予定をしているということで、新規でもう1件見込んでの予算を計上させていただいた、いわゆる2件分受けられるようにということでの予算計上でございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） その下でありますけれども、10番と12番、これ文面見ますとまるっきり一緒に、これ、こちらの説明書のほうで追っていきますと、10番のほうは野菜とかそういう関係で、12番のほうは畜産ということなんだと思えますけれども、まるっきりこれ文面一緒なので、大体内容似たような内容ですので、こっちの説明書のほうでいきますとね。そうすると、ここはちょっと文面違うけれども、こっちの説明資料のほうでいくと同じなんですよね、頭の文面が。それで、こっちの12番には経営開始資金事業と書いてありますけれども、説明資料のほうではまるっきり同じ農業次世代人材投資事業補助金という名前が出ていますので、こういうふうに、こっちの10番と12番と違えば分かるんですけども、説明資料のほうはまるっきり同じ文面が出ていますので、ここに酪農な

ら酪農、頭にね、それで10番のほうは普通の営農というか野菜とか、そういう、分かるように書いていただけるとありがたいと思うんですが、文面の頭だけ見るとまるつきり一緒なので、その辺、今後、これ継続事業になるかと思うので、その辺のところお願いしたいと思うんですが、いかがでしょう。

産業振興課長（三瓶 真君） 大変分かりづらいということで申し訳ありませんが、内容を申しますと、実はこれ、全くご指摘のとおり、事業内容としてほぼ同様の事業になるわけですが、これ県の補助事業なんですけれども、制度が見直されまして、従来どおり行われていた、10番の事業のほうがそうなんですけれども、それに加えてといたしますか、今度新しく同様の制度がこの12番の制度の中で始まっているというようなことで、まずはご理解をいただければと思います。

そして、ちょっと説明資料のほうの書きぶりが紛らわしかったのかもしれませんが、両者とも今回は園芸をやられる方々、農家ということでありますので、それぞれ今対象になっているのは、園芸農家、それぞれ1件ずつで2件ということになっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） この10番のほうが始まってからということで、下の12番のほうが始始資金ということになっているわけなんですけれども、両方開始資金ですけれども、上のほうは営農前の研修段階にも使えるということの理解でよろしいのか。何か本当に同じ内容で一件一件別々なんだという取り方なのか、その辺、もう一度。

産業振興課長（三瓶 真君） 基本的には営農を始める段階から活用できる交付金ということになります。繰り返しになりますが、12番につきましては、制度改正によってちょっと事業名が変わりまして、そこに新たに予算をつけたものですから、2つに分かれて書かれているというような状況であります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 次の11ページの一番上ですけれども、未来へつなぐ農業支援事業3,300万円ほど上がっておりますけれども、これが農業者の技術向上や省力化、効率化と、技術継承や次世代育成等の取組を支援ということになっておりますが、これの対象人数とか、金額に上限があるのかどうか、その辺お伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 未来へつなぐ農業支援事業につきましては。追加資料の31ページ、32ページをご覧いただきたいと思います。

まず、対象の人数ということでありますが、この制度につきましては、これからなりわいとして農業をやっていききたい、あるいはもっと発展させたいという方々を、すべからくといいですか、できるだけその対象としたいということで考えております。

31ページにありますけれども、まず令和4年度、村が産地づくりモデル事業補助金というものを実施いたしました。その中で、実績報告の中に、それぞれどんなものをつくられて、収支がどうだったのかなどという項目も書くところがあったものですから、そうした実績とか、あるいは、花卉農家を対象に行ったアンケート、そのほか農業者との懇談会などから、今、様々そうした目標を掲げている方々の段階がいろいろあるということがございまして、この下のア、イ、ウ、エとあるように、それぞれが今あります段

階、あるいはこれから目指したい段階に応じて、それぞれ支援をしていきたいという計画であります。

一番下のところに事業内訳というふうに書いておりますが、ここに大きく5項目ほど事業のタイトルといいますか概略を書いておまして、それぞれに、おおむねこのかぎ括弧の中にあるようにですね、例えば②番の施設整備費補助でしたらば、1件当たり上限100万円というような形で考えているところではあります。

なお、ここにつきましては、これから予算計上時点での計画でありますので、今後、詳細を検討の上、要綱を定めてまいりたいと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 一応内訳は出ていますけれども、応募する人間によって、数によって少々変わってくる可能性があるという捉え方でいいのかなと思います。

それで、さっき畜産についての質問で、さっきのと間違えましたけれども、これ同じ21番に、同じ未来へつなぐ農業支援事業ということで1,000万円ほど上がっているわけですが、これ同じ項目で、説明を見ると、下は畜産農家となっているわけですが、これも、これ同じ項目の中で扱うのか、まるっきり別項目なんだよということになると、下のほうは畜産に関する未来営農という形で、上は普通の営農かな、そういう形での文章にしてもらわないと、これ見たとき、同じの2つあるなと思ったわけで、それで、この下のほうも、今、説明書類見ると32ページのほうですか、事業内訳も出ていますけれども、この事業内訳についても今のある程度の予定であって、今後変わる可能性もあるということでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問のとおりであります。まずはちょっと書き方につきまして配慮が足らず、申し訳ありませんでした。分かりやすく表記するように努めたいと思っております。

次の、これからその要綱等の詳細を定めるということでもありますので、考え方としては我々の中で、農政分野と畜産分野というふうに分けておりますが、農政分野と同じであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） では、次に12ページ、上から2段目の国民健康保険事業、これ前年と比べますと、前年が6,296万4,000円、今年度が5,586万1,000円と、710万3,000円ほどの開きがあるわけですが、これどういうことでこの減額予算になったのかお伺いします。

住民課長（山田敬行君） 国民健康保険の繰出金と、一般会計から国民健康保険の特別会計に出す繰出金の減額ということでもあります。

こちらにつきましては、一般会計から繰り出すものというのは、事務費とか人件費とか、決められた中身がありまして、保険給付費が医療費推計等令和4年度が若干下がったと、被保険者数も減った分もありまして、その下がった分で一般会計からの繰り出す分が700万円ほど減額になったというのが主な内容であります。

以上です。

委員（渡邊 計君） これ財源のほうを見ますと、国県支出金のほうは前年より2万円ほど上

がって、その710万円ほど下がっているというのは、この一般財源からの部分だけ下がっているということは、今の課長の説明のように、事務費とかそういうのがこの一般財源のに入るということで、国から来ている返納保険に関する金は変わらないということによろしいですか。

住民課長（山田敬行君） 一般会計に入ってくる国民健康保険の国県から来る分、一定の試算に基づきまして入ってくると。それにならないものは、村の手出しといいますか、そういった形で、事業を進めるに当たっての国県に該当するものと、そうでない一般財源で負担するという部分での算出でありまして、結果的には、国県は変わらなかった場合、一定の基準に基づいた、いわゆる入ってくる分、残りは村の一般財源というか、そういった形になるということでありまして。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分からとします。

（午前 11時51分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後 1時10分）

委員長（佐藤健太君） これより質疑を許します。

委員（渡邊 計君） 午前中の続きで、国民健康保険特別会計繰出金なんですけど、人件費、事務費とかは分かったんですけど、出産育児一時金、これが前年度より半額の280万円になっているわけですけども、これは新規事業で出産・子育て支援事業ということで国のほうから交付金が下りているわけですけども、それに切り替わって半額になったのか、どういう理由でこれ半額になったんでしょう。

住民課長（山田敬行君） 国民健康保険事業の繰出しの中の出産育児一時金の件でありますけど、この分の減というのは、国の子育て対策の分ではなくて、国民健康保険事業の中の出産された場合の一時金というものでありますので、その数字が、昨年と比べて半分程度になったのは、今の出生数等から見てある程度実態に合わずといたしますか、そういったことで予算措置をした結果であります。

以上です。

委員（渡邊 計君） ということになりますと、後期高齢者医療保険、その下の28番ですが、これは逆に320万円ほど上がっているわけなんですけれども、これもやっぱり実態に沿ったということで上がっているんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 資料ナンバー5の12ページの28番、後期高齢者の特別会計の繰出金でありますけど、こちらも後期高齢、被保険者数が増加している中で、医療費のほう、県からの広域連合の数字を基に増額ということで300万円ほど見た中で、ただ、国県の分については、同程度の試算ということでありまして、一般財源若干、去年と比較してはあれですけども、若干の広域連合の医療費推計の中での数値算定ということになっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） ということは、これ後期高齢者、2025年にはピークになるわけですが、ということになると、まだあと2年ぐらいは上がり続けるということでもよろしいでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 後期高齢者医療制度につきましては、今、国のほうでもかなり高齢化が進むということと、全世代型社会保障ということもありまして、後期高齢者の中でも一定の所得がある方については、ある程度の負担をいただくという考え方ということで、今、国のほうでは検討しておりますので、そういった中で、保健医療というのは、上がる可能性があるということでもあります。

委員（渡邊 計君） 続いて、その下30番、予防接種事業、これが前年から比べますと1,662万6,000円ほど減額になっておるわけなんですけど、これが一般財源からがほとんど出ているというわけですけども、これは予防接種法が、見ると委託料が下がったのかなと思うんですが、この委託料が下がった原因というのは何でしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 資料ナンバーの5番ですと12ページになりますが、6番でちょっと説明をさせていただきたいと思います。資料ナンバー6の34ページをご覧くださいと思いますが、こちらの予防接種事業の法定接種の中の一番最後、子宮頸がんワクチン、こちらの部分が、平成25年度から、対象者が約400人ほどいるんですが、接種がストップしていたという経過がございます。その分を遡って接種対象者ということで、対象人数が400人ほどあったんですが、実際、昨年度はそんなに接種する人がいなかったということで、最終的には補正予算で落とさせていただいたということでもあります。令和5年度の予算の中でも予算措置しているところではありますが、昨年度の実数を見ながら、ちょっとその辺を勘案して予算措置をしたという経過でございます。

委員（渡邊 計君） では、その下、妊産婦の支援事業ですが、これは説明資料のほうでいうと36ページの上から2つ目になるわけですけども、これも大分減額になっているわけですが、これなんかも実態に沿ったということでも下がってきているという考えでもよろしいのでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 妊婦健診等々についても、実数に合わせて予算措置をさせていただいている、そのとおりでございます。

委員（渡邊 計君） 次、ナンバー5のほうの13ページで、説明資料のほうだと40ページになるんですが、介護保険事業、これも2,183万5,000円ほど下がっておるわけですけども、これの下がった理由はどのようなことですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 昨日の説明の中でも若干触れさせていただきました。こちらのナンバー6の予算説明資料の一番最後のほう、87ページをご覧くださいと思いますが、こちらで歳入歳出とも9,481万円の減額ということでもあります。これにつきましては、令和3年度の実績と令和4年度の進捗を精査しまして、それで令和5年度の予算を措置したという流れになります。繰出金の部分につきましては、総額で約1億円の減額でありますので、それに沿って繰出金のほうも2,000万円ほどの減額になったというような経過でございます。

委員（渡邊 計君） では、次、14ページですが、交流・移住・定住等促進事業ということで、

前年より340万円ほど上がっておりますが、この内容が、移住相談窓口の運営、移住情報発信ということになっておりますが、これらの前年の実績はどのようになっていますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 追加資料も出ささせていただいております、12ページのほうに移住関連の業務の比較を載せてございます。前年ということで、令和4年度の今の状況ということでいいかと思えますけれども、令和4年度、一番左下ですね、交流・移住・定住促進業務の部分で、令和4年度については、移住相談窓口の運営とSNSを活用した情報発信、パンフレット作成、印刷製本、それから地域おこし協力隊の活動支援業務ということで動いてきたところでございます。

委員（渡邊 計君） 令和4年度よりも令和5年度上がっているということは、これ、体験ツアーが前年3回だったのを6回に上げた、約倍近く上がってきたということが一番大きいのかと思うんですが、それでよろしいですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどあった質問が交流・移住・定住等促進支援業務の部分かなということで、移住・定住のツアーのところとは違って、先ほどの追加資料の12ページの一番左の欄で、先ほど申し上げたのが、左の下の令和4年度、令和5年度につきましては、その上の段になりますが、追加で太文字で書かせていただいております移住・定住促進イベントの開催、それから、移住PRのためのポスター作成、地域おこし協力隊の採用業務、移住者向けの就労支援ということで企業とのつながり、そういった部分を追加で行っていきたいということでございます。

委員（渡邊 計君） 次、57番、もりの駅まごころ管理運営事業ということで、説明資料6のほうでは21ページの中段辺りになるわけですが、これが、管理事業が前年よりも34万4,000円ほど上がっていますが、この上がったのは、管理事業の中でどういうことで上がったんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） もりの駅まごころについては、施設の管理運営ということでお願いしている部分でございます。電気料とか、そういった関係の部分、そういった部分でかなり上がっているということで、基本的には同じような管理の体制であるところではありますけれども、そういった経費が上がってきているということで、予算、若干多くなっているということでございます。

委員（渡邊 計君） 今、まごころのこの管理運営業務ということで上がっていることに対して、電気料ということですが、この21ページ見てもらえば分かるんですけども、まごころの電気料、別に上がっているんですね。ということは、これ、まごころの電気料が去年より60万円多く上がっているわけなんですけれども、ここで電気料上がっているのに、何でこっちの運営業務のほうの三十何万円上がっているのが電気料だという説明になるんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 大変失礼いたしました。委員のおっしゃるとおりかということでございます。ちょっとお時間いただければと思います。

委員（渡邊 計君） その下、宿泊体験館まごころ管理運営事業に関しても、なぜ318万8,000円ほど上がったのか、内容をお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 申し訳ございません。これもちょっと時間をいただいて、詳しく説明させていただければと思っております。

委員（渡邊 計君） 続いて、同じく村民の森あいの沢管理運営事業、これも519万2,000円ほど上がっていますが、この理由もお教えてください。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。

（午後1時24分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後1時25分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 大変失礼いたしました。まず、もりの駅まごころの管理運営業務が上がった部分であります。これについては、令和4年度については、年度途中からのスタートだったということで、令和5年度については4月から1年間ということの管理運営になった部分で金額がその月数分上がった部分であります。

それから、きこりであります。きこりについては、電気料の値上がり等による増加ということになります。

あと、あいの沢管理料についても、同じように、職員数を若干増やしている部分と、電気料の値上げという内容でございます。

以上でございます。

委員（渡邊 計君） では、その下の61番、道の駅管理運営事業、説明資料ですと23ページになるんですが、この道の駅までい館指定管理料、これが380万円ほど上がっているんですが、この理由もお教えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅までい館の指定管理料の増であります。これについても基本的には電気料等の高騰分ということであり。そういった維持管理経費の部分での高騰分が主なものでございます。

委員（渡邊 計君） 道の駅の管理運営事業で、これ電気代で380万円上がったということですが、380万円で、あそこが24時間365日エアコンを回しっ放しで空調をやっている中で、380万円の電気代の値上げで賄えますか。大丈夫ですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 年間を通してという考え方になるかと思えます。現在、電気料がかなり高騰しているというようなことで、ご心配いただいているということだと思いますが、電気料につきましても、今、契約している電気業者と、あとそれから、それよりも安く購入できるのではないかという部分も、今、検討されているということも聞いておるところで、その中で予算措置の中で、村として管理費としてどの程度指定管理で支出すればいいのかということで、協議の中で試算しているところでございます。また状況が変わりましたら、次年度、お互いの協議の中で予算をとというようなことにもなってくるかと思えますので、基本的には今の状況で努力をしていただくということで、当初の予算措置となっているところでございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） この道の駅にはちょっとしつこく言いたいですけれども、去年は駅長さんが5月に亡くなって、それ以降の給料は、駅長さんの分は浮いているわけで、それもひっくるめて全てで管理料になっているわけですが、その分、駅長さんの給料、どのくらいかちょっと詳しくは分からないんですけれども、少なくとも400万円、500万円は行くんじゃないかと思うんですが、それを別なところに回せたんですが、これいまだに駅長が決まらない中で、もし駅長さんが決まった場合、この金額で電気代と駅長さんの給料が全部賄っていただけるのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅までい館の指定管理料につきましては、基本的に施設の維持管理分ということでの試算ということで、基本的に道の駅までい館のほうからそういった資料を提出していただいて、協議、予算措置をしているところであります。

今ほどありました人件費等については、基本的には、ここに項目として大きく載せているのではなくて、いわゆる一般管理費の中でそういった村の情報発信の施設ということで、一般管理費の中である程度見るというような内容になっているところであります。

その部分については、今後、経営者会議等でしっかり検討されていくのかなと考えているところでございます。

委員（渡邊 計君） 一般管理費の中でやっているから、これはあくまで運営管理事業だけだから、何とかなるということですね。分かりました。

あとは、下のふかや風の子広場とか、メモリアルホールは電気代が上がったとか、あるいは修繕費、AEDの入替えということが説明書にありますが、それは分かったんですが、説明が書いていないところで上がっているところ分に関して質問したんですが、その下、64番の村内1日留学事業ということで、ページが説明資料のほうは74ページの一番下になりますけれども、これの村内1日留学事業は、これ参加者昼食代とかいろいろ出ていますが、今年はこの、何人を対象にして行う事業でしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 想定人数といたしましては、これはバスツアーでございますので、1回40人程度ということで考えておまして、今のところ3回予定をしておりますので、合計120人というところでございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） 続いて、次、67番の15ページ、ふくしま駅伝市町村対抗、あるいは野球・ソフトボール大会、これも128万2,000円ほど減額ということになっているんですが、これは去年はユニフォームを作ったけれども、しばらユニフォームを作らないで済むので、その分が減額になったと理解してよろしいでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今、委員おただしのおり、昨年度は野球とソフトのユニフォームを新調いたしまして、この分落ちております。

以上です。

委員（渡邊 計君） その下、68番新規事業で、子育て応援支援金ということで1,350万円ほど上がっていますが、これの内訳、対象人数お教えてください。

健康福祉課長（石井秀徳君） 資料ナンバーでいいますと、資料ナンバー6の45ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらが一番下に、子育て応援支援金ということで記載が

あります。内容としましては、小学校、それから中学校及び高校に入学する児童に対して、入学準備のための支援金を交付するという内容であります。

小学校入学時10万円、中学校入学時10万円、それから高校入学時20万円ということで、対象人数につきましては、ここに書いてありますとおり、小学校は35人、中学校は30人、高校については35人ということで、今、試算をしているところであります。

委員（渡邊 計君） これ試算は、入学時ということになると、4月が入学ですけれども、これ入学してからの給付になるのか、給付というの、高校とか遅いんですけれども、小学校なんか早いんですね。これ給付時期はいつになりますでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今、目の前に入学が迫っているような状況の中でありまして、この予算が執行されるのが4月以降ということになります。準備というのとはなかなかこれ難しい部分がございますので、今年度については、4月のいわゆるスタートしてからのということで想定をしているところであります。

委員（渡邊 計君） 今年は4月入ってからということですが、来年度からは、この前の臨時議会であったような限度額を決めた先取りの形で、給付時期を早めるということによりはしいですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） その部分を含めて、また議会のほうに提案をさせていただければと思っています。

委員（渡邊 計君） 同じ説明資料6のその上で、児童手当事務事業があるわけで、これが大体5,000円、1万円、1万5,000円と、大体の人数割りするとそういうことになるんですが、これが令和4年2月から令和5年1月分だということなんですが、こういうことになると、対象時期というか交付時期、これもいつ頃になるのかなと。ちょっとお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） こちらについても、新年度の交付ということで想定しております。令和5年の4月以降ということになります。

委員（渡邊 計君） これ手当を支給するのが令和4年2月から令和5年1月分ということですよね、ここに説明が書いてあるのは。令和5年1月ってもう過ぎているんですけれども、それでこの支給時期いつになるのかなということでお伺いしたんです。

健康福祉課長（石井秀徳君） すみません、これ記載漏れといたしますか、記載誤りのようです。去年のその括弧書きの部分がそのままなっておりますので、1年、本来であれば、令和5年2月から令和6年1月分までということになります。大変失礼しました。

委員（渡邊 計君） 次のページ、説明資料46ページで、モニタリングマップ作成業務ということで1億2,749万円ほど上がっておりますが、前のモニタリングはたしか1億円ちょうどぐらいだったと思うんですが、この2,749万円上がった部分というのは、長泥の部分が増えたのかなと思っているんですが、その辺はいかがでしょう。

産業振興課長（三瓶 真君） 予算の増額についてであります。こちらは業者のほうからの見積りで予算を計上しております。この間、時間がたっておりますので、様々な諸経費が上がっているものかなと思っています。

以上です。

前回のモニタリングマップのほうにも、長泥地区は入っておりましたので、地域の増加ということではないかと思えます。

委員（渡邊 計君） それで、先ほどちらっと聞いたの、50メートルマップということでありませけれども、今、森林再生事業が始まっている中で、前のもちらっと見たときに、ちょっと山にも入っているみたいですが、今度のやっぱり入れるところは入って、森林の放射線量、それと、長泥の場合は、ほかの19区と違って面的除染はしていないわけでありませるので、もう少し細かいピッチでの線量図を作る必要があるのかなと思うんですが、執行部の考えはいかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） モニタリングマップの作り方につきましては、基本的には、前回の50メートルメッシュというものを踏襲したいと思っておりますし、前回、今ありましたように、立ち入れるところは立ち入って、家屋等と宅地との境、その辺りのところを計測したこともあります。長泥地区でありますけれども、特定復興再生拠点区域内につきましては、環境省の面的除染が実施されておりますから、同様の計測が可能かと思っております。あと、区域外につきましても、原則立入禁止という形には当然なるかとは思いますが、なおこれは村の事業でありますので、そこについては放射線防護の対策をしっかりと取りつつ、引き続き前回と同じように計測ができるのではないかと思っております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 全額国補助でやるんですけれども、これ一番大事な、今後も線量が、前るときからと推移とかも全て分かるものなので、できるだけいいものを作っていただきたいなと思えます。

ちょっとページ数、大分戻りますけれども、7ページの9項1款2目7節の報償費、ここに企業消防隊報償ということで2事業所の予算が上がっているわけでありませけれども、この2事業所というのは、一つは菊池製作所だと思うんですが、もう一つというのは役場ということでよろしいのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 2事業所で、どちらも民間の事業所を予定しております。一つは令和4年度に作っておりますが、一つは来年度、これも企業にご協力いただく、これからの交渉ということですので、まだ未定でございます。

委員（渡邊 計君） では、次に8ページ、9款1項5目、一番下になりますが、ここに報償費20万円、それから、防災訓練時の訓練用発煙筒、消火器充填剤等ということで20万円ずつ上がっているんですが、これは、報償費は誰に払うのかということと、防火訓練時の需用費、消耗品、これ前は、前年なかったような気がするんですが、この説明をお願いします。

総務課長（村山宏行君） 防災訓練ということではありますが、これまで県の主催する防災訓練等は行ってまいりましたが、村での事業として行う訓練というものを行っておりませませんでした。ということで、この部分について新たに取り組むということで、報償費、計上させていただいたものでありませ、まだ具体的に誰にということ想定はまだございませせん。

それから、物品等、昨年度の議会の中でもご指摘ありましたように、万が一のための備蓄品、それから、水であるとか、炊き出しの食料だとか、そういったところを順次計画的にそろえるように、また、使い方も併せてやるようにということでありましたので、そういった分を計上させていただいたということです。

委員（渡邊 計君） では、次に、10ページからの総務課の財政の中で、予算書には載っていないんですが、一般質問などで東電の賠償を早くしろと言ってきたわけでありましたが、今回、補正予算のほうに6億円ほど上がっておりますけれども、今後、今回の賠償から残った賠償されるべき建物とか、そういうものはどのくらいの数が残っているんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 東京電力からの賠償金6億円ではありますが、今のところ計上させていただいたのは、役場庁舎分、村民の森あいの沢、宿泊体験館きこり、この分については算定が終わって、ほぼこの金額が出されるということで聞いております。

その他の財物、どのくらいあるのかということではありますが、おおよそ100件ほどはあるかと思っております。

委員（渡邊 計君） 100件というとかかなりの金額になると思うんですけども、これ12年もたっていて、もう早く賠償をして、これをいろんな基金に積み立てて、村民のために、そして村の復興のために、これ賠償金は、国から来た積立金などもある程度自由に使えますけれども、それよりも自由に使えるのではないかと思われるので、できるだけ早急に、今後、請求することを望みます。

次に、16ページ、地域おこし協力隊提案型3名と企業雇用型5名で8名ということが、3,719万1,000円の予算上がっていますが、これ単純にこれを8人で割れば1人分が出るという計算の仕方ではよろしいんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地域おこし協力隊の内訳ということでございます。現在、地域おこし協力隊3名活動していただいております。お1人については、令和5年の3月までということで、令和5年度当初については2名、今のところ、2名残っているという状況で、そのうち1名については、令和5年の12月までということで、9か月ということになりますので、その分が若干フルの480万円よりは減額になるということで、その残りは7名で割った金額になるかなということでもあります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 同じ枠の下から3ポツ目の上に交流・移住・定住促進支援業務ということが出ていますが、交流人口を増やすということが大切なのかなと。そして、飯舘村を知ってもらおう。これ我々、先月、女川町へ行ってきたんですが、そこでもやっぱり交流人口を増やして知ってもらうことが一番最初大事なんじゃないかなと。その中で、あとは移住・定住を考えてもらうということになるわけですが、この中で、交流人口を増やす事業はどんなことをやっていますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど追加資料の12ページでも若干説明をさせていただきましたが、追加資料12ページの令和5年度の太字になっている、一番左部分かということでもあります。

移住・定住促進イベントを開催いたしまして、そういった交流人口を増やしていきたいということで計画をしているところであります。

委員（渡邊 計君） これ交流人口を増やすというのは、村内でのいろんなイベントもそういう一つだろうと思うんですが、その中で、前議員である人が、ここ2年続けてスーパーカーを、自分の知り合いグループでスーパーカーを連れて来て、道の駅でイベントをやっているわけですが、これ、大分自分の金を使っている面もあると、個人的な。ただ、去年、村長にちょっとお願いしたところ、ほかからも使えるものがあるということで、ちょっと増額、支援していただいたんですけれども、こうすることで、結構な人が集まってくれて、そして、村内の人よりも、見ていると意外と村外の人が、スーパーカーを運転してきた人を別に、子供さんとかがもうスーパーカー見たくて結構集まっているという状況なんです。こういうことに対して、個人的なイベントになりますが、これも本人は交流人口を増やしたいということで、ここ2年ほど自分の財布もたたきながらやってきているわけですが、そういうことで、こういうことに対しても、もっと予算を出せるような仕組みはないのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど渡邊委員からありましたスーパーカーイベント等の事業であります。令和4年度については、予算説明資料ナンバー6の14ページの一冊下にありますふるさとと担い手わくわく補助金、こういったものが該当になるかなということで、基本的に令和4年度、この事業で、若干補助を出させていただいた経過があります。

今年度につきましても、こういった村で考えている補助金、そういったものを活用していただくとともに、しっかりした計画を立てるという中でいきますと、復興関連のも該当するかもしれませんので、事業内容をお聞きしながら、こういった補助事業で進めることができるのかというのは、ご相談に応じていきたいなと思っていますところであります。

委員（渡邊 計君） 交流人口を増やそうと個人的にも頑張っていますので、ぜひ、できるだけ支援をできるようにしていただければなと思っています。

次に、17ページですが、みがきあげよう！ふるさと事業ということで、350万円が1件、200万円が2件、それから150万円が4件ということでの1,350万円の予算が上がっておりますが、この金額と件数というのは何を基準に出してきたのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどのご質問は、17ページの下段、までいな心の復興事業の内訳かなということであります。

までいな心の復興事業、参考までに令和3年度で実績、決算のときにお知らせしてありますが、このときには、例えば、オープンガーデンの場合は43万8,000円とか、きつつきの会などは122万9,000円等の支出をしております。それぞれの事業者の計画の実績によって基本的には出している。それで、基本的に補助率10分の10で、上限が1事業200万円ということですが、その中で、要件によってプラス150万円まで上乗せができるという事業の内容になっております。

今回、長泥の復興関連の事業については、その上乗せの150万円ということで、350万円

ということで予算を見込んでいるところではありますが、基本的には200万円と、特別な条件によって、そういった上乘せの事業もできるという事業の内容になっております。

委員（渡邊 計君） では、次に19ページ、19ページに2つ枠があって、下の枠なんですけど、これイイタネちゃんのアプリに関していろいろ載っているわけですけども、このイイタネちゃんアプリで、1年でこのイイタネちゃんのアプリを閲覧しているというか、そういう人はどのくらいいらっしゃるか確認しているのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 追加資料で出させていただいております15ページに、イイタネちゃんお知らせアプリの状況を記載させていただいております。

利用状況をということでありますが、2番目のアプリ利用人数ということで、実際に毎月一度でも利用したことがあるという人の人数がカウントされているということであります。今までの平均で210人ほどが一月に一度は利用をさせていただいているということでございます。

委員（渡邊 計君） これが始まってから、この資料によりますと、平成30年度からで5年ほどたっているわけですけども、これをますますみんなに見てもらうためにいろいろやっていると思うんですが、特にどのようなことをやって、このいろんなことを皆さんに知らせようとしているのか、そこを伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） アプリの運用部分であります。同じく今の追加資料の下にも、アプリ交流会参加ということで記載させていただいておりますが、イイタネちゃんお知らせアプリの運用支援ということで、コンテンツ作成とか体験会、講習会ということで開催しております。皆さんがまずは使ってみましょうということで、イイタネちゃんアプリを開いて、何かしら自分で、自分の状況なりメッセージを送ってみるとか、そういった、まず手に取って目の前で実際に個別指導しながら使っていただくような状況の講習会を開いているところでございます。

委員（渡邊 計君） 次、21ページ、地域活性化施設管理事業の一番下になりますが、宿泊体験館きこりの備品ということで、2,469万9,000円ほど上がっていますが、これだけの金額の備品というのは、どういうものを買うのか、内容をお知らせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 追加資料の18ページでお示しをさせていただいております。きこりを大規模に改修しているということで、中の備品類、これも年数もたっておりますし、そういった部分で、リニューアルに対応して、それぞれ備品が必要な状況だということでもあります。

項目、ここに書き出させていただいたのが、95項目ほど書かせていただいておりますが、特に一番最後の94番の電話機一式については、536万3,000円ほど、あとはカーテンについては433万5,000円ほどが必要だということで、残りはいろいろ施設の管理の部分で1,500万円ほど必要かなということで見込んでいるところでございます。確認をいただければと思います。

以上です。

委員（渡邊 計君） これを見ますと、ロビーチェアやテーブルとか、あとはダストボックスとか、パーティションとか、前の施設のときに使っていたものでも代用できるんじゃない

いかなと思うものもあるんですが、新しくするからこういうものも全て新しくしたいということで、こういうのが出てきているのか、以前使っていたものの中には使えるものがないということなのか、その辺の説明をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） きこりの備品については、それぞれ施設を管理委託している方などを通じて、全部調べ上げたものでございます。今まで年数もかなりたっておりますので、かなり傷んでいたものもあると、やっとなら使っていたものもありますし、あとは長年使っていなくて、カビが発生して、かなりひどい状況になっているものもありました。そういったものについては、全て廃棄をさせていただいて新調するというので、基本的には壊れたもの、あとはそういった衛生的に駄目なもの、そういったものを廃棄しまして、使えるものは若干ありましたので、そういったものについてはきちんと残して、また再利用するというので、そういった備品の精査をしながら購入の部分を考えさせていただいたところであります。

委員（渡邊 計君） では、次に、36ページ、中段より下、12節に放射線相談支援事業ということで、村民が抱える放射線に関わる健康上の相談などと、今後の生活上、不安に関する相談に応じる等の活動を通じ、心身の健康や生活の不安を軽減するというので、これ委託料で1,663万2,000円上がっているんですが、これの委託先と、前年度こういうことに関しての相談件数とかの実績をお聞きします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 追加資料の24ページをご覧くださいと思いますが、こちらに放射線相談員支援業務ということで、委託先につきましては、令和4年度については、村の社会福祉協議会のほうに委託をしております。生活支援相談員と同等の体制を取りまして、村内外の家庭を訪問した際に、放射線等々、いわゆる放射能だったり、その不安等があった場合についてはつないでいただくということで委託をしております。

実績件数については、この表のほうに入っておりますが、令和4年度の実績としまして、訪問件数としては5,180件ほど、放射線に特化した質問については、こちらにあるように、ほとんどなくて、年間で5件、令和4年度は5件ほどでした。内容につきましては、この春先と秋口とか12月にありますが、山菜の食品の放射性物質の有無について、自分で測って「やっぱり高いな」とか「これじゃ食べられないな」、そんな意見があった場合にこちらに記載をして、報告いただいたという件数であります。そんなことで、特段、専門機関のほうにどうしてもつなげなければいけないという相談件数はなかったと理解しております。

委員（渡邊 計君） これ5,200とか数字が出ていますけれども、これは放射線相談だけで歩いたのか、社協の中でほかの健康相談や介護相談や、そういうものとマッチングして歩いたのか、どちらになりますか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 放射線に特化したということじゃなくて、こういった事業を使えますので、国の事業を使いながら、いわゆる生活支援相談員ということで4人の体制で、現在、回っていただいているということでもあります。

国からの補助金対象として事業展開できますので、それに合わせて実施をしているとい

う内容になっております。

委員（渡邊 計君） ちょっと意地悪な質問になりますけれども、国からの補助が100%かどうか知りませんが、出ているからと。この国からの補助が出なくなったらできないということですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今現在は生活支援相談員として社会福祉協議会が各家庭を訪問している際の、その経費について交付金で対応できているという状況であります。この交付金なくなったらどうなんだという部分につきましては、非常に財源として厳しい部分はございますが、何らかの形で継続できるか、あるいは、地域の方々と共にそういった見守り体制ができるか、そういった部分を含めて検討する必要があるかなと思っております。

ただ、今の現在の中で、なくなったからストップするとかということではないのかなと思っているところであります。

委員（渡邊 計君） この生活相談とかそういうものとマッチングして歩くのであれば、少々予算が減っても、その中で一言放射能に関して何かありますかと聞くだけでやるのであれば、そんなに費用もかからないのかなと。ただ、今は、これ国から落ちていますので、生活支援相談員も両方から予算があれば、それだけ動けるので、今後は予算の絡みもあるでしょうけれども、できるだけ継続していただきたいと。

では、次、39ページ、一番上の生活支援ワゴン運行事業であります。委託料とか予算はどうでもいいというわけでもないんですが、今のところ川俣町のほうに行っているわけですが、以前、村民の方から原町方面への利用者から、原町方面へも行きたいんだけどもなというお話を伺って、前に質問したことあるんですが、こういうことに、原町方面に向かうことに関しては、いまだ何も計画はないということでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 南相馬方面、そちらのほうにもという意見があるのは承知しているところであります。ただ、全体の中で、こちらの生活支援ワゴン運行ということで、1台で動いている部分がございますので、なかなかそれを拡大するとすると、台数を増やすための対処もいずれは必要なのかなという部分もありますので、その辺については、今の現状、それから、利用者数等々も踏まえて、今後検討が必要かなと思っているところであります。

委員（渡邊 計君） 利用者の意見などを聞いて、月、水、金、3日動いているわけですから、その中の1日だけ向こうに行くとか、その辺は利用者がどれだけ原町のほうの買物をしたいかということもありますが、その辺は今後、運行する中で調べて、もしそういう人が多ければ、そういうことも計画していただきたいなと要望しておきます。

次、40ページ、上から4段目ですが、扶助費として若年がん患者在宅療養給付費ということが出ていますが、これがんだけに、今なっていますが、3大成人病ということで、がん、あるいは心疾患、脳血管障害、そういうことも最近は若くても大分出てきているということもありますし、若年性アルツハイマーなんていうのも、40歳前が出る可能性もあるわけですが、そういう人たち、このがん以外に関して、こういうものの療養給付費を出す計画はありますか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今回、計上させていただいている部分につきましては、新規事業で県補助金ということでの対応であります。県のほうで、この、若年がん患者在宅療養給付費という県事業が今回ありまして、県の補助金が2分の1ということであります。

村内でまだ対象者ゼロであります、この事業については、がんの特化した部分なのかなということでもあります。そのほかの病気等々については、今のところ制度上はないわけですが、対応できるかどうかも含めて、また県のほうの事業も、該当するものがあるかどうかも含めて、ちょっと検討させていただければと思っています。

委員（渡邊 計君） 今、課長からの説明だと、県からの補助金でやっている。でも、これ金額見ますと64万8,000円ですね。ということであれば、村単事業でもこのぐらいの金額、100万円ぐらいは、基金とかそういうところからも出せるんじゃないかなと思いますので、この3大成人病やアルツハイマー、40歳以下でもかかるような病気に対しては、幅を広げていただければなと思っています。

長くなりましたが、取りあえずこれで私の質問は終わります。

委員（横山秀人君） 2番 横山秀人。

令和5年度当初予算についての質問をいたします。

まず最初に、一昨日の説明の際に、たくさんの資料請求をいたしました。その理由は、今回、一般会計、特別会計合わせて170億円を超える予算、議員1人、計算すると17億円程度の予算の審議、そして議決をしなければならないというプレッシャーの中で、予算資料だけでは対応が分からないというところを資料請求をさせていただきました。

また、この資料については、昨年もそうだったんですけども、村民から事業についての質問等があれば、この資料を用いて回答等をしておりました。ですので、今回、職員の皆さん大変だったと思いますが、1年にわたって使ってまいりますので、どうも本当にありがとうございました。

では、質問に入りますが、大きく分けて4つ質問いたします。

1つ目は、村全体の予算等について。2つ目は、現在まで一般質問で提案していた項目のうち、村長のほうから、検討します、あとは対応しますと回答あったものについて、令和5年度の中でどのような事業を行っているのか、それについてお聞きします。3点目については、追加で資料頂いたところ、もちろん村民の声等から多いところを選んで追加資料をしたわけですけども、それについて一つ一つ質問してまいります。そして、4点目として、追加資料を求めていない項目について質問いたします。

まず最初に、1番と2番、村全体の件と、あとは一般質問で回答があった件と、対応しているところがどの予算項目にあるのか質問いたします。

一昨日の資料請求の中で、村の財政計画について、今後どのような計画を立てているか資料を頂きたいというお話をさせていただきましたところ、ちょっとまだこちらのほうに届いていないと。まずこちらについて、例えば3年、5年、10年、これから先を見越した村の財政計画があるのかどうか確認いたします。

総務課長（村山宏行君） おただしの財政計画について、あればということで、ご質問いただきました。

実は、3年ほど前からつくってはおりません。といいますのは、資料ナンバー5のほう、2ページ、3ページをお開きいただきたいと思うんですが、来年度の一般会計当初予算が150億円、令和4年度ですと112億円、令和3年度で112億円、令和2年度で123億円というような、そんな数字ということであります。各年度ごと、国の事業、それから県の事業、そういったことで大きく動くというところがありまして、そのこともあって、つくっていないというのがあります。

ただ、お気づきのように、一番右側、うち復旧復興創生分というところをご覧くださいと分かるんですが、これで引いて比較していただきますと、村の基本予算は約40億円ということが分かるかと思います。

この40億円の中で、いわゆる自主財源、純粋に村が使えるお金、そして財源として見込めるお金、それから後年度負担、別の委員からもおただしありましたが、後年度負担がないのか、そういったところを重視しながら財政計画を立てているというところがございます。

当然、中長期的に、いわゆる復興・創生期間ということもありますので、その間にメニュー化しなければならない、また整備していかなければならない、そういった事業等については、きちっと把握をしながら、そういった健全財政を維持すべく計画、来年度なっておりますが、運営しているというところがございます。

委員（横山秀人君） 実は、ちょっと古いんですけども、合併の検討時に、飯舘村が単独で生き残っていくためには財政計画、財政シミュレーションがとても大事だと。見える化して、そして村民に提供して、そして合併するかしないかを検討すべきだと、あの当時は副村長と一緒に資料を作った覚えがあります。やはり、これから飯舘村、ずっと続くわけでありまして。単年度、単年度、大変かもしれませんけれども、やはり中長期的な予算の計画、収入歳出の計画は、様々な分析方法等がございますので、ぜひ財政計画のほうをつくっていただいた上で、今年度はこの部分をやると、そういう形でご提案いただきたいと。

なぜ今回そう思ったかといいますと、電気料がとても高くなった、つまり固定費のところであります。また一気に下がるとは思えない。以前、公共施設を建てるときに、いや大丈夫だと、あのとき議員の方から維持経費が大変じゃないかと、そういうお話があったときに、いや大丈夫ですよという回答がありました。インターネットで見っていました。ただもう状況が違います。そういう意味では、きちんと3年後、5年後の財政計画を立てて、予算立てをお願いしたいと思います。まずこれで回答を求めます。

村長（杉岡 誠君） 基本的な村の姿勢については、今、総務課長がご答弁申し上げたとおりでありますので、そのようにお踏まえおきいただきたいと思いますが、燃料高騰、電気代高騰という非常に大きな社会的な部分がありますけれども、今、むしろ震災前よりも、村の場合は、今、必要な事業については、今、国や県と協議をして、実はすぐに予算化をとということがある意味可能な部分が、震災前より相当多いものですから、その部分がこういう復興の予算分として7割近くを占めるという現状であります。震災前の村のように、20億円から40億円の中で、しかも村の中の自主財源として、自主財源比率が非

常に低いという状況の中でだけ考えるのであれば、これは様々な計画が実は明確になっていて、いつのときに、いつハードをやるかとか、今は道路予算、毎年のごとくやっておりますけれども、そういう形には震災前ならなかったというのは、そういう実情があるかなと思っております。

なお、昨年、住民懇談会の中で、村の決算状況、震災前から令和3年までの決算状況、歳入歳出を出ささせていただいて、また、基金の状況についてもこういう推移ですよということで、基本的には基金が増えてきている。ただ単純に増えていると見ないで、その中で復興予算用に積み立てているものがあるので、その基金は非常に大事に使っていききたいというお話を住民の方にはさせていただいております。ですので、財政上は、今、いろんな事業をやっておりますけれども、一般財源、将来一般財源が非常に必要になってくるために、その部分を節減するというので、財源確保をしっかりとやるということをやっておりますので、それらを踏まえて、今、財政執行させていただいております。

また、いわゆる財政計画と呼ばれるものがどういうものを意味するかというのはなかなか住民の方もお分かりにならないと思いますけれども、少なくとも住民の方々に村の財政が健全である、あるいは健全である見通しが立てるかどうかということについては、工夫をさせていただいてお示しをしていきたいなと思うところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） この予算の説明を聞いているときに、復興特交、特別予算、あと加速化交付金、国からお金が来る事業については、数千万円とかという形で、その評価というのは「あれっ」と思うところもありますけれども、ただ、片方では、予算がないからという形の回答があると。やっぱりある程度、お金によって使い方等いろいろ決まってくると思うんですけれども、少なくとも、財政シミュレーションでいいです、村民向けに、以前つくったような財政シミュレーションで、固定費等を含めて、最低限義務的経費はこのくらいかかると、あとはもう毎年毎年、事業費は上下なりますけれども、それは復興の今時期だからと。だから、ゆえに、将来、飯舘村というのはだんだん厳しくなるから、皆さんちょっと財政について考えましょかねとかという、今からやっぱり考える姿勢が必要だと思いますので、財政計画とは言わないまでも、財政シミュレーションのほうを何パターンかつくって、職員と議員で共有していきたいと思っておりますけれども、それは要望ということで、ここは締めたと思います。

続きまして、一般質問において、検討する、対処、対応するという形になった事項について、どの予算がそれに対応しているのか説明をいただきます。

インターネットで見ている方もいらっしゃると思います。また、議事録で後から読む方もいらっしゃると思いますので、議会だよりを書いてあるものだけをいたします。

まず、97号の7ページに、未登記公有地の登記を早急にすべきだということで、村のほうでは約1,200件の未登記の土地があると。そのときには、土業等専門の知識を持っている方と組んで、順次それを解決していくんだという回答がございました。今年度の予算の中で、それがどこに当てはまるのか回答をお願いします。

総務課長（村山宏行君） 未登記部分の解消ということでご指摘ですが、予算の説明資

料ナンバー6、予算説明資料の11ページ、この上から2つ目の枠の中段、土地分筆等業務ということで記載させていただいております。この部分で、1,135万1,000円ということでの計上をしております。

ご指摘のように、なかなか未登記の部分、多いというところがありますので、これ1級、2級の村道分、こちらについてもしっかりやっていこうということ。それから、桶地内住宅周辺、そちらの部分についての登記、そういった部分をまずは進めるということで、年次計画を立てながら計画的に進めたいと考えております。

委員（横山秀人君） 1,200件あるということで、今回、令和5年度の1,135万1,000円の予算で、およそ何件分の、ちょっと難しいですかね、それは後で教えていただければと思います。

その際に、専門家の方たちといろいろ相談しながら進めるということがあったんですけども、その予算というのはこちらに入っているのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 具体的には土地家屋調査士会という形で、そこにご相談しながらということでありますので、その予算も含んでの部分でございます。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。着実に進んでいるということが分かりましたので、本当にありがとうございます。

続きまして、同じく、議会だより97号の7ページ、ふるさと納税の受入体制の見直しについての質問に対して、村長から見直しをしますと、費用対効果も鑑みながら、さらに検討しますということの回答がございました。これについては、この予算の中で、例えば検討会議を開くとか、誰か専門家に依頼するとか、そのような予算立てはしていますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと納税の産品やら、そういった体制やらの見直しの部分かと思えます。

別に産品の部分、洗い出し、そういった部分は、前の年度、そういったことで開発、業者等も介しながら進めてきた経過があります。それと併せて、村でも、もりの駅まごころ等を活用しながら、今、特産品の開発、そういった部分も進めておりますし、個人事業主さんでもいろいろ村の産物をつくった、そういった特産品なり、そういったものも適宜頑張っているところであります。

洗い出しについては、一旦、そういった業者を介して終わっておりますが、そういった村の生産者と相談しながら、村の特産品を見つけていきたいという部分もありますし、また、飯舘牛を活用した特産品開発、そういった部分も令和4年度開催してきておりますし、令和5年度についても、業者委託の中で、飯舘産牛を使ったメニューの開発、そういったものも取り組んでいくということにしておるところです。それがそのままふるさと納税の返礼品とか、それに直結とは限らないものであります。いろいろ開発しながら、そういった洗い出し、洗い出しも含めて行っていきたいなということであるところでもあります。

以上です。

委員（横山秀人君） そのときの質問の中で、福島県内の市町村、ある市町村から、有料広告

でふるさと納税しませんかというのが、SNSのほうで流れてきたことがあります。それを開いてみると、様々な寄附の方法が掲載ございました。自治体のもう取り合いになっているのかなという気はするんですけども、やはり飯舘村のPRにもつながりますし、ちょっと今の回答でどこの予算にそれが反映されているか分かりませんが、引き続き、このふるさと納税の見直しについては、検討をお願いいたします。

では、続きまして、議会だより96号の10ページ、決算審査特別委員会に回答があった件について質問いたします。

不法投棄対策について、監視カメラなども含めて、不法投棄対策を検討しますという回答がございました。この監視カメラ、不法投棄対策のための監視カメラの予算というのは、こちらのほうに、それも含めて予算はどちらのほうで対応されていますでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 監視カメラ、不法投棄についてであります。予算につきましては17台の監視カメラ体制は今既に動いておりますが、資料ナンバー6の25ページの防犯対策事業の13節使用料及び賃借料、村内防犯カメラシステム賃借料17台というのがあります。こちら防犯でありますけれども、不法投棄については、新たにカメラを設置する、もしくはダミーカメラといいますか、その部分も、今、検討してまして、ダミーカメラでもつければ効果があるのかということも、ちょっとほかの市町村でも情報あったものですから、金額はあくまで安いわけでありますけれども、その部分は、具体的にウェブカメラも含めて、今、検討中ということで、令和5年度予算には、今のところ入っていません。

以上です。

委員（横山秀人君） 令和5年度、長泥行政区の避難指示解除が、今検討されているということでもあります。やはり避難指示解除になりますと、あそこのバリケードがなくなり、誰でもその地に入ることができるということを考えると、この不法投棄ということも対策が事前に必要なのかなと思います。ぜひ、引き続き検討をいただきたいと思います。

続きまして、議会だより96号の13ページ、住民懇談会を実施したことによって、成果があったという回答がございました。今後も、住民懇談会を実施していくということでありましたが、その懇談会の予算案について、こちらの令和5年度予算にどのように反映されているか、回答をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 住民懇談会等の予算措置であります。大きなものでありませんが、資料ナンバー6の14ページの中段に13使用料及び賃借料という項目がございます。この中で、黒ポチ2番目に、各種説明会等における会場使用料ということで、こういった住民懇談会等を開く際には、いろいろ会場を借りて開催するということになってきますので、ここに会場使用料として予算を計上させていただいているところであります。

委員（横山秀人君） 前回、とても好評だったという、成果があったということですので、今年度もぜひ、このような形で行われているということで安心いたしました。

続きまして、同じく96号、13ページに、原子力被災自治体における住民意向調査について、どうして飯舘村は行わないのかという質問をした際に、やりますという明確な回答

はなくて、様々な住民の声を聞く体制を整えていくんだという回答がございました。このことについて、今回の予算の中で、どの項目が該当いたしますか、お聞きします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　そういった住民の声を聞くというような部分ではありますが、一般質問ときにも述べさせていただきましたが、基本的にアンケート等を取るとのことでの予算、そういったものについては予算は計上はしていないところであります。

今ほど説明させていただきました住民懇談会、そういった部分でも、そういったいろんな意見を聞く、状況を聞くということで、先ほど説明させていただきました会場使用料、その中で、頻度をなるべく回数を多くするとか、そういった場所を工夫するとか、そういった部分で、そういった皆さんの、住民の声を拾い上げていきたいということでございます。

委員（横山秀人君）　昨年度、住民懇談会に5回全て参加させていただいたときに、やはり参加人数が10人以下というものもございました。国県が行っている、このアンケートに関しては、私が聞く範囲だと、費用は全部国県で持つと。ただ、飯舘村からの要望がなければアンケートはできないんだという、国に問合せしたところ、そのような回答でした。せっかくチャンスが、村民の声を聞くチャンスが、費用負担がとて少ない中でできるわけですから、ぜひ今年度はご検討いただきたいと思います。

これは以上で終わります。

続きまして、同じく96号の13ページ、結婚・妊娠・出産・子育て等支援対策について、これは、村民から、ほかの市町村では様々な子育て支援があるんだけど、飯舘村はないんだという形の声が強くあったものですから、一般質問させていただきました。これについてどのような対策を取ったか、令和5年度の予算でご説明願います。

健康福祉課長（石井秀徳君）　今回、結婚・妊娠・出産ということで、次世代育成支援ということで県のほうで取りまとめた資料等が県のホームページに上がっております。その中で、県で取り扱っている事業の一覧は目にすることはできるんですが、確かにその中で、令和4年度までについては、村の中でできる事業というのは、なかなかなくて、実施していなかったという結果かなと思っております。

ただ、ブックスタートということで出産時に本を配るような事業もやってきていたところではありますが、今年度につきましては、資料ナンバーの6の37ページをご覧くださいと思いますが、こちらの上から2つ目、3つ目、4つ目、出産・子育て支援事業、こちらについては国の事業であります。これを今年度、実際は、令和4年度から対象ということで実施しているところであります。

それから、令和5年度の新規事業としましては、赤ちゃん誕生祝い金事業ということで、次世代を担う子供が飯舘村で出産されたという場合につきましては、出産時に20万円を交付するという事業を今年度新たに計上させていただいているところであります。

それから、その下、不妊治療費助成事業ということで、こちらについては、不妊治療を受ける際に、風疹に対して自己負担の部分の一部を助成するというところで、これにつきましては、国のほうとしましては保険適用ということで国のほうがいち早く対応をして

きたかなと思っています。

ここに来て、県のほうも、国が対象とならない部分について、県も今年度予算計上を予定しているようであります。ただ、村としても、そういった中で、国県が対象とならなかった部分を補填できればということでの、今回の計上ということになっております。

それから、45ページをご覧いただきたいと思いますが、一番下の子育て応援支援金、こちらについては、先ほども説明させていただきましたが、飯舘村で住民、子供たちで、小学校、中学校、あるいは高校に入学する際に、その子供の経済的な部分の負担の軽減を図るということと、健やかに生活ができる、不安な生活ができるようにということも踏まえて交付金を予定しているということであります。

要件としては村に住所がある方、それから、飯舘村の希望の里学園に通園をする生徒を対象としているところであります。

委員（横山秀人君） 一般質問のあれではないんですけども、世の中の流れでこういう形になったのかなと。あと、村民の方に声を上げていただいて、こういう形に、令和5年スタートができることをすごくうれしく思います。

1点、資料ナンバー6の45ページ、子育て応援支援金、一番下段にあるものについても村単で新しい事業だと思うんですけども、ちょっとこれについての質問をいたします。

子育て応援支援金であります。入学に限るとなってしまうと、例えば、昨年入学した方、例えば、小学校に入学した方にとってみれば、1年遅れただけで10万円が頂けない。次にもらえるのは中学校入学時という形になると思うんですね。この子育て応援支援金という、子育てであれば、子供を育てている年代というのは、継続して1年生でも2年生でも3年生でもかかるわけです、4月には。であるので、一提案としては、提案というか考え方として、子育て支援という名目でやるのであれば、例えば入学を半額にして、そして、各学年にやるとか、何か前年度、今年度で大きく、ここの部分に関しては額が違いますので、もらえる方ももらえなかった方、ですので、2年生もちゃんとももらえるんだよと、額は少ないけれどもという形で、全学年に対して、金額は入学時は多いけれども、普通のときももらえるという形で、この予算の中で、まだ要綱等決まっていなければ、検討いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

健康福祉課長（石井秀徳君） この支援金の交付の方向というのは、内部でも結構検討したところであります。ほかの自治体では、もっと額を少なくして対象者を広げるということで実施しているところもあるようでありますが、飯舘村の場合、希望の里学園については、小中一貫という部分がございますので、特に小学校から中学校へ入学する際に、大きく変わるというの、もしかするとないのかもしれませんが、どうしても新たな学校、新たな入学となると、そこにやっぱり準備する部分というのがかなりやっぱり、家庭でいうと経済的な負担も大きくなるのかなという部分、一定程度まとまることによって、そのときの経済的な負担が軽減されるという部分を重点的に考慮した結果、こういう形がいいのではないかと決定してきたところであります。

高校入学時は特に大きく金額がかかるという部分から、ここは20万円ということであります。

あと、昨年の対象と今年度対象の差はどうするんだということではありますが、こういった交付金事業をスタートする際には、どうしても、いつからという部分については、こういう部分が、やむを得ない部分があるのかなと思っているところでもあります。

例えば、児童手当の改定があった際も、こういった部分を、去年どうすんだという話になりますと、どこまで遡ったらいんだという話になってまいりますので、こちらについては、そんなことをご理解いただければなと思っています。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。再開は15時とします。

（午後2時41分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後3時00分）

委員（横山秀人君） 45ページ、子育て応援支援金についてであります。先ほどの質問の継続になります。

子育て支援金といいますと、やはり子育ての全員に対してというイメージがあります。この事業は新規であり、村単ということで、今後、検討ができる事業なのかなと思いますので、村民の方が誤解のないような形で、子育て応援入園入学準備金とか、ある程度対象者が見えるような形の事業名のほうがいいのかと思います。

また、高校入学時という形で、高校入学が全員行くかどうかというのはちょっと分かりません。ですので、ここの文面に関しても、中学卒業になるのか、それとも高校等入学になるのか、その辺のところも今後ご検討いただければと思います。

また、基準日、例えば、今回の場合だと、高校は県外に行くとかという形で3月に住民票を移した場合、入学、4月1日時点では、ほかの市町村の子供である、で高校入学と、こういった場合どのように対応すべきなのか。もう既に移した方もいるかもしれないというところで、まだまだ検討の余地はあると思いますので、引き続き検討のほうをお願いいたします。

では、質問を変えます。

こちらは、議会だより95号の9ページの中に、行政評価の方法についてということで質問させていただいた折に、総合計画策定時に評価をしていますという話と、いろいろ今後検討しますという回答があったんですけども、これについて令和5年度、例えばこの評価についての、検討のための予算を取るとか、何か対策はございますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 6次総合計画の評価のための予算ということでもあります。

資料ナンバー6の14ページであります。14ページの上の12の委託料の中の6次総評価業務ということで、第6次総合振興計画成果の検証業務の中で予算措置をしております。そういった評価なり検討が必要なのか、そういった部分も含めて、この予算の中で実行して、運用してまいりたいというところがございます。

以上です。

委員（横山秀人君） このような形で予算取りいただきまして、ありがとうございます。6次

総の全体的な計画に限らず、通常の各種事業、新規にできた事業もあると思いますので、それについても評価のほうを、こちらのほうで、どのような評価がいいのか、検討いただければと思います。

続きまして、議会だより95号の9ページ、観光推進事業の進め方について質問させていただいたときに、なかなか観光については、ちょっと今、検討中だと。6次総の中では、飯舘村観光協会をつくって、そこで観光を議論していくんだという記載があるんですけども、まだその設立の準備会議等も行われていないと。あれはその6次総の独立した事業でありますので、今後の観光事業についての方針と、この令和5年度の予算で観光について特に力を入れている予算等、教えていただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 観光の推進のための予算ということでありまして。協議会等については、まだ検討、どのような形で進めていったらいいかという部分も含めて、令和5年度の当初予算には計上はしていないところであります。今後いろいろな方策、また方向について、庁内でまず考えるなり、あとは、例えば商工会なりにご相談するなり、そういった部分で何らかの方法は検討していかなければならないかなということでありまして。

令和5年度の観光関係の予算ということでありまして。まず、きこりのほうの管理運営、それから、あいの沢の管理運営、そういった部分、あとは情報発信拠点である道の駅までい館の管理運営、そういった部分で予算ということでありまして、その中で今後も情報発信なり、観光交流人口増加ということを進めてまいりたい。

あと、新規就農等の研修施設の建設も今考えているところでありますが、その部分もPRをどのようにしていくかという部分は、まだこれからの課題ではございますが、建設が済みましたら速やかに施設が利用できるようなPR等も考えていかなければならないかなと思っているところではあります。今のところ予算については、その部分は建設費ということでありまして。

あいの沢の基本構想、今進めているわけでありまして、今後どのような展開になっていくかという部分で、それらについてはまだ予算には計上されていないところであります。そういったことで、令和5年度については進めているところです。

いま一つ、大倉のはやま湖の花火大会、また、道の駅での夏、秋、冬まつり、その予算の部分については引き続き予算計上をさせていただいているところでありまして、ナンバー6の22ページ中ほどに、イベント業務ということで委託料、そういった中で予算措置をさせていただいているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 様々な対策、今回、令和5年度行っているということが分かりました。

飯舘村の観光事業の一つの目玉が交流人口を増やすということとした場合に、生涯学習課でやっているYOITOKOツアーもたくさん県外からいらっしゃっている、あとは移住・定住でもツアーをやっている、あとは商工会でもやるという形で、何かそれぞれ単独でやっていることが、去年多くあったのかなと。効果的に、あとダブらないように、PRも一緒にという形であれば、やはり観光協会まではいかなくても、様々なこう

いう事業等を行うところが集まったの検討会は必要なのかなと思いましたが、第6次の内容はちょっと変わっても、引き続き、村挙げての観光についての検討をお願いいたします。

村長（杉岡 誠君） 今、既に、横山委員のほうから、ほかの事業でもご指摘いただきましたから、その辺もちょっと私触れたいなと思ったところですが、例えば、魅力向上・発信事業の中の産品づくりとか、あるいは、例えばスタートアップ補助金ということで、村の中で起業する方への支援、あるいはベンチャー企業関係の補助金もそうですが、以前、私、ご答弁申し上げた中で、まず観光を考えるためには、皆様が来て楽しむだけではなくて、お金を落としていただける場所を、いわゆるコンテンツをつくっていく必要があると。その部分がしっかりしないと、なかなか観光ということにはならないという話を私は申し上げたと思いますので、そこをつくっていくというところに、実は新年度も相当力を込めているという部分です。

また、YOITOKO発見！ツアーというのは、震災前からある村の様々な遺跡とか、そういうところにもう一度光を当てて、そういうところに興味ある方も呼び込んでということでやっていますから、いわゆるツアーのコースづくりということ、YOITOKO発見！ツアーの中で改めて模索をしているという部分もありますので、必ずしもその協会というところができれば何でもできるかということではなくて、村側でいろいろと掘り起こし、磨き上げということをしながら、コンテンツがそろそろ中で、おっしゃられるようなことについても、6次総に従って検討していくべきかなと考えますので、方針というお話がありましたから、村としてはそういう方針で令和5年度の当初予算は皆様のほうにご審議いただいているということで、ご了解いただきたいと思います。

以上であります。

委員（横山秀人君） 丁寧なご説明ありがとうございます。飯舘村の観光、ますます発展することを期待しておりますし、私たちもPRのほう積極的に頑張りますので、チラシ等あればお渡しいただければと思います。

続きまして、質問いたします。議会だより93号の中の10ページ、放射線量の数値をお知らせする方法等について質問した際に、人が集う場所等にモニタリングポストとか、見える形で放射線量をお伝えしていくというご回答がありました。

先日、条例に上がった公園設置条例の中で、長泥行政区のほうに行ったんですけども、今後、人が集まるところがたくさんできてくるのかなといった場合に、長泥行政区等にモニタリングポストというのは、村の予算で行うのか、それとも国とか県が設置するのか、どのような形で見える化するのか、回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 私のほうからは、特定復興再生拠点区域の中が今年度の連休頃に解除になるという予定がありまして、現在、コミュニティセンター中心に整備が進められております。今、現状、コミュニティセンターのほうに、以前の長泥集会所ですね、モニタリングポストというのがあったんですけども、これがちょっと、今、工事の関係で、撤去といいますか、一旦外させていただいておりますので、工事ができたときには、まずそれを戻すと。あと、十字路のところにも、今、モニタリングポストもありま

すが、こちら令和5年度の中で予算計上しておりますように、引き続き、更正の予算を取っておりますので、こちら関係でその制度を確保して、お知らせといいますか、訪れた方が、大体の空間線量が見えるようにしていきたいと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） 長泥行政区についても、順次見える化はされていくということをお聞きしましたので、分かりました。

では、続きまして、質問いたします。議会だよりの93号の10ページ、投票率向上対策についてであります。

今までの避難後の投票率を見ますと、やはり、どうしても20代、30代の方の投票率が平均まで達していないという状況だったといった際に、今後いろんな啓発をしながらということが回答ございました。今回、予算を見ますと、県議会議員選挙があるということで、そのときに対して、20代、30代、40代も含めた投票率向上対策の予算等はそちらのほうに計上されているかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 投票率向上対策ということでございますが、現在のところ、それに特化したような予算というのは、今、計上しておりません。投票率のほうをずっと年代別に見てみますと、やはり若年層が低いわけですが、他の被災12市町村、そちらと比べてもやはり同様の傾向があるのかなというような、そんな考えでおります。

ご指摘はもっともでございますので、もう少し若年層にアピールするような広報、そういったことを心がけたいと思っております。

委員（横山秀人君） なかなか、村内に住んでいれば幾つか方策はあるんでしょうけれども、難しいかと思えますけれども、やはり関心を持つということも大事だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、質問、大項目の3つ目、さきに頂きました資料、追加資料について何点か、各項目、幾つか質問したいと思います。

まず、1ページ目、これは、震災復興特別交付税についてであります。先ほど追加資料の、冒頭説明しましたけれども、村民の方がやっぱり関心あるとか、対話の中で出てくるキーワードがあります。その中について資料を請求したところが大部分であります。ですので、村民の方がインターネット等を見ながら聞いても分かるような形で、分かりやすい形の答弁がいただければと思います。

まず、1ページ目なんですが、ここでいきますと、その他に地方税の減収額とあと条例による地方税等の減免額とあります、5,351万9,000円と。村民の方、減収っていうのと、あと減免っていうところが、ちょっと混乱していて、いつまでも払わなくていいんだよねとか、もう終わりだよねとか、ちょっと認識が人それぞれになっているところがありますので、改めてこの減収と減免について、概要のほうご説明をお願いします。

住民課長（山田敬行君） 地方税法の減収、減免の部分ですが、基本的に減収という分は、福島復興特措法に基づきまして、基本的にその村のほうに入ってくるものが、5年間、村のほうに入っていない。その分が、村から見たときに減収ということで、この震災復興特別交付税で入ってくるという意味での、ここでの言葉は減収分といいますか、

そういった表現になっております。減免というのは、本来、税金のほうは課税されて入ってくるんだけど、減免に該当した場合に、その分は村として税金は納めなくていいという扱いの部分であります。あと、ここには出てきませんが、課税免除という言葉もあります。これについては、そもそも帰還困難区域等、そういったことで、税金をそもそも最初から取らないという位置づけということでありまして、ここで言っている減収というのは、本来村のほうに入ってくるものが、福島復興特措法の分、償却資産等がありますが、その分が入ってこない分、ここで震災復興特別交付税で入ってくるという意味での言葉の使い方になっております。

以上です。

委員（横山秀人君） そうしますと、様々な制度の中で、税金が減収に、実際、村民の方が払う税金の額は少ないけれども、きちんとそれは国のほうから対応されるということでしょうか。

委員長（佐藤健太君） 住民課長、答弁よろしいですか。（「大丈夫です」の声あり）

委員（横山秀人君） では、続きまして、4ページ目の消防車両の一覧、こちらも細かくありがとうございます。

ちょっと気づいたところが、22番、菊池製作所さんのほうにある消防車両が、経過年数18年ということで、それが入っていると。以前、消防なので大きいトラック形式だと新たな免許ではちょっと運転できないから軽自動車タイプにするということでお聞きしていたんですけども、この菊池製作所にあるものについては、今後、更新の時期というのは決まっていますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 追加資料のページ4ページのところの22、菊池製作所をお願いしています消防車両、積載車ですけれども、こちらについては、菊池さんのほうをお願いするときに、改めてきちんと整備をした上でお配りしております。また、こちらについて、程度的にもそんなに傷んでいないもの、それから、消耗品関係については全て新しくしているというところもございます。

また、菊池製作所さんで使っていただくに当たって、実際の隊員、実は、各消防団に所属して一線で活躍されているような、そんな方々が、仕事をやりながら菊池の企業消防のほうに入っているというところもあるのでは、扱いについては全く問題ないのかなと考えているところでございます。

なお、ほかの積載車と同様に、程度を見ながら、更新のときには相談したいと考えております。

委員（横山秀人君） ちょっと役場の裏に消防車両が、もう終わった消防車があるわけですが、こちらの処分については今後どのような計画でしょうか。

総務課長（村山宏行君） 役場の後ろのほうに古い消防車が置いてあるわけですが、こちらについては処分する予定でございます。

こちらについて、まだまだ車両自体は大丈夫とっておりますので、処分の方向で、今検討しております。

委員（横山秀人君） 自治体の情報というか、中ではオークションにかけておられるという自

治体もあるようなので、様々な検討をいただきたいと思います。

続きまして、5ページ目、いいたて魅力向上・発信業務事業についてなんですが、こちらについては、この村のアンテナショップを大都市圏で2か所、3日間行うということですが、これは、村のアンテナショップは、例えばJAとか、道の駅の生産者連絡協議会とか、あとはまごころの利用者とか、様々な村の特産品、農産物を扱っている団体さんの協議の下、このアンテナショップのほうに打って出るというか、行くのか、それとも、役場が一本釣りて人を特定してやっていく予定なのか、どちらかお聞きします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどの5ページのいいたて魅力向上・発信業務の内容であります。

その中の大都市圏での村のアンテナショップ、これについては、基本的に、こういった魅力向上・発信業務は、業者委託でまず発注をして進める中でありますが、その業者のほうで、村の、今ほど委員からありました、そういった各種団体とかそういった部分に働きかけをしながら、アンテナショップのほうに出店するもの、品物、そういったものについて集める、またはそういった意向を聞き、確認しながら進めるというようなことで考えているところでございます。

委員（横山秀人君） これから業者委託ということであれば、まだちょっと検討の余地があるということですので、一つの提案としては、以前、私が20代の頃、村のほうでもアンテナショップを出すということで、出したんですね。そのときに、職員研修の一環として、若い職員がそこに行って農産物を売るという、そういう経験をしたことがございます。ですので、業者任せにしますと、ある程度もうプロモーションされた内容になるかもしれませんが、極力その村の方が多く関係できるような事業にしていきたいと思います。

ここは、それで質問を終わります。

続きまして、7ページ目、北風と太陽基金元金積立の内訳と、これについては、令和4年度、令和5年度について、ある会社の配当金が900万円下がるということで資料請求をさせていただきました。こちらについては、大火山のクロス発電、この理由を再度ご説明お願いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありました7ページ、北風と太陽基金元金積立の中の大火山のクロス発電関係の令和4年度と比較しての令和5年度予算が減っている部分であります。

これについて、復興関連の部分で、固定資産の軽減がされている期間がたしか3年間だったかと思いますが、それがなくなるということが大きな要因の一つかなということです。あとは、事業の運営状況で、利益の部分からの配当ということになりますので、若干そういった部分も入ってきているかと思いますが、そういったものが主な要因ということになります。

以上でございます。

委員（横山秀人君） こちら、大火山については、村も出資している会社であります、この

固定資産の増額による利益の減少、つまり配当の減少という形は、当初からある程度計画されているものでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） これは、制度上でそういった減免措置というのが分かっている部分でありますので、そういった部分は当然見込んでいるのかなと考えているところでは。

委員（横山秀人君） あと、この基金の積立て元金の中で、寄附金がございます。やっぱり村民の方で、大規模太陽光に対して、業者ばかりもうけているんじゃないかという言葉が聞かれます。ただ、実際見てみますと、きちんとした形で寄附金ということで、村のほうに入れているということであれば、やはり村民の誤解というか、村民に、この太陽光会社さんも飯舘村復興のために寄附をしているんだという形のPRのほうを、広報をお願いしたいと思います。

7ページは以上で終わります。

続きまして、11ページ、企業雇用型地域おこし協力隊、こちらを5名、令和5年度募集する計画とあるんですが、この事業要件の中で、例えば、法人なんですよ、飯舘村、飯舘牛なり畜産をまた復活していこうと、また、花卉もいろんな、先ほどご説明ありましたいろんな助成金を、支援金を出しながら、花卉も応援していこうという中で、この個人が雇用するところがないわけなんですけど、今後、この個人事業主が雇用するところも対象になるのかどうか、是非なっしてほしいというのが村のいろんな流れからすると、なるべきと思いますが、いかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 本事業、総務省の事業ということで進めているところがございますが、そういった案件も該当になるかどうかについて、ちょっと確認をさせていただきながら、もし該当するようなことであれば、今後考えていきたいと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） さらにこちら確認なんですけれども、これは会社が給料を払うのか、それとも、村が委託料を払って会社に派遣するというか、そういう形になるのか、どちらでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありましたお金の流れという部分でございますが、基本的に村が会社のほうに、その人件費部分をお支払いして、会社から給料として払ってもらう方法とか、村から払う方法、両方可能ということになっておりますが、雇用形態というか、委託、派遣というんですか、働く会社等のどういった体制がいいのかという部分を協議しながらという内容、支払いのほうになるかと思っております。

基本的に財源はこの事業のほうで持つことができると、今までの地域おこし協力隊と同じように3年間は会社の負担がなく雇用することができるという形になります。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、12ページ、移住関連業務比較表について質問いたします。

村民の方から「移住相談窓口どこにあるんだ」というお話を聞きます。「いや、役場隣にビレッジハウスの後ろだ」という形で、毎回説明するわけなんですけれども、あと、

「何で土日やってないんだ」と、移住・定住者が動けるのは、もしサラリーマンであれば土日じゃないのかなというお話もございました。そう考えた場合に、例えば、道の駅のブースとか、あとは、土日交代制で開催する。やはり人が一番多く来るのは道の駅であります。そこで移住・定住の相談窓口があれば、ちょっと寄ってみようかと思う方も増えるのではないかと思います。誰が対象になるか分からないですし、ですので、その場所と曜日、開催曜日について、令和5年度検討する余地があるのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ご意見ありがとうございます。

資料ページが12ページのところで記載してありますが、この令和5年度、一番左の上になりますけれども、この中の太字の黒の一番上、移住・定住促進イベントの開催というように、新たにこういったことも行って推進してまいりたいということであるところでもあります。

このイベント、村内の道の駅等でも開催できればと考えておりますし、また、今ほどあった土日も対応をしていただきたいという部分であります。事前に相談いただいて、今度のいつ、土日行きたいので案内していただきたいということがありましたら、事前に相談いただけましたら、それは対応することに、今でもしておりますので、そういった情報については、なかなか情報が細部まで行き届いていないので分からなかった部分もあるのかなと思いますので、情報発信について、今後またさらに検討して、周知してまいりたいと思っております。

委員（横山秀人君） こちらの件に関しては、昨年の予算委員会でも質問いたしましたが、先日、宮城県のある町を行政視察した際に、その移住・定住のところについては、地元のNPOさんのほうにお願いして、移住体験、あとは移住体験住宅の紹介、あとは企業マッチング等があると。その予算規模を確認したときに、この半分以下だったんですね。この7,700万円、令和4年度、令和5年度、8,100万円というのは、村のほかの事業からするとすごく高いソフト事業になります。これについて、評価目標というか、これを根拠に、昨年も質問しました、この積算をしているのか。業者からのただの見積りだけでやっていらっしゃるのか、その点を確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、予算ということですので、予算につきましては、業者からの見積りということで予算を取っております。この見積りで予算を取っておりますが、中はプロポーザルという形で進めてまいりますので、業者から細部にわたった内容、こういった進め方、内容でやっていきたいという部分もいただきながら検討していくということになりますので、ご理解いただければと思っております。

委員（横山秀人君） プロポーザルにしても、初めに予算がまずあって、そしてある程度この中でプロポーザルをお願いしたいということだと思うんですね。ですので、この見積りを取る際に、複数の業者さんのほうから取って、この8,000万円の相場感が高いのか安いのか、ほかの業者さんの見積りは同じ内容で6,000万円なのか分かりませんが、ちなみにこの見積りというのは何社から取られていますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 予算を組むときの見積りの取得社数ということですが、予算ということでしたので、1社の予算見積りをいただいて、予算を計上し

ているところであります。

委員（横山秀人君） 今回、行政視察でほかの市町村も様々な移住・定住対策等を行っておりますので、こちらについては、複数の、今後、見積り等いただきながら、適正、適正って言い方おかしいですね、ある程度の相場、全く分からないわけですね、それを1社からであれば、やっぱり不安も、不安というか、それが適正なのかっていうのも分からないので、そこの運営に関しては、次年度以降、きちんと検討のほうをお願いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ありがとうございます。プロポーザルを実施する中でも、それぞれ事業をどの程度やるのか、また金額についても提示をさせるということで進めますので、その中できちんと判断をしまいたいと思っております。

委員（横山秀人君） 続きまして、13ページ、移住・定住支援事業補助金についてであります。

こちらの空き家、購入したら幾ら、新築したら、とあるんですけども、これも村民のほうでちょっと勘違いしているのがあります。「何か移住したら500万円もらえんだ」と、そういうことをこの前聞かれました。「いや、そんなことはないはずだ」ということで回答したんですけども、ちょっと理由の1つに、公募方法が、飯舘村移住ポータルサイトとあるんですね。もしかすると、チラシ自体がなくて、村外の人向けだから、こういう形でポータルサイトのみで公募をかけるのかもしれませんが、こちらについては、飯舘村村民に対しても、チラシでこういう事業がありますよと。ただ、様々な条件ありますけれども、こういうのがありますよと。だから、決して移住したから500万円もらえるんじゃないですよという形の下、広く伝えるべきかなと。

そして、村民が広報代わりになると思うんですね。じゃあ、親戚の者が戻ってきたいと思っていたとか、これ使って家、分家して、土地あるからそこに建てたらいいべとか、だから、村民からの口コミで入ってくる可能性もあるので、ぜひ村民にもこの事業は積極的にPRいただきたいと思えます。これについてご意見いただきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ありがとうございます。なかなかこの制度がきちんと分かっていない方が多いというお話をいただきまして、ありがとうございます。そういった誤解がないように、今後、情報をきちっと伝えられるように努めてまいりたいと思えます。ありがとうございます。

委員（横山秀人君） 続きまして、15ページ、イイタネちゃんお知らせアプリ運用支援事業ということについて質問いたします。

この事業に、多分3,000万円、年間ずっとかけていると思えます。1か月どれぐらいの人が利用するのかと、こう見たときに、一番多いのが、令和4年の5月に279人というのが一番多い月なのかなと。そう考えると、279人の利用者のところに3,100万円をかける事業であります。279人というのは、人口比でいくと約6%の方です。もっと細かく言うと、1人当たり10万円以上の経費をかけてこれを運用していると。この5年間の推移を見たときに、もうこの役割は終わっているんじゃないかと。だから、今回LINEでやるという新しい項目をつくられたと思うんですけども、これも国からの予算で全額、村の負担はないわけですが、だからといって、効果の薄い、数分的に分かるこの

事業、この薄いところに3,000万円をかける必要があるのか。もっとLINEのほうにお金をかけるべきじゃないかと思うんですが、見解を伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ありがとうございます。費用対効果の部分ということであるかと思いますが、今ほどありましたように、イイタネちゃんアプリ、被災によって結構、なかなか村のほうに来られないので、情報を伝えることがなかなか困難だということで、ホームページなりそういった部分の、パソコンを持っていない方はホームページ等でも村の情報を得ることができない、そのためにどんどん震災によってといいますか、お年寄りでも結構携帯、スマートフォンに切り替えている方も多いという中で、LINEがかなり普及している、LINEのほうがいいという声も、住民懇談会の中等でも出てまいったところでもあります。基本的にアプリを入れるという部分は、携帯を操作する中でもかなり難しく、指導会とかそういった部分をやらないとなかなか進まなかったなというの、この実績を見ても分かることでありまして、その中で、LINEであれば気軽に操作ができる、操作しやすい、情報が得られやすい、そういった部分もあるので、今回切り替えていきたいということでの令和5年度の予算ということでもあります。

今ほどありましたように、イイタネちゃんアプリについては、LINEを立ち上げて、それが軌道に乗り、皆さんに使い方をきちんと伝達できれば、イイタネちゃんアプリについては終了していきたいということでおりますので、ただ、急に、一遍に切り替えるというわけにはいきませんので、基本的には半年程度で切り替えていければいいのかなということで、現在は考えているところではありますが、まずはその時期、皆さんに使ってもらえるようになるかどうかという部分も不明な点もありますので、基本的には1年分の予算を計上させていただいております。そういったうまくLINEのほうに切り替えができて、皆さんが使いやすくなったという状況になれば、その時点でイイタネちゃんアプリのほうは終了としてまいりたいと考えているところです。

委員（横山秀人君） 数値を見て、利用状況を把握して、そして終了という形の一連の流れ、すごく説明もしやすいですし、村民の方にも今度LINEになるんだよという形で説明していきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、16ページ、飯舘村新規就農者技術習得管理施設についてであります。こちらについては、完成時期と、また、様々な利用プログラムがありますが、この運営に向けての、例えば関係者協議会とか、それはいつ頃から行うのかの確認をいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 追加資料16ページの飯舘村新規就農者技術習得管理施設の活用、今後のできた際の活用方法についてであります。

研修プログラムということで、穀物から野菜、花卉、畜産、そういった部分できちんと勉強、学習をしていただき、また現場のほうの実習もしていただく、その中心の拠点の施設ということで活用しているということでもあります。

今、JAさん、あるいは普及部さん等に相談しながら、こういったプログラムで進めればいいのかということで、基本的にそれぞれの、今、JAなりが飯舘村の中でこれから普及していったほうが、力を入れていきたい作物ということで、今のところは、インゲン、ブロッコリー、小菊、それから当然稲作、それから小麦、大豆、そういった作物が適し

ているのではないかということで、JA等も含めて一緒に考えていただいた内容ではございます。

この部分、その体制については、今後、ちょっと時間をかけながらつくっていききたいと思っておりますし、また、どれだけの人が来るのかという部分もあるかと思いますが、最初は少人数なのかなとも考えるところでありますけれども、そういった規模が多ければ、それなりの体制もつくっていかねばならないのかなと思っております。

今後、そういった関係機関と協議、調整をさせていただきながら、体制をきちんとつくって、受入体制をつくってまいりたいと思っております。

委員（横山秀人君） 完成時期は令和6年3月ということでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 令和6年3月を完成時期と見込んで進めてまいりたいと考えております。

委員（横山秀人君） 続きまして、19ページ、まごころ運営協議会事業計画、こちらについても村民のほうから、質問というか、どのような申込みをすればいいのかなとか、何ができるのかなという質問がございます。今回、令和5年で、また加工用の機械を購入することなので、こちらについては、完成、そろいましたら、村民の方のほうに、ぜひチラシ等の案内をお願いいたします。

以上です。

続きまして、21ページ、村税に係る令和4年度と令和5年度との予算額比較について。もうまさに希望していたとおりの資料をご準備いただきまして、ありがとうございます。

ここで、2点確認しますが、個人村民税についてであります。特別徴収を合わせると7,000万円ほど減収になる予算であります。これはやはり農業の賠償、3年分いただいたものを5年に分けて申告するところ、令和4年は切れているので、そこによる減収を見込んでなのか、まずこれ1点。

あとは、固定資産税の償却資産が、補正で4,700万円、3月補正で上がるんですけども、実際今年、令和5年は2,500万円ほど下がる予定だという、この理由についてご説明をお願いします。

住民課長（山田敬行君） 村税の予算額の比較であります。

まず、1点目の個人村民税の普通徴収、特別徴収の分、令和5年度が下がっている理由は、横山委員が説明したとおり、農業の賠償等の終了を見込んだ部分の減額であります。

次の2点目ですが、固定資産税の償却資産、こちらが3月補正と比べて2,500万円ほど減額というのは、償却資産、大型機械設備が避難指示解除前後も含めてかなり入ってきた、それが耐用年数に応じた原価率といいますか、それがある程度計算されて来年度予算に見込むわけですが、その分がかなり出てきているというのが大きな理由であります。その分を加味した当初予算の、あくまで予算ということになっております。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、25ページに行きます。いいたてクリニックの指定管理料が2,500万円とい

うことでありますが、こちらには院内処方分についても、この上のほうの業務内容にはないんですが、こちらも入っていますでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 以前の指定管理料、たしか2,000万円だったと記憶しております。薬局の誘致をいろいろ模索したところではありますが、なかなか難しいということから、クリニック内に院内処方切り替わったような経過で、そこに関わるその設備の投資だったり、あるいは、薬剤師の配置、そういった部分で500万円が上乗せになったと記憶しております。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

この院内処方ということで、例えば、村民の方が村外で医療にかかって、薬の処方をお願いしてクリニックに持っていったとしても、薬自体は処方されないということでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 調剤薬局であれば、そういったことが可能なんですけど、病院で処方されたものを別の病院での薬の提供というのはないということをお願いします。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、26ページ、サポートセンター運營業務についてであります。こちら、1,417人の利用者があるということで、実際の人数というのは何人でしょうか。利用人数です。

健康福祉課長（石井秀徳君） 令和4年度の実績、4月から1月までが1,417人の実績だったということでの資料になります。

委員（横山秀人君） 私の質問がちょっと説明不足でした。延べ人数なのか。何人の方が、村民の何人の方が利用されていますかということです。

健康福祉課長（石井秀徳君） 登録人数が120名ということで報告を受けているところであります。

委員（横山秀人君） すみません、私も勉強不足で。こちらに関しては、申込等はこのサポートセンターに連絡すればすぐ入れるという形、あとは、週何回まで同じ方が利用できるのか、ちょっと概要をご説明をお願いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 社協のほうに委託をしているところでありますが、このサポートセンターの利用については、各行政区ごとに曜日を指定をして利用していただいているということでもあります。今現在、コロナ禍がここ数年続いている関係から、利用を10名程度に制限をして、今、実施をしているということになっております。今、そういった関係上、毎週というわけにいかなくて、2週間に1回程度の、行政区の部分についてはそういった形で割り振りをされているようであります。

ただ、諸事情があって、どうしてもという部分については、個別対応をされているようでもあります。

委員（横山秀人君） 村民の方から、「いや実はもっと行きたいんだけどな」という声もあったものですから、今度、マスクが取れるとか、5類とか、いろいろありますけれども、今後、その10人程度を増やすとか、そういう予定は、令和5年ございますでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 失礼しました、先ほどの質問の中で、申込み方法を答弁して

おりませんでした。申込みにつきましては、直接そのサポートセンターのほうに申し込まれても結構ですし、あるいは社協のほうに連絡いただければ。あるいは健康福祉課のほうでも結構ですので、どちらかに申込みいただければと思っています。

それから、利用方法の制限については、今の状況ですと、やはり一定程度、3密の回避も含めて、換気をしながらということを実施をしているところであります。一遍にというのはなかなか難しいかもしれませんが、そういった部分気をつけながら対応してまいりたい。人数についても、極力制限しないで実施できるように考えていきたいと考えているところです。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、27ページ、同じ質問で、利用者数と、あとこちらについては、村民からの何か要望というか、こういうふうにもっとしてほしいとかという声というのがあるのかどうか、ご質問いたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 27ページにつきましては、村外の介護サービスの送迎であります。令和4年度につきましては、トーネットのほうに委託をしまして、実施しているところです。介護事業者のほうにデイサービスとか、あるいは一部医療の実施ということで、送迎をお願いしております。細かく言えば、乗り合わせというふうな部分でありますので、自分の都合に合わせた通院だったり、そういうサービスの提供という部分があるんでしょうけれども、なかなかそこまではいかないのかなという現状であります。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、30ページ、「人・農・食・いたて」未来へつなぐ事業の積算内訳について、ここでは福島大学が100万円程度、明治大学も約100万円という形であるわけですが、福島大学の場合は、現在行われている村民食堂でこちらの事業を展開しているということでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 村民食堂ではございません。福島大学につきましては別の、飯館村をフィールドとした様々な活動ということで、主に3つほど、一つは、飯館村の情報発信、一つは、飯館村の特産品開発、そして3つ目が、地域の方々と一緒になった、主に獣害対策等の検証といたしますかね、チェックといたしますか、そうしたことの提言も含めて活動していただいているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） どちらも村の農産物のPR方法の提案、あとメニューの考案、商品開発とあるわけですが、これは、昨年度はどのような内容がありましたでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 令和4年度ということで理解をいたします。令和4年度、まず明治大学につきましては、これは令和5年度の新規でやっていただきたいということで考えておりますので、令和4年度の実績はないところであります。福島大学につきましては、先ほど申し上げた3点で活動を行っていただいております。一つには、飯館村の現状の分析、そうしたことをベースに、飯館村に人を呼ぶために、どんな情報発信をしたらいかということで、SNSであるとか、そんなものを通じて飯館村の情報発信をしていただいております。

もう一つは、その特産品の知名度向上を図るということで、飯舘村の特産品、令和4年度については、イータテベイク、ジャガイモですね、バレイショ、こうしたものとか、あとはカボチャであるとか、あとは、今、村が進めております「あぶくまもち」、モチ米、これについていろいろ食味を科学的に分析したり、そして特徴を分析したり、あるいはその食材を、野菜を使ったレシピを開発したりということをしていただいております。

もう一つにつきましては、先ほど言った獣害対策ということで、地域の中の、今の獣害対策の様子を、地域に入って聞き取りをしたり、あとは対策の様子を住民の方とパトロールしたり、あとは獣害防止対策が効果的にいくように、チェックリストみたいなものを大学独自に作成をして、これを使ってよというような提案を受けております。なお、これらの取組につきましては、村民の方にもなるべく分かっていただくようにということで、今年、ふれ愛館において、発表会という形で実施をしております。それなりの参加者がいたようではありますが、全体にというときにはもうちょっと集まってほしかったなというところはありますが、そんなところであるとか、あとは、道の駅のイベント等に合わせたイベント実施というようなことも行っていただくようお願いをしているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） よく、震災以降、各大学の方が飯舘のほうにいらっしゃって、いろんな調査とか研究等されているわけですが、村民の方からある場合に、1年だけで終わってしまうと、授業の一つなのかなという形があるんですね。今回、こちらの福島大学については、令和4年に引き続いてということなんですけれども、学生さんは同じ学生さんなのかどうか、ご回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 福島大学でお越しいただいている学生の皆さんにつきましては、福大の食農学類の学生さんたちが中心になります。この学生さんたちが2年生になりますと、地域のほうに出ていったフィールドワークということに取り組むことになっておりまして、この方が2年生と3年生のときに活動されます。当然、新しい方々も来られますので、基本そこの学類の方の人たちが、年代に応じて順に今、入ってきているような、そうした状況であります。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。農家の方も学生さんとお話しするのが楽しいということもありますので、より多くの村民との交流の場をつないでいただければと思います。

あと幾つかあるんですけれども、時間も、私ばかり質問しているのもあれですので、一度ここで区切りたいと思います。

委員長（佐藤健太君） そのほか質問ある方いらっしゃいますか。

委員（佐藤八郎君） 資料頂いているんですけれども、農業基盤促進事業と営農再開、水利施設など保全再生事業ということで、16億円ですか、積み立てるとということなんですけれども、この間、避難解除されてから、同じような事業で、各地区の要望に応じていろいろ

るやっこられたと思うんですけれども、そのやってきたことも含めて、村全体のなかなか土地利用計画というもの、まだ作成もされていないんだと思うし、見通し的にどうなっているのかという部分考えてると、この積立金でどの程度のことを、今までやったやつと含めて、全体の中ではどのぐらいの基盤整備なり水利施設の整備がされてきているのか、保全ができるのか。

産業振興課長（三瓶 真君） まず最後に保全という言葉がございましたので、それに関してお答えをいたします。先ほどから申し上げております農地集積という、これ、今、村が取り組んでいる事業がありますけれども、これに当たっては、人・農地プランということで、それぞれ地域の方々に自分たちの農地をこれからどういうふうにしていこうかというところの話合いを進めていただいております。これが、ほぼ全部の行政区という形でなっております、そこには貸したい方、借りたい方、あるいは、そこに担い手の方というようなことで、色分けでその地図を作っております、それに基づいた形で、今、地域の中で改めてその話合いをしながら意向を再確認し、意向のある担い手に農地の活用をお願いするために集積を進めているということがございますので、そういった形で全村的に、農地につきましてはその利活用の計画を皆さんと一緒に考えた経過はあるということでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 今、私の部落でもやっていますけれども、既に、避難解除になってから進めている事業であるので、その中では、全体図からすれば、どのぐらいのことをやって、今年の予算でどれほどの予定をしていらっしゃるのか。

産業振興課長（三瓶 真君） では、まず私のほうから、今ほどの農地集積に関わる部分でお答えをいたします。

全体としましては、これまでに農地のうち400ヘクタールぐらい、405ヘクタールですけれども、集積を進めたところでございます。そして、今後の予定で、まず令和5年度でありますけれども、資料ナンバー6の49ページのところで、最下段のところに機構集積協力金という項目がございます。こちらのところにありますように、令和5年度は8地区で91.1ヘクタールを見込んでおります。それに係る集積協力金というものが支払われますので、そちらを予算計上しているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） この金額って、積立金が16億円ということで、ですからここに書いてあるとおり読めば、基盤促進と営農再開の水利施設と保全再生と、基盤整備と再開水利施設で含めて保全管理という、保全再生という意味なのか、よく分からないですけれども、いずれにしろ帰還解除されてから、どの程度の村全体の本来あるべきそういう対応できる土地、耕地、生産面積と比較すれば、今年、8地区91ヘクタールやれば、どのぐらいになるんですか。

建設課長（高橋栄二君） 今の基盤整備のほうの、どれぐらい進んでいるのかということかなと思いますので、今ちょっと手持ちございませんので、後ほど正確に回答したいと思います。

委員（佐藤八郎君） 端的に聞きますけれども、基盤促進は基盤整備でしょう。水利施設というのは暗渠なのか、集排水の工事全体を言うのか。だから、全体の流れて、今年終わったときに、飯舘の全体の農地の中の、こんな形で、どこ地区が何ヘクタール、何ヘクタールというふうに、村はそういう姿になるんだというのが見たいわけです、聞きたいわけです。

建設課長（高橋栄二君） まず、営農再開水利施設等保全事業でございますが、こちらは、ため池の保守に係る経費でございます。

続きまして、農業基盤整備促進事業ということにつきましては、田んぼの面的な水路、用排水路、暗渠、あと必要なところへの客土ということになります。

4つ目の農業水利施設等保全再生事業、ため池につきましては、こちらは、ため池の放射性物質対策工事の経費の積立ての内訳となっております。

村長（杉岡 誠君） 要は数字目標というか、その辺についてちょっと今調べた上でということ担当が申しあげましたから、そうさせていただきたいと思いますが、基本的に、貸せるとか、活用できる土地はどれぐらいあるのかというお話なものですから、それは実は、基盤整備をやるかやらないかということではなくて、基盤整備が全然進まない中で、農地集積を先んじて進めて営農されている方もいますので、そこを基盤整備やらないという意味ではありませんけれども、活用できるところについては先んじて、担い手がいれば集積を進めてきているのが村の姿です。ちなみに、水田面積でいくと大体1,200ヘクタールが村の中にあるかと思いますが、震災前の水稲作付面積が699かな、約700ヘクタールです。それに対して基盤整備水田等を含めて、今400ヘクタールまで集積が進んでいるわけですから、令和5年の九十数ヘクタールを合わせて約500ヘクタールほどが、水田については集積が進むだろうとなると、相当な面積が実は再開に進むだろうというふうに考えているところです。

なお、基盤整備をすることでさらに利便性を向上する、あるいは老朽化した施設を直すことで、さらに活用できる場所が増えるだろうということで、今、基盤整備側と農政のほうの、例えば営農再開支援事業とか、農地中間管理事業とか、そういうことが総合的に進んでいるということでご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、全体が見えたので、あとは16ページの地域おこし協力隊の話、各委員からもありましたけれども、最初から採用するに当たってというか、採用ではないのかな、募集しているのかな、分かりませんが、1年とか2年とか3年とか5年とかといろいろあるんでしょうけれども、本年度は、前からの含めて、1人の方は来年までとか、今年入る人はこれから5年間とか3年間とあって、何かそういう基本というか、考え方はあるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地域おこし協力隊の活動できる年数等でございます。

追加資料では8ページのほうに今までの地域おこし協力隊の活動状況もお示しているところではあります。基本的に、最長で3年間は地域おこし協力隊としての活動ができるということで、卒業しましたら、飯舘のほうに住んで、継続して自分で仕事を起こし

て、起業して、また活動を続けていただきたいということで取り組んでいる部分であります。

今年度、先ほどありましたように、ここに表記している3番目の大槻さんにつきましては、3月末までで卒業ということでございます。令和5年度の当初については、下2名が続けて活動をするという予定であります。また、令和5年度の予算としましては、全部で企業型が3名、あとは自分で起業するというのが3名、あとは企業の中に入って地域おこし協力隊として勤めるという方を5名ということで、全体で8名の予算を措置しているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 村としては、いろいろそれぞれの方が、議会でもいろいろ教えてはいただいたんですけども、やっぱり雇用の場づくりとか、定住に結びつく流れからすると、どうなのかなという部分あるんですけども、今年は、例えば、今年で辞める予定ですと、追加して募集してそういう雇用の場づくりや、今、村で掲げるようなところに結びつく方を募集していくということになるのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現在、今のところこの下の3名が活動中ということでありますが、令和4年度については、もう1名分予算措置をしているところであります。ホームページのほうで、ぜひ地域おこし協力隊をとということで、今、周知をしているところであります。まだ手を挙げていただける方はいないという状況です。随時募集をしながら、しっかり村のほうに地域おこし協力隊として活動できる方を募集、続けてまいりたいと思っているところです。

委員（佐藤八郎君） 同じような被災地での協力隊の役割なり、果たしているものをあまり見えていないんですけども、12市町村に入らないところの協力隊なんかを見ると、かなり地域の方との連携、団体との連携、いろいろ組み合わせ、非常に中心的な役割になっているような人たちもいっぱい見たり、聞いたりしているんですけども、なかなか飯舘で同じことを求めるのはまた大変かとは思いますが、いずれにしろ、この村の雇用の場なり、村の基幹産業の農業をどういうふうに進展させるかという部分からいけば、それにふさわしい、これ40歳未満の方というのものもあるみたいですから、いろんな経験を積まれた方ってなかなか難しいのかと思いますけれども、そういう専門的な部分というかで見つけてくるというか、募集じゃなくて、そういうことは考えられるんですか。

村長（杉岡 誠君） 今、見つけてくるというお話ありましたが、まさしく、この飯舘村、実は提案型の地域おこし協力隊という非常に珍しい形態を取っておりまして、これ業務委託契約という形で、予算上はやっておりますが、ほかはほとんど直接雇用契約ということで、役場なり別のところに雇用していただいているというのが多分、ほかの自治体だろうと思うところです。

ただ、飯舘村は、その方が提案をする、こういうビジョンを持って、こんなことをしたら地域おこしにつながるんじゃないか、あるいは、自分たちがこんな起業をすることによって、定住にもつながり、また次の方にもつながるんじゃないかという、本当にご自身のプレゼンテーションというものをしっかり大事にしながら、村のほうで採用を考え

させていただいて、契約を今進めてきたということですから、この追加資料の8ページの、特に最初からいらっしゃった上から3人の方々は、既に卒業、上から2人までの方はご卒業なさっています。3年が満了したのでご卒業、3番目の方も3年が満了するのでご卒業であります。それぞれ村の中に定着をして、さらに今、いろんな事業を進めていることで、そこに来た顧客の方が、「飯舘村に私も地域おこしになれるのかな」「どうやったらいいのかな」という問合せがあると私も聞いておりましたので、村がどこかに行って探してくるというよりも、先例となった先輩が行っているところを見て、そこで魅力に気づいて、飯舘村に興味を持っていただくということが大事なところだと思います。

ですので、村としてもこれからPRはいろんなことをやっていきますけれども、卒業された方含めて先輩方々が引き寄せる方々っていうことを大事にしながらやっていきたいなというふうに考えるところでもあります。

以上であります。

建設課長（高橋栄二君） 先ほどの基盤整備の進捗でございますが、まず、用水路でございますけれども、令和4年度で約66.3キロほど終わるかなと。排水路につきましては、22.9キロ終わるかなと思っております。暗渠排水については、48ヘクタールですね。客土については3ヘクタールの完了を見込んでおります。

委員（佐藤八郎君） 今、答弁願ったので、客土3ヘクタールというのは、仮々置場は別にしてですね。

建設課長（高橋栄二君） 仮々置場を別にしてございます。

委員（佐藤八郎君） 村長から、提案型協力隊なのでという話でありますけれども、協力隊ではなくても、村に移住している方がいて、私が何回か文書でももらったり、話聞いたり、いろいろ提案したいことをいっぱい持っているんだけれども、それが村のものとかどうかはともかく、それいろいろ聞いて、でもこの、例えば地域おこし協力隊の募集要項、9ページにあるやつを見ますと、何か、最初の1年間は、ふるさと納税返礼品云々とかと、ある程度何か決められた中の活動に捉えられがちな文章なんですけれども、村長の言う、この飯舘村をある程度学んでもらって、知ってもらって、新しい発想でなり、自分の持つ力で提案をするものと、何か、募集要項が狭いのではないかと、今思うんですけれども、これはこのままでやるんですか。

村長（杉岡 誠君） 実は、この募集要項は、今回、令和4年度用に、さらに追記をしたのかなと私は思っております。今までの経過上、最初の3人の方は非常に意味具体的なイメージを持って、初年度からいろんなことができたんですが、その後の方々からすると、なかなか村の中の実情が分からなかったり、いろんな方にお会いするための時間が相当かかったりということがありますので、そういうところを逆に、村側がとか、あるいは村が委託する事業者なりがコーディネートをする期間を1年間設けながらやっていくと。ですから、1年間研修だけをやってくださいということではなくて、そういう機会を逆に設けますので、ぜひ参加をしながら、一緒になっていろんなものを知りながら進めていきたいと思いますというのが、この募集要項の趣旨でありますので、ちょっとそう

いう受け取り方ができないということであれば、書き方を工夫させていただきたいと思うところでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 多分ね、今の若い人は、ネット社会というかIT社会に生まれ育って、もう小さいうちからやっているのですね、飯館の情報って、学ぶ気ならばいっぱい情報は出てくるんだと思うんです。問題は、生活している人なり、村に思いを持っている人との対話とか、一緒になっての活動がなかなか難しいのかなと。多分、飯館の人は、そういう人が来てやってくれば、一生懸命できる範囲で協力したり、一緒になってやるという気持ちはいっぱいある人が多いんだと思うので、そういう機会をつくるとか、そういう学びの場をつくるとか、いろいろ工夫したほうが、もっと早めに。資料を渡して読んでいただければ分かるという話も、それはそれで基本的には必要かと思えますけれども、その点をやっぱりいろんなイベントの実行委員会に入ってもらったりとか、いろいろ工夫して主体的に。なかなか飯館を知り尽くして分からない点も、全く東京、北海道で生まれた人が分かるものも体験としてあるかもしれないので、そういうものを生かす工夫をされたらどうかなと思うんですけれども。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村の様々な魅力なども含め知ってもらおうという企画とかそういうものもということかなとも思いますが、追加資料の12ページの真ん中に、移住・定住促進ツアー企画運営業務がございます。令和4年度、3回移住体験ツアーを行ってまいりまして、大変好評でありました。少人数での移住体験ツアーということで、今ほどの地域おこし協力隊のほうも行っていただいて、実際に入ってくる時、あと、入ってきてからどうだと、大変飯館村に住んでいて、地域の方々も親切ですごく住みやすい村だというような、そういった部分を含めてPRをしていただいて、さらに、来ていただいた方には、かなり好評な部分があるところでございます。

そういった部分もありまして、令和5年度については年6回の体験ツアーを実施するというので、今、計画しているところでありまして、佐藤委員からいただきましたように、こういった村の魅力なり、そういった地域との関わり、そういった部分を大切にしながら、移住・定住・交流の機会を広くつくってまいりたいと思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 次に、交流・移住・定住促進支援業務から空き家・空き地バンク登録、ずっと移住・定住促進ツアーまで、委員からもありましたけれども、今、公募というか、公的に出しているこれに向けての募集をかけたり、こういう窓口業務開いているんですよとか、そういう周知の関係とか含めて、実際、福島市とか伊達市とか、いろんな行ったときに、こういう交流の資料いろいろ見るんですけれども、飯館も、私ら月に2回来るものを目を通して見るんですけれども、なかなか13枚も来ると、いろいろあるんですけれども、村民自身も一体どんなことでこういう促進を進めているのか分からない人がかなりいたり、先ほどもあったように、勘違いしたりしている人がいるので、もうちょっと整理されて、ここでも地域おこし協力隊活動支援も含めているということで、移住して住むことになればそうなるのか分かりませんが、これ一つ一つ重点的に何を

具体的にやるのか、伺っておきます。

委員長（佐藤健太君） 八郎委員に申し上げます。質問は簡潔明瞭にお願いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 移住関連の中の交流・移住・定住等の部分、一つ一つの業務というご質問かと思えます。

追加資料の12ページの令和5年度の事業ということで、7点ほど業務の内容を記載してございます。

一つは、大きく移住相談窓口の運営、これは令和4年度に引き続き令和5年度も行っていくというものであります。SNSを活用した情報発信ということで、引き続き行ってまいります。地域おこし協力隊の活動支援業務であります。これも引き続き行う分であります。移住・定住促進イベントの開催、これは、場所等もいろいろ検討しながら、より飯舘村に興味を持っていただけるような部分を情報発信しながら、イベントを開催していきたいと。次に、移住PRのためのポスターを作成して、それを村外の部分、あらゆるところにPRということで、活用してまいりたいと考えているところであります。それから、地域おこし協力隊の採用の部分であります。どういった、まだ起業、自分で内容を検討して、ぜひこういったことをやりたいということで手を挙げていただいて来ている部分ではありますが、その中で、実際飯舘村で何ができるのかとか、何をしたいのかという部分を聞き取りながらの相談であったりとか、あるいは、地域おこし協力隊がどういった職業に将来就きたいのか、企業のほうに入って活動したい、あるいは、農業のほうにも目を向けていきたいということであれば、営農組織のほうの紹介もできるかと思っておりますが、そういった部分含めて、採用の際の支援に当たっていただきたいと思っているところであります。

また、その下にある移住者向けの就労支援ということで、今ほど言いました、実際に企業さんに入っていくときのつなぎ、また企業側の聞き取り、それから地域おこし協力隊として入ってくる方の聞き取り、そういった部分でのつなぐマッチングの部分、そういった部分もこの支援業務の中で行っていきたいということでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） ほとんどSNSを活用した情報発信で今まで来ているのかどうか、たしか移住者232名と言いましたか、最近の数値で、そういう方は、移住してくるために、情報はSNS活用がほとんどなのか、実態としてはどうなのか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今までのそういった情報発信ではありますが、村のホームページ、ポータルサイトを活用しての情報が主な部分と、この移住相談窓口といいますか、この業者委託したSNSを活用した情報発信ということで周知をしてまいったところがあります。

委員（佐藤八郎君） 232人の移住者は、どの割合で、何をすることで移住相談なりに入ってきているのか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） どういった情報、例えば、村のホームページなり、SNSですね、そういったものを見てきたのかという部分まで詳しくは分からないわけですが、実際に移住サポートセンターのほうで相談対応したという部分の実績について

は、令和4年度については66組あったところであります。

また、飯舘村に移住されてくる方の中には、一旦、そういった移住者から「飯舘村はいいところだよ」という、「ぜひ来たらどうだ」という、移住者からまた移住者へのつなぎ、そういった部分も結構あるのかなということで感じているところであります。

そういった村の情報発信については、いろんな方面から今後も続けていければいいのかなと考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） 移住者だけが集まる、コミュニケーション取るのがいいのかどうか分かりませんが、移住者同士が意見交換するとか、役場のそういう担当と一緒にやるような機会、さらには、その移住者が求める商工業者と話してみたいとか、議会の議員さんと話してみたいとか、いろいろ要望あったらそれに応えていくような、移住者を、今あったように、移住者がまた移住者を呼んで、十何人、今、10人近く来ているなんていう話も聞いていますけれども、いずれにしろそういう機会というの、どんなことを計画されているのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 毎年、移住者といいますが、ふるさとの担い手という言い方にさせていただきますが、そういった方の交流会ということで、年に1回は年度末というか、年末ぐらいに開催してきたところであります。

行政区のヒアリング等の中でも、移住者だけの集いということではなくて、地域とのつながりを持つような、そういった話合いの場とか、そういったのもどうなのかというご意見等もいただいているところでありますが、今ほど委員からありましたように、いろんな方面の方と懇談の機会もあったほうがいいのかもかもしれませんので、そういった皆さんの声を聞きながら、できるだけ村に入ってきていただいた方が地域に溶け込み、村に溶け込み、活動できるような、そういった機会を、ご意見が出せるような、聞き入れられるような場面を検討してまいりたいと思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 空き家・空き地バンク登録推進業務とありますけれども、これは、私も福島のほうの市のやり方、ずっと体験して、ずっと追いかけて聞いていったんですけども、不動産屋に任せている部分もあったり、いろいろあったんですけども、村としては、今、横山委員からあったように、事務所ですか、あの役場の脇云々って、やっぱりもっと身近なところで、公民館のどこかでも、道の駅でも、そういう気軽に行けるような場所に窓口を設けて進める方向はないのでしょうかね。何か私らも誰か連れてくるにも、福島から案内してくるにも、何かこっちまで入ってくるという、私は構わないんですけども、一緒に来る方が、何かだんだん山の中に入っていくような気がして、実際、私らは気にしないんですけども、来る方は、だからもっとあんな開けた、あるわけだから、そういう場所でもいいのではないかと思うんですけども、必ずあそこに来て、何か分からないけれども、どこに車止めていいか分からないようなところに。何か暗いんじゃないかなと思うんだな。空き家だの空き地だから、暗いかもしれないけれども、何かもっと開放感あって、楽しく寄れるようにしたほうがいいんじゃないかとは思うんですけども、どうなんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 非常に重要なご提言をいただいたかなと思いますが、令和4年度は、サ

ポートセンター立ち上げをする中で、役場とのかなり密接なやり取りが必要だろうということで、近場のすぐ隣の施設というのを選択した、そういうこともあったかなと、私は思っております。移住サポートセンターで従事いただく方は、毎朝毎晩、必ず担当のほうに寄って、その日の報告をしたり、あるいは、委託している事業者も、かなりの頻度で実は打合せをしているというのがありまして、そういった形で、いわゆる自立した形で移住サポートセンターが動けるようになってくれば、おっしゃるとおり、県道とかに近いところとか、ぱっと分かるようなところという選択肢も出てくるかなと思えますが、まだちょっと2年目なので、2年目については先ほど課長のほうで説明したように、イベントという形で、ちょっとポップアップ的な形でやるのが、まずはいいのではないかと当初予算を計上させていただいているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） ぜひ気安く寄れる場所にと思います。

あとは、移住・定住支援事業補助金も出されているので、これ補助対象要件を見ていくと、飯舘の人も、圃場も賠償受け終わって、これから受けるものってないような状態の人もいますけれども、そういう方が飯舘に戻って、飯舘の村営住宅とかに入っている方もいるんでしょうけれども、あと復興住宅とか、だから、横山委員からもあったように、空き家等購入補助金、住宅新築補助金、何か飯舘は3世代同居なんていう家族もいっぱい、震災もあったので、長男は、例えばですけれども、福島にうちを建ててそこに、次男坊は飯舘にどうのこうのって、でも、この補助金の要件からすれば、ここに書かれていて、家族は該当するんでしょう、これ。該当というか、駄目だということになるんでしょう、基本的にね。だったら、例えば、就職して、1回住所を移動しちゃって、また帰ってくるとか、そういう関係なんかはどういうふうになるんですか。

村長（杉岡 誠君） 今おただしの部分は、追加資料の13ページの話かなと承知をしますが、これは移住・定住支援事業補助金ということでありますから、要件の第3条の第1号ですか、ありますけれども、平成23年3月11日に村に住所がない者でという要件がありますので、いわゆる被災村民に関しては対象外になってしまうという要綱であります。

ただ、一方で、村民の方については、もともとの村民の方については、こういう住宅支援ということとしては、村営住宅とかそういった、あるいは災害公営住宅扱いになっているところで、今、空き家になっている部分もありますが、そういうところに入居いただけるという、そういう要件もありますし、あるいは、村としてはスタートアップ補助金とか、ベンチャー企業、これは村民に限らずでありますけれども、新しく村民になる方も含めて対象になりますけれども、そういった形で、新たになりわいを起こすということの支援を、別な形でさせていただいているということですから、住宅支援という形では対象外になることもありますけれども、ほかの形で、村民の方で村でこういうことをやりたいという方の支援策は、農政も含めて様々なことをやらせていただいているところでもあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 移住・定住の促進ツアーであります。6回やるって言ったのかな、年6

回やるという話ですけれども、これは全体として令和4年度は何名の参加でしたか。
村づくり推進課長（佐藤正幸君） 3回合計で24名の参加があったところでございます。令和4年度は、下にあります、年3回の実施でございます。

委員（佐藤八郎君） 年3回で24名参加されたんですか。これ先進地事例の調査もやっているとなってますけれども、どんな方が参加して、どんな先進地事例の調査やって、今年はどうな体験ツアーを年6回やろうとしているのかお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先進地事例の調査であります、ちょっと場所については資料で持ってきていなかったもので、ちょっと確認をさせていただければと思います。

移住の、そういった先進地のほうに行って、どのようなツアーを組んだらいいかということで、事前にそのツアーの実施の仕方について学んできている調査であります。

体験ツアーのほうであります、いろいろ農家さんやら、先ほど言いました地域おこし協力隊やらの分、そういった方のお話を聞いていただいたり、3回の中で、時期に応じていろいろな村の中で、例えば教育を重点に置いたりとか、そういった、農業のほうに重点を置いたりとか、そういったポイントを絞って3回実施してきたという内容になっているところがございます。

先進地事例、場所について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

◎散会の宣告

委員長（佐藤健太君） 質疑が継続しておりますので、明日も委員会を継続をいたします。

本日の委員会はこれで終了し、散会いたします。

なお、明日10日も午前10時から、この場にて、委員会を再開いたします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後4時46分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月9日

予算審査特別委員会委員長 佐藤 健太

令和5年3月10日

令和5年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第3号）

令和5年3月10日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	佐藤健太君			
副委員長	佐藤眞弘君			
委員	高橋孝雄君	佐藤八郎君	渡邊計君	
	菅野新一君	飯畑秀夫君	花井茂君	
	横山秀人君			

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	村山宏行	村づくり推進課長	佐藤正幸
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
会計管理者	山田敬行	教育長	遠藤哲
教育課長	高橋政彦	生涯学習課長	藤井一彦
農業委員会事務局長	三瓶真	選挙管理委員会書記長	村山宏行

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
書記	高野琢子		

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤健太君） おはようございます。

本日の出席委員は9名であります。定足数を満たしております。

これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前10時00分）

委員長（佐藤健太君） 昨日9日に引き続き、総括質疑を行います。

これより質疑を許します。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 昨日、佐藤八郎委員からご質問のありました移住体験ツアー先進地事例の調査についてであります。

調査地は、長野県小川村、もう1か所が秋田県の五城目町、この2か所について先進地事例の調査をしております。

2か所とも移住ランキングの高い自治体でありますとともに、移住のほうに力を入れている町でございまして、この中でツアーを行うための基本的なノウハウ、それから参加者が能動的・主体的に参加できるコンテンツづくり、また自分の人生をポジティブに変えたいと臨む参加者の求めるツアーの在り方、それから地域にあるもののマッチング、そういったものを学ぶために行ってきたものであります。

その中で特に村の想定するターゲット層というものを考慮し、子育て、農業、ものづくり、そういった部分の3点に絞って今回のテーマにしまして、ツアーを組んできたところでありまして、その中ではゆとりあるスタッフの配置及びスケジューリングにすること、また村民とツアー参加者との交流体験コンテンツを積極的に組み込むこと、さらには先輩の移住者をツアーに巻き込みながら参加者自身が理想的な暮らしの実現について行動に移すきっかけになるツアーというようなことで、ツアー年3回を組んできたところでございます。

さらに、昨日、移住体験ツアーの年3回実施、24人と報告をさせていただきましたが、通算20人の参加者であったということで訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員（佐藤八郎君） ただいま答弁いただきましたので、その件についてまた質疑をしたいと思っております。

移住・定住促進ツアー企画運営業務ということで、移住者を対象とした村内ツアーの企画・運営、これ企画・運営は主体的にどんな体制の中でツアーの企画や運営をしているのか、どこかに丸投げをするのかという点と、今までやった結果、参加した人なり、これから参加しようとする希望者の声なんかはどういうふうに捉えて、本年度また実行しようとしているのか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、移住体験ツアーの実施であります。これはツアー業者のほうに、ツアー業者に限りませんが、そういったノウハウを持った業者のほうに委託をして進めるというようなことになっております。

また、令和4年度のツアーの中では、基本的に体験型のツアーの企画というようなことで実施をしたところでもあります。そのアンケート等を最終的に取っておりますが、参加者からは、皆さん村の方が優しく穏やかな過ごし方で活気も感じられたというようなこととか、村が前向きに取り組んでいる、また歓迎されている村だというふうなイメージが、印象がすごく持てたというようなことであります。さらには、温かい人たち、また星がきれい、野菜もおいしい、とてもすてきな村だなという印象を持ってお帰りいただいたというようなことで、さらには村の方が元気な老人の方、また、若い人も頑張っているというそういった姿、そういった部分も見れて、これから前向きに進んでいるすばらしい村だなというふうな印象を持ってお帰りいただいたところでもあります。

こういったご意見等もいただきながら、今回の移住ツアーがとてもいいツアーになったというような実績も踏まえて、令和5年度については年6回のツアーを検討していると考えているところでもあります。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 3回が倍の6回やるということで、今言われた参加者の声なり、そういうものを希望する声を生かしていく。だから、企画・運営が丸投げして、専門的なものもあってなのか、その企画・運営に村なり、体験者なり入っていくということはないのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ツアーの企画の中で職員等が入らないのかというようなご質問かと思いますが、当然打合せの中で村の職員も入っておりますし、また受入れしていただける村民の方、そういった方にも入っていただいて、どういった組立てをしていけばいいのかというようなことで、随時そういった協議をしながら進めてきたところでもあります。

また、参加者のほう、今回10人程度ということで、少人数のツアーというようなことを企画したところですが、人数的にすごくよかったと、直接人数に見合った説明なり、そういった部分を得られましたし、お互いの顔が見える距離でのツアーというようなことでとてもよかったというようなお声もいただいておりますので、そういった部分も踏まえながら、令和5年度のツアーを組んでいきたいと思っているところでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） ツアー終わりました、交流・移住・定住の促進支援事業、これは8,149万5,000円ということで、相談窓口業務の体制はどういう体制になっているのか。情報発信の方法はどうか。協力隊員の活動支援ということもうたっているので、どんな活動支援を交流・移住・定住の中でやるのか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、移住相談窓口の体制でございますが、常時、移住センターのほうに2名以上はいるというようなことで、体制を整えているところでもあります。

それから、SNSを活用した情報発信ということで、フェイスブック、インスタグラム、そういったものの情報発信をしているところでもあります。

それから、地域おこし協力隊活動支援業務ということで、それぞれの協力隊が自分の活

動に向けて取り組んでいるわけではありますが、その際の地域の方とのつながりとか、そういった部分でそれぞれ随時、業務の計画、また報告をいただいているところでありませけれども、その計画策定、それからその実施の中でそれぞれアドバイスをいただいているということでございます。

委員（佐藤八郎君） 次に、空き家・空き地バンク登録推進業務2,023万4,000円ということで、これは村内物件の調査とバンクへの登録交渉ということなんですけれども、これまでの成果実態と支援制度の検討しての事業は何があるのか伺っております。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、空き家・空き地バンク登録候補物件の選定に当たった分ではありますが、令和4年度については、登録候補件数を調査の結果、83件ほど見込んでいたところでございます。これは目視の調査、それから聞き取りの調査ということで進めておったわけですが、実績的に現段階では、なかなか登録までは至ってはいないというのが現状でありますけれども、それぞれ聞き取りなりをする中で、なかなかどうしても自分のお家をそのまま貸し出す、あるいは提供する、そういった部分まで進めないというのが実態として浮かんできているところでもあります。

この部分、さらにまた掘り起こしをしながら令和5年度も進めてまいらなければいけないというふうなことで思っているところでもあります。

それから、空き家・空き地の活用に関する支援制度の検討というようなことで、令和5年度に向けてどういったことが必要なのかというようなことで検討してきたところあります。

その中で、令和5年度、追加資料の12ページの右上にあります、空き家活用促進のためのD I Yワークショップの実施、そういったものが必要なんではないかということで、検討してきたところあります。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 支援制度の検討の中で空き家活用する、これはどんな内容で、どういうことの成果を求めているんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） どういった内容でというようなことですが、今ほど言いましたD I Yワークショップ、つまり一概に空き家といっても空き家の程度がございませ。かなり傷んでいる物件もあれば、すぐに使えるような物件もあるという中で、そういった空き家を紹介する中で活用したいという方がどのような感じで使っていきたいのか、そういった情報を聞き入れて、内部の使いやすい改装、そういった部分に業者が入るべきなのか、ご自身でどこまでできるのかとか、そういった部分も含めていろいろそういった情報なり、アイデアなりを支援していく必要があるんじゃないかという中で、D I Yワークショップのようなものを令和5年度については進めていったほうがいいんじゃないかというふうなことで、令和5年度予算は組んでいるところでございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、空き家なり空き地、登録に至っていないとあるんですけれども、登録に至らなくても要望があれば、昨日出ました移住・定住支援の事業補助金は、入る人が村外であれば、この絡みはどうなりますか。

移住・定住支援事業補助金が、昨日ありましたけれども、それに関して、今、空き家、課長答弁だと改修が必要だったり、安心安全で住むためにリフォームが必要だったりしたときに、入る人が村外の人であれば2017年3月31日以降という、これに対応すれば使えるのかどうか。それとも、入る前にこの事業を使って修繕してやるということの絡みはできないのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどのご質問は、追加資料13ページの移住・定住支援事業補助金、その活用できる方というふうなことかと思えます。

基本的にその空き家を提供する所有者ということではなくて、空き家を借りる入居者のための補助制度でございます。今ほどありました平成23年3月11日現在の基準、その絡みはというようなことでありますが、当然その時点で村に住所がない者ということでもありますので、例えばその前に村から離れていた方、その方がIターンで戻ってくる、そういった方も対象になるというようなことになります。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） そうすると、空き家・空き地バンクの登録推進業務の中で希望あった、空き家が紹介されて入ることになったとすれば、その入る人が申請すればこれは使えるという話ですね。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 委員のご質問のとおりでございます。そういう方が対象になるということでもあります。

委員（佐藤八郎君） 17ページの移住・定住支援員事業補助金1,618万5,000円。今ほど言われました空き家購入、新築建設、住宅修繕、いろいろ補助ありますけれども、補助対象要件は今言われた住所になるということですからけれども、家賃補助は新規就農補助って、何かここに就農って出てくるんですけれども、これは家賃補助の関係の就農という部分、補助が118万4,100円というふうにあるんですけれども、これはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 資料ナンバー6の17ページにあります家賃補助、新規就農補助の部分であります。

これにつきましては、令和3年度までにこの補助申請があったものについて、2年間ということで令和4年度、令和5年度、引き続き補助をしていくというようなことであります。

つまり新規のものはここにはいないというようなことで、家賃補助については11人で76万4,100円、それから、新規就農補助については1名で42万円の予算措置をしているところでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 新規就農という言葉と家賃補助との関係、これは就農する方に対してのみの家賃補助という意味ではないのでしょうか。何か今の説明とちょっと合わないんですけれども。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 追加説明資料の13ページの部分であります。賃貸住宅入居補助金、この4番の部分と、5番の新規就農起業活動補助金、これは補助金の要綱全

体的には一緒であります、項目としましては別のものというようなことで、それぞれ違う取扱いというようなことになります。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） そうすると、今13ページで言われた部分で理解して申請して受けられる人は受けるという流れでいいということで、それをここに新規就農と書き方をしているということだけですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど申し上げました追加資料13ページの4番、5番、この事業については、先ほど申しましたように令和3年度で受付を終了しているということになりますので、新規の受付は今後ないというものであります。継続されている方、令和3年度中に申請があって継続されている方について、令和5年度も引き続き予算措置がされているというようなものでございます。

委員（佐藤八郎君） 理解の仕方ですけれども、4と5をここに書いてあるんだと、家賃補助、新規就農と、13ページの説明に。4と5があって、それは今後は駄目で、今まで受けていた人が継続してこれは活用できるということの理解でいいということですよ。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） そのとおりでございます。

委員（佐藤八郎君） 17ページ、同じく地域おこし協力隊の起業支援補助金300万円。協力隊を終わるとか、終わる前後に何かやろうとする補助だと思うんですけれども、この該当要件と根拠ですね、そして、3件と言ったんですけれども、ですから100万円になるんですけれども、これは協力隊を何年か体験といいますか、それでやった人に限るといふことと、あとはその他の要件何かあるのかどうか分かりませんが、なぜ100万円という限度なんですか。

今までやられた方おるのであれば、その成果等も伺っていききたい。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地域おこし協力隊の起業支援補助金でございます。

これは、追加資料の14ページに記載させていただいておりますが、趣旨としまして、村は村外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域の活力の維持・強化に資するためというふうなものでございます。

補助対象の内容でございますが、第2条にありますように、村の活性化に資するものであること、2つ目として、一定程度の継続性が見込まれるものであること、事業の拠点となる地域が属する行政区の了承を得ているものであること、新たに起業するものであること、この要件を全て満たすものというふうにしていただいております。

この事業、予算は100万円の3人分というようなことで載せてございますが、同じく追加資料の8ページに地域おこし協力隊の現在の状況を載せてあります。この8ページの下3名分を予算措置をしているというようなことでございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、協力隊を辞めるとかやるとかじゃなくて、来て何か起業をやる場合は対象になるということの理解ですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 附則かと思いますが、村の地域おこし協力隊にまずはなっただいて、その活動で卒業する者、また卒業見込みである者、それを対象にしているというような内容になっております。

委員（佐藤八郎君） でも、この3名の方はまだの方もいるよね。令和7年までの人もいるから。そうすると、途中でそういう起業を起こす方向にある人は支援していくということですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この追加資料8ページ目にあります最後の方であります。この方は令和7年1月末に卒業見込みというようなことであります。1年前から使うことができるということで、令和6年1月の段階ではこの事業を活用することができるということで、この方も含めて予算措置をしているところであります。

委員（佐藤八郎君） そうすると、やる気があって1年前になれば申請して100万円の支援は受けられるということですね。

100万円というのは、何か起業といってもいろいろあるんじゃないかと、いろんな人が来るので思うんですけども、100万円って多いか少ないか分かりませんが、どんな根拠で100万円なんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 100万円の部分であります。これは総務省の事業の要綱の中で決まっている部分でありまして、これは特別交付税の措置をいただくというようなものでございます。ということで、金額として決まっているところです。

起業の内容いろいろあるというようなお話ありますが、基本的に追加資料14ページの一番下の第2条の第2項であります。開業届出によって個人事業を開業すること、それから株式会社、特定非営利法人、非営利活動法人等の法人を設立してその代表者となること、あとは店頭販売のみを実施していた小売店が通信販売を新たに実施するなど新たな取組を始めること、その他村内事業者の事業を継承するなど、補助金の趣旨に沿っていると認められるものであることというようなことで、内容については多岐にわたっておりますが、こういった内容であれば認めていけるというような内容になっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 100万円は、国の規定で100万円なんですね。

次、21ページ。

そこに、地域活性化施設管理きこり・まごころの部分、ばらばらと入っておりますけれども、その中に新規就農者技術習得管理施設の部分が4項目ほど入っておりますけれども、この内容と、どんな活用をされていてどんな成果を求めていくための予算なのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 新規就農者技術習得管理施設の部分であります。追加資料の16ページで施設の活用方法を記載させていただいております。

施設の目的であります。村の農業従事者の農業離れ、それから後継者不足など担い手の減少が大きな課題となっているところでありまして、そういった中で村民のみならず、移住農業者の受入れを促進することが必要というふうなことで、村の農業の魅力を広く発信し、また、村での農業体験、技術習得、経営に必要な知識、そういった取得の仕組みづくりをすることで新たな担い手を育成する、また、農業を通じた村内外の交流を促進するというところで、コミュニティ活動の活性化を図る。さらには、帰村、移住住民を促進するというようなことで、施設として整備するものでございます。

このプログラムの内容、昨日も若干説明させていただきましたが、全て今ほど言いましたように、品目ごとに目標の収支の設定やら、簿記関係、それから計画づくり、経営分析等も含めて計画づくり、そういったものを座学で学んでいただいたり、また実際に現場圃場に出向いて、農業実践についても学んでいただくというようなことで、基本的には村、それからJA等が村の農業として政策的に進めようという部分の品目が主になるかとは思いますが、そういった部分を広げていくための研修施設というようなことで活用してまいりたいと思っているところです。

活用については、研修は当然ですが、例えば家族で移住を目的に村のほうに農業で移住をしたいというような方については、家族でも長期的に研修できるようにということで、宿泊施設を伴ったもの、研修施設を考えているところであります。

例えばお子さん2人でご両親ということであっても、それを十分受け入れられるだけの宿泊施設を伴った研修室ということで、基本的に長期的に見ると1年程度は、もしかするとまだ自分でお住まいを見つけることができないというふうなご家族もいるかと思えます。そういったときに、長期的にこの施設を使って、学校等も通いながら農業を学んで経営者として成り立つように、そういった生活全体の部分を見据えての研修施設としているところでございます。

委員（佐藤八郎君） きこりの施設整備をされて、研修をして、農業希望の家族までも期間もいろいろあるんでしょうけれども、受け入れてということで、この中にこういう関係の事務といいますか、庶務といいますか、担当係を置くようになるんでしょうか。そして、研修に来られる方の宿泊してのというふうになっていくと、費用もかなりかさむと思うんですけども、その費用は研修に来られる方が負担していくのか。村として交付金などを利用して、補助金を利用して無料にしていくのか、その辺はどんな運営の在り方をしようということなんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 研修受入体制、それから研修のための費用面というようなことでございます。

基本的に宿泊を伴う場合であれば、そこはきこりと一体的に施設管理を任せたいというふうに検討を考えているところでありますが、研修の受入れ、研修の申込み、そういった部分については、村が主体となって窓口となって受入れをしていくようになるのかなというふうに考えているところです。

費用面につきましては、そういった農業の就農したいということで来ていただける方につきましては、極力費用面については抑えたいというふうに考えているところでございますが、今後どの程度にするべきかというような部分については、再度検討させていただきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 農業経営なり、農業から収益を上げていくというのは、非常に難しい社会情勢の中で、半年なり1年なりどういうふうになるか分かりませんが、その希望者によりますけれども、その費用を本人負担して研修していくというのは大変かと思うんですけども、だからといって1年そこに家族で住み込んで研修して、費用無料と

いうのもどうなのかという部分もありますけれども、費用については今後検討したり、いろんなそういう事業関連で国なり県なりあるのかどうかも含めてやるということなんですけれども、希望を持って新規就農とか、意欲を持ってきた人がそういう申込みやいろいろ要件によって、意欲が減少することのないようにやっていくには、やっぱりそれなりの事前のきちんとしたものが、つまり見える、分かる、見通しのつくものがないと難しいのかなと、私なりに思うんですけどもいかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 佐藤委員のご心配する部分、当然なのかなというふうに思っているところであります。

今後、建設を進めていくわけですが、使える状況になるまでの間、1年間はある中で、早い段階でどういった費用体制にしていくとか、そういった部分については詰めていきたいと思っているところであります。財源につきましてもご心配いただいているところであります。なかなかそれを見つけることは困難かと思いますが、その中で村としてやはりどんどん農業者受入れをして、育てていかなければならないというようなことでありますので、その部分についても重要な点として検討させていただいて、できるだけ早い段階で集中しながら募集をかけていきたいというふうに考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、22ページ、昨日もお話出ましたけれども、ベンチャー企業の創出支援事業補助金というものが400万円ですが、何かこれも国の規定で400万円なのかどうか分かりませんが、ベンチャー企業創出して400万円ぐらい全額補助ではなくても2分の1にしても800万円、3分の1にしてもというふうに数えると、せいぜい2,000万円かそこのベンチャー企業という話になるのかなと思いますけれども、これは対象要件はどんなことになっているのか、この400万円出すことで何を成果するのか、雇用しようとするところは雇用も生まれるんでしょうけれども、その辺を伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ベンチャー企業創出支援事業でございます。

追加資料の20ページで資料を出させていただきます。

この事業につきましては、村内の農林水産物及び観光資源、または未利用資源等に独創的なアイデアを加えて新たな産業を創出しようとするものに対して、その創業に係る経費の一部を助成するというような内容でございます。

対象としましては、新商品の企画・開発・販路開拓など、2つ目として、展示・直売施設等の建設、3つ目としましては、農家が現に居住する民家等において行う民泊レストランなどの事業、4つ目でその他村の新しい産業形態創出に資する事業で、村が認める事業というようなことで、そういった部分に該当する事業であり、かつ原則としては国、あるいは県の補助事業等の交付を受けて、その国・県の事業の中でできなかった部分、そういった部分を村のほうで補助をしてまいりたいというようなことで、後押しをしていくというような事業内容でございます。

委員（佐藤八郎君） 説明資料、昨日読ませていただいて、個人もしくは3名以上の村民ということで、今の時点で村民であればいいとすれば、移住者なんかかなり、昨日言いましたけれども、移住者が二百何十名いる中でこういう思いのある方がいたらそれも該当

するということになるのか。

あと最後に、国県の補助関係から漏れたものを村単で1事業200万円以内の支援をするということでもいいのでしょうか。400万円予算を取るというのは、2件分という話なんでしようけれども、今の理解でいいのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありました移住者等についてはどうだという部分であります。

当然、村民ということになりますので、当然該当していくということでもあります。

あと、予算は2件取っているということでもあります。1件については、現段階で申請の見込みがあるというふうな方が1件、それからもう1件ぐらいは出てくるのではないかとということで、見込みで1件ということで2件の予算を措置をしているところでございます。

委員（佐藤八郎君） このベンチャー企業という横文字の言葉の企業って、何か規定があるのでしょうか。今まで村にあったものでもいい、新しいものでもいい、ベンチャー企業という定義はどこまでどういうふうに仕事を起こせばいいのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ベンチャー企業というような意味という部分ではありますが、新たな企業、そしてまた独創的なアイデアを加えたそういった事業、それに前に進もうとしている、そういった企業を起こす方を支援していきたいというふうな意味合いかなと思っているところであります。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 例えばシルバー人材なんか仕事で頼まれていることとか、介護関係で頼まれていること、運転手とかいろいろ常時いっぱいあると思いますけれども、そういうものが事業者として今はないと、それをよく全国的に見れば自治体で何でもやる課があって、蜂の巣取ったり、行政の職員がなかなかやれない部分を何でもやる課みたいなNPO団体なり、そういう形でいろいろ事業を展開する。そういうものもベンチャー企業という。あとは草刈りなり、雪掃きなりいろいろ、雪降る地方ではそういう団体も存在して、雪掃き専門にやっている人たちもおりますけれども、どこまでこの支援事業に該当するのでしょうか。

先ほどの説明を聞く限りは、企業を起こせば、始めれば、スタートすれば、そういう計画書なりなんなりあればできる、あとここの対象事業の要件ですね、これがあればできるということになるのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） どのような企業でも大丈夫なのかというようなお話かと思いますが、基本的には先ほど申し上げましたように、国または県の補助事業が採択されたもの、それで国・県の補助では賄い切れなかった部分を村がというようなことで考えている事業でございます。

そういった部分まではいかなくても、村で何か企業を起こしたいというような方については、村でつくっておりますスタートアップ補助金、スタートダッシュ、スタートサポート、そういった部分がありますので、そういった部分でまずは始めていただいて、それから本格的に事業の展開を進めていただければというふうに考えているところであります。

ます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、ベンチャー企業をして、申込みしようとする人に対する国県の採択要件も一緒に今後周知していくということですか。

国県の採択要件も満たしていることが前提となつての村単独の助成という理解でいいんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 国県の補助事業に申請をするという段階で、多分ご相談はいただくのかなというふうに思っております。国県補助が該当になったという時点で、正式に申請受付というような形で進めるようになるかと思っておりますが、ですので、初めから国県の補助を考えているかどうか、その前段階の部分で決定というふうなことにはなりません、ご相談には随時応じていきたいと考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君） じゃあ、相談したときに国県の採択要件については説明をすると、それがだから一般的には交渉をしていかない、ベンチャー企業を起こしませんかというチラシ、何回か村で発行のものを見たことあるような気はするんですけども、その中には国県の採択要件こんなことがありますというものは書いていなかったのだから、思っただけで来るとそういう壁ができて、そこでストップになって、やりたいことが止まるというのはいっぱいあると思うんですけども、そういう流れですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ご相談いただいた際に、そういった国あるいは県の補助事業でこういった事業がありますよというような紹介、中身の制度についても丁寧にご案内していく、そういったスタイルで相談に応じていくというようなことでございます。

委員（佐藤八郎君） 29ページになりますけれども、浄化槽設置整備事業258万6,000円ということで、対象要件と申込み、多いときの対応、内容的にはどうなっているのか伺います。

住民課長（山田敬行君） 浄化槽設置整備事業へのご質問であります。

この分につきましては、追加資料22ページであります。

こちらが補助金の内容、要件ということでありまして、補助金の交付4項目にわたって、基本的に3番で居住を目的とした住宅ということでありまして、このように下の表に書いてある区分で単独処理とかくみ取りからの転換、それから新築等の場合、撤去費を含むということでの補助金の内容であります。

ただ、避難指示解除もかなり件数的には下がっておりますが、予算の枠を取るという意味で、このような来年度予算の措置を、枠の確保といいますか、そういったことでの要求をしております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 実際申込みあってやると、今、課長が言うように、枠を取るためというか、こういう事業をやっているという流れで取ってあるということなので、かなり10件とか20件あれば。

ただ、最近少なくなっているというのが現状なんでしょうけれども、こちらの予算書の説明資料の中では、5人槽、7人槽ということで、10人槽は営業か企業かなんかになるのかと思いますけれども、申込みで出てくれば出てきただけ予算を取っていくという形

なんでしようけれども、これ国県の絡みではどういう事業が、現在なり、来年度進められようとしているのか、その辺はどういうふうにつかんでおりますか。

住民課長（山田敬行君） あくまで今回の予算措置は、このような想定ということでの5人槽、7人槽それぞれの基数で上げておりますが、国のほうも全国の補助の枠といいますか、そういったものがありまして、ある程度見込みを出しながら、年度の間とか、追加の部分があるとか、そういった部分の枠の中でいくと。ですから、もし年度途中で足りなくなればもちろん追加で出しますが、必ずしもそれが配分されるのがまだ未定というまじ、今回年度当初でこの分を村として申請するという考え方でありま。

以上です。

委員（佐藤八郎君） これは、要件は村民とか移住者とかいつから住所あるとか関係ないんですよね。実態として、浄化槽が必要とする人には全て該当するんですよ。

住民課長（山田敬行君） 追加資料22ページであります。基本的にはこの下の表の中に単独処理槽なりくみ取りから合併処理浄化槽の転換、もしくは右側に新築の場合ということ。

ただ、東日本大震災の中で特例ということで、交付の中の（4）です。後段の分になりますが、震災によって使用不能となった合併処理浄化槽を新たに浄化槽に交換する場合ということで、この部分も盛り込まれておりますので、この中で合致すれば補助の対象になるというものであります。

あくまで村内の住宅、浄化槽を検討している場合に村のほうで内容見て、補助金に該当になるかどうかの審査、相談の段階で進めていくという流れになります。

委員（佐藤八郎君） そうすると、この限度額の下に被災した合併処理浄化槽からの転換、これが要件になる。だから、移住してきて、空き地を求めてやる人なんかは該当しないということではないでしょう。

これは、被災した合併処理部分もと丁寧に説明してあるのか、必要とする人皆さんが該当していくものなのか、はっきり言ってほしいです。

住民課長（山田敬行君） 基本的には、村の中に居住を目的とした住宅が該当になる、建物です。そういったものでありますので、その移住とかそういった部分でならないというわけではありません。

以上です。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。再開は11時15分とします。

（午前10時53分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を再開します。

（午前11時15分）

委員（横山秀人君） 昨日、ご提出いただいた追加資料についてのご説明をいただいたんですけども、途中で終わっています。

ちょっとその前に、飯館村長宛てに各団体から提出された意見及び要望書について、令和5年度どのような予算体制を取るのか、ご説明を聞きたいと思ひます。

まず、昨年12月に飯舘村農業委員会のほうから飯舘村農業施策に関する意見ということで、3点ほど出されておりますが、こちらについては今回の令和5年度の要望にどのような反映をされましたでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまのご質問は、主に水田活用の直接支払交付金の事業変更に係る見直しについてご要望いただいた部分というふうに思います。

要望は、やはりこの内容によりまして、これまでやっておりました飼料用米あるいは牧草の部分、そして、水張ルールというようなことで、かなりこれからの農業経営に影響が大きいということが懸念されるので、その見直しを要望するというようなことがありました。

あと、それに関しての予算の内容ということではありますが、1番はこのナンバー6の予算説明資料の中にあります47ページの未来へつなぐ農業支援事業という形で、様々農業者の方に支援を行いたいというようなことかと思えます。

これについては、追加資料の中の31ページ、32ページということで、事業内容が書いておりますので、これに沿った形で農業者への支援というものを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

農業委員会の意見等について、きちんと村単独事業も含め農業政策に十分力を入れているなど感じております。ありがとうございます。

では続きまして、飯舘村商工会からの要望について、昨年9月16日には新型コロナウイルス感染症経済対策プレミアム付商品券事業継続のお願い、今年に入って2月9日には、物価急騰に伴う再支援についてと、この2つのお願いがあります。

この2月の再支援についての中身を読みますと、このままでは村内の多くの企業が倒産、もしくは廃業へと追い込まれることが懸念されると、そのような文面がございます。

実際、令和5年の予算を見てみますと、先ほどご説明があったとおり、農業関連に関しては、とても厚い、そして、様々な視点からの補助事業等が予定されているというのは分かりますけれども、この商工業に関しての支援というものが、とても少なく感じています。避難して大変なこととかいろいろありましたけれども、避難を3か所、自治体を住んで感じたことは、いろんなことがこの行政の力で地域を活性化できるんだなという事例をたくさん見ました。もちろん市とか町の事業であるので、そのまま村に当てはめるわけにはいきませんが、これだったら村でもできるだろうなど、例えば飲食店を回るクーポン券とか、そういうものも村内の飲食店の支援になるのかなど。

何か商品券はもう補助金がないから無理ですと、その後一気に村内に循環するお金が少なくなってしまう。それを見越して商工会のほうから再支援をお願いしたいと、切実に訴えているわけでありますので、今回急にこの予算書に入れろとは言いません。ただ早急に、4月、5月の補正でも十分間に合いますので、早急に飯舘村の商工業の支援、こちらの事業化をお願いしたいと思います。まず、こちらについて回答をお願いします。

総務課長（村山宏行君） 商工業者の支援ということではありますが、お達しのように現在、国

のほうのコロナ関連のいわゆる緊急経済対策、そちらの部分について来年度は国のほうでも見込んでいないというところでございます。

村のほうとしても、やはり激減というところ、そこは避けたいというふうに思っておりますので、ご指摘の内容を踏まえながら検討してまいります。

委員（横山秀人君） 総務課長のほうから検討するという回答をいただきましたので安心はしておりますが、何分早急に対策すべき事案でありますので、よろしく願いいたします。

では続きまして、昨日、資料途中でありました質問について、再度質問いたします。

追加資料の30ページと、あと5ページなんですけれども、これを見ると、首都圏での農産物の販売、インターネットを見ている方もいらっしゃいますので、「人・農・食・いたて」未来へつなぐ事業、福島大学と明治大学に約100万円ずつの事業費を取っているもの、あとは5ページがいたて魅力向上・発信業務事業ということで、こちらは東京大学、明治大学、大阪大学の学園祭でいわゆる物販すると、合わせまして、こちらはほかにも事業ありますけれども3,000万円を超える5事業あるんですけれども、どうして遠くの大学に対しての支援なのか。主に飯舘の近隣、例えば仙台とか、宮城県とか、山形県とか、飯舘村に来やすい大学、なぜこう言うかといいますと、この交通費だけで44万円の交通費が見込まれている事業があります、大学。何かすごくもったいないような気がします。近隣にたくさん大学あるのに、どうしてうまく村連携していかないのかなと思っております。どうしてこの大学を選択しているのか、その回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、追加資料の30ページのほうの産業振興課の「人・農・食・いたて」未来へつなぐ事業のほうであります。

まず、福島大学のほうにつきましては、これは食農学類ができるときに飯舘村のほうからもそちらと協定といいますか、そうしたものを取り交わしております、飯舘村をフィールドとした大学のほうの活動をするというような内容がその中にあります。そうしたつながりというものがありますので、また地元の大学ということもあって、ここは福島大学を一つは選定していると。

また、もう一つの（2）の明治大学であります、これも飯舘村の中と、ちょっと協定の正式名称までは忘れましたが、たしか協定を結んでいた大学だったかと思っておりますが、それに加えまして、以前にカレーパン事業ということで飯舘村の特産品を使った産品開発、そうしたものの実績がある大学でございます。

したがいまして、そうした実績を今回のこの活動の中に生かしていただけるものと思ひ、そして明治大学を選定したと、こういう考え方であります。

以上です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 追加資料5ページにありますいたて魅力向上・発信業務の部分であります。

この中の大学連携業務、学祭等というようなことで3大学での実施というようなことでありますが、この3大学につきましては村と協定書を交わしている大学でございます。その大学について実施をしていくというふうな計画になっております。

委員（横山秀人君） 村と協定を結んでいる大学ということで、この協定についてなんですけ

れども、これは村のほうから協定結んでくださいとお願いしているのか、それとも、大学のほうから協定を結ばせてくださいという形か、どちらになりますでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 過去の経緯についてはそれぞれあると思いますが、震災後、様々な研究機関が村に入ってくる中で、学生さんも含めているんな大学さんが活動なされていたと。

その中で一定程度、村と歩調を合わせてというか、それぞれのメリットをしっかりと考えながらやっていきたいというお話が出てきた大学さん、あるいは福島大学の食農学類のように、村として実践教育フィールドを村に設けてほしいというふうに村から手を挙げた大学さんもいらっしゃるから、そのきっかけは様々だと思います。

ただ、協定というのは、何ていうんですか、お互いがフェアな形で、対等な形で協定をさせていただいていますから、入り口がどうあろうとも今の形は対等にやる、村としての必要なことをぜひ大学さんにもご協力いただきたいし、大学の成果となるようなものの中で村がご協力できるものはご協力していくという、そういう形で今は進めさせていただいているというところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 今まで本当にたくさんの大学の方が聞き取り調査という形で入っております。今後も例えば大学のほうから村のほうを研究したいとかいう形があった場合は、ある程度この窓口というか、これはどちらになった上で大学と相談していただけることになりますでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 例えば大学さんのほうから研究がしたいということだけだとすると、ちょっと村としては、それは学術機関の対応なので、地権者なりなんりのしっかりご理解いただいた上で、適正適法にやってくださいという話しかないですし、あるいはその研究成果を一方的に発表するのではなくて、村のほうにもしっかり供用いただきたいという、そういうお願いを今までしてきたかなというふうに思います。

ですから、今、村が協定をさせていただいている大学さんというのは、そういう研究から一歩踏み出して、一歩も二歩も踏み出して地元の方々ともっと密接に関わる中で学びを深めたい、あるいはこんなPRが逆にできるのではないかと、村が今進めていること、あるいはなかなか手がつけられないところを大学生の方々の新しいアイデアを持ってやっていただいているんだなというふうに思いますから、どこでもかしこでもということではないかなというふうに思います。

ただ一方で、昨年、東京大学が中心メンバーとなって、村に通ってきているといいますが、関係する大学生を地域防災センターのほうにお呼びをして、学生サミットというのを初めて開催いただきましたが、実はこれまでも東京大学とか福島大学、復興地と呼ばれる、それに関わっている大学さんが、大阪大学さんもそうだったと思いますが、HUB大学のように宇都宮大学とか、たしか福岡のほうの大学とか、京都とか様々なところの大学生が、協定を結んでいないんだけどぜひちょっと村を見たいということと来るときに入り口になっていただいているという部分もありますので、必ずしもその大学と協定をしなくても村に興味があって村を見たい、知りたい、もっと人々の生活を見たいとか、そういうことがあれば、村としてはぜひともお越しくくださいという立

場でありますから、今の中でもできることがたくさんあるかなというふうに考えているところですよ。

以上であります。

委員（横山秀人君） 実は、ある大学から、やっぱり飯舘村でちょっと学んでみたいというお話が3月でございまして、どのような形で進めていったらいいかなという、ちょっと悩んでいるところもありました。それについては順次、村のほうに相談に行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資料の31ページ、未来へつなぐ農業支援事業について、新規の事業でありまして、農業分野に3,300万円、裏面に畜産分野に1,000万円ということで、とても大きな村単独の補助事業があります。こちらについて質問いたします。

今回の補助事業の策定経過を見ますと、きちんとアンケートを取って、そして、その上で懇談会を開いて、そして、農家の方が必要なものという形で行っているわけですが、このような方法をまず選択したというか、選んだというこちらについて何か理由がございますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 理由といいますのは、一番は農業者の方のニーズ把握ということになるかと思えます。

私どももいろいろと相談・検討するわけではあります、やはり地域の方は、今、農業者の方、何に困っているのかと、何を欲しているのかというところをある程度は明らかにしながら、考えていかないとということでもあります。

手法につきましては、ここに書いてありますとおり、複数の手法を取ったわけですが、目的としては農家の方のニーズの把握というのが一番大きいと思えます。

委員（横山秀人君） とてもすばらしい流れの事業構築だなと思っております。

事業内訳の中で、1点だけ確認をしたいんですけども、技術継承、次世代育成、雇用支援とあるわけですが、これは個人の農家さんが、例えば息子さんが戻って農業をしたといった場合に、雇用ということに該当するのかわかりませんが、こちらも該当するという考えでよろしいですか。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらの31ページの④の技術継承の次世代育成（雇用）ということでありまして、個人の方が戻って来られたときにということではありますが、ここで想定しておりますのが、なかなか今回の様々な意向を把握する中で、農業者の方からは収益が上がらないという原因の一つに人手不足といいますか、そういうこともあるというふうに伺って、そこに何か手が打てないかということもこの雇用のところに含まれております。

したがって、そうした個人経営の農家の方、村の中にもおられるわけでありましてけれども、その方々が働き手として誰かアルバイトの方とか、そういう方を雇用する際に使えるお金があったら助かるんじゃないかなというふうに思ったところでもあります。

その働き手としましては、実は今、何ていうんでしょうか、やりがいを主目的に村内で営農されている方がいらっしゃる。そういう方々を実は、個人ではすばらしい技術を持っていらっしゃるから、そういう村民の方を働き手としてお願いをすること

で、その方の持つ技術をさらにその農家に引き継いだり、いわゆる働き手の確保になったりというようなこともできるのではないかということで、そんなことを考えながらこの項目を設定しているところでもあります。

以上です。

委員（横山秀人君） その件については、畜産振興のほうでも同じタイトルでございますけれども、同じ内容ということでよろしいわけですね。（「はい」の声あり）

こちらの予算取りのために、ある程度概算で出していらっしゃると思うんですけども、先般の一般質問の中でも事業承継、つないでいく、息子にというお話、相談もございましたので、可能であればこの事業の中に、今のお話を聞くとアルバイトでないと該当しないということでもありますけれども、事業承継で跡取りに対してもぜひ支援のほうをいただきたいと、その検討をいただければと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） まさに今の委員のお話も、これからの飯舘村の農業を引き継いでいくという意味では重要なところかなというふうに思います。

なお、今のお話につきましては、実は県のほうにそうした補助金が創設されておりました、昨日少しご質問をいただきましたけれども、説明資料ナンバー6の47ページです。渡邊委員からご質問ありました農業次世代人材投資事業というものと、あとは下から4段目に就農準備資金・経営開始資金事業というのがあります。こうした事業は新しくそういう若手の方が営農を営もうとする際にその開始のための準備資金とか、そういうことに使えるお金として最大150万円3年間というような事業でありますから、こうした事業も活用をしながら、今の問題、課題については対応を検討してまいりたいと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） そうですね、様々な補助事業等を利用して、多分、今回の村単独で行うのも多分県補助にもメニューはあると思うんですね。けれども、融通とか、なかなか条件とかがある中で、もっと使いやすいという形で今回、村単で組まれたと思いますので、次世代継承についても県の補助金ありますけれども、もっと使いやすい形でご検討いただければと思います。

では続きまして、32ページの和牛遺伝子評価事業について。この事業については、やっぱり牛農家の方でないとよく内容が分からない部分があるんですけども、事業の意味と、あと今後どのような形でこの事業をした成果が表れていくのか、その概要のご説明をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、事業の内容ということでありますが、ここに和牛遺伝子評価というふうに記載がありますように、和牛の優良種を選別するやり方としまして、牛の持つ遺伝子を分析をしますと、そこから生まれてくる牛も同じようにいい育ち方といますか、肉質といますか、そういうふうに育つというような考え方から、その遺伝子検査をして、その遺伝子の中で優良と思われる牛を売るとか、残すとかという判断が畜産農家にあるわけでもありますけれども、残していきながら、またそこから子牛を取っていくとか、そういうやり方をすることで、そういう優良遺伝子の牛が数多く残って

いくと、こんなことを目的にやっっていく事業ということで、牛の体毛であるとか、そういうものを採取いたしまして遺伝子を検査するというような手法が取られているところでもあります。

こちらの評価をどうするのかということでもあります。②番の事業の持続見込みに、今回ちょっと当面の間というふうに記載をさせていただいておりますが、担当課としましては、最低3年は続けないといけないのかなというふうに思っております。理由は、今ほどのように検査を行った生まれた子牛ですね、仮に雌の子牛が生まれたとして、それをこうした検査にかけた。それを農家の方が優良だから残したということで、その牛が次に子供を産んで市場に出荷するまで、大体24か月ぐらい最低かかるかなということがありますので、そのときにそこで評価をして、やっぱりいい牛が取れたということになったときに、一旦活動が途切れてしまうと次のまた評価が現れるまで空白ができてしまいますので、まずはそんな形で3年間、今年で2年目でありますけれども、継続をしながら、来年あたりに初めての評価が出てくるわけでありましてけれども、そうしたところを見極めていきたい。またそれによって、またこの内容については、見直し検討をしたいというふうに思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。優良な雌牛を残すためということで。

そうしますと、必ずといって自家保有という言葉になると思うんですけれども、自家保有に対しての支援も間もなく成果が出るということであればご検討いただければと思います。

続きまして、資料38ページ、橋梁維持管理事業について。本当に分かりやすい資料、ありがとうございます。

その中に、判定区分3となった橋梁を対象に修繕ということではありますが、この判定区分はどのような状況でしょうか。

建設課長（高橋栄二君） この判定区分でございますが、4段階に分かれておりまして、まず、1の健全という評価、あと2の予防保全段階という評価、3の早期措置段階、4に緊急措置段階ということになっておりまして、3の早期措置段階に評価されますと、修繕計画、設計、工事というふうに進められていくということになっております。

委員（横山秀人君） そうしますと、令和6年度以降、6橋が残ることなんですけれども、全て修繕が終わる見込みというのはいつ頃になりますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） これも早期に進めてまいりたいと思っておりますが、いろいろ国費の枠とありまして、県のほうにも枠がありまして、それらをうまく活用しながら早期に進めてまいりたいというふうに考えております。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、39ページ、関連して40ページです。飯舘村特色ある学校づくり事業補助金ということで、この中で各種検定の受験、漢検、英検、数検ということの検定料を全額補助という形だと思っております。まずそこから確認します。

こちら、希望者に対して、この検定の受講料を全額補助するというところでよろしいでし

ようか。

教育長（遠藤 哲君） 検定については、希望者といいますか、全員を対象にしておりますが、後期については全員受けてもらうようにしております。前期については希望というふうになっております。

以上です。

委員（横山秀人君） 40ページに、この検定の合格者数がございまして、すごく皆さん、子供頑張っていらっしゃるんだなと感じております。

この検定の受講料全額補助についてなんですけれども、昨日、子育て支援という項目で事業がございました。そのときには飯舘村に住民票のある子供が対象だという説明がありましたけれども、この3つの検定に関しては、子供の知識等を向上する、もちろんきっかけになると思うんですね。飯舘村の住民票がある子供全員に、希望があれば飯舘村で学ぶきっかけを支援しますよということで、対象を広げられるのではないかとという点と、もう一つは-halfチケット制度、昔ありましたけれども、その受講のコピー持ってくれば簡単に補助申請できますよとか、その場でできますよとかという形の制度にすれば、そこの学校で自分だけ補助を受けているという形にもならないのかなということで、子供の学ぶきっかけの一つとして村が、先日、入学のときしか入学支援金ということで10万円、10万円、20万円とあって、ほかのときは全くないということがあったときに、もしかするとこういう形の少して1万円とかかかもしれませんけれども、そういう支援があるとよろしいのかなと思って、これを全子供に対象を広げることが可能か、そういう形の要望しますが、ご意見いただきたいと思います。

教育長（遠藤 哲君） 対象を広げるということについて可能かどうかというのはちょっと申し上げられませんが、即答できませんが、一つは、この事業まさしく飯舘村の特色ある学校づくりということですので、あくまでも飯舘村の学校に通っている子供たちのためのものであり、その一つの特色として行っているものです。ご理解いただければと思います。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

もちろんこの事業は、まず学校としての事業としてなんですけれども、今回、村長のほうから子育てに対する様々な支援拡充があったものですから、学校を離れても結構です。村全体の施策として、そのような支援というのができないかどうか、また回答を求めます。

村長（杉岡 誠君） この事業に関しては、飯舘村特色ある学校づくり事業補助金ですから、この枠内では今教育長が申し上げたとおり、飯舘村の学校に通う子供を対象とさせていただくということでもあります。

今おただしの部分は、村外にお住まいの村に住所を持ちながら村外の学校に通われるお子さん方も対象にできないかというお話ではありますが、まずは子育て支援ということで、今回、予算を取らせていただいて、小学校に上がる、中学校に上がる、高校に上がるというところでの支援を、村としては村外のお子さん方も同じお子さん方ですから、村の希望であり、宝であるということをお申し上げしましたが、そのための予算を取り

ましたから、まずその中でいろんなことに経費がかかる部分を節減いただきながら、ご家庭の中の教育方針に基づいてこういう検定も受けていただくのは非常にいいことかなと思うところです。

特に村外のお子さん方は、多分地元の塾とかいろんなところにお通いになっているんじゃないかなと思いますから、そういう意味でも経費がかかっているだろうと思いますから、そういうところにご活用いただくのがいいのかなと。逆に学園に通っているお子さん方は、通学に時間がかかることによっていろんな制約もあるものですから、そういったことを含めての総合支援をしていますから、村としてはまずは当初予算に上げさせていただいた子育て支援の中で対応させていただきたいと考えているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） まずは、ありがとうございます。

では続きまして、41ページについてですが、この追加資料は昨日早朝にいただきましたので、十分ちょっと読み切れなかったというのがありまして、昨晚読んでみたときに、今回子育て支援ということで、入学時にお祝い金というか、支援金が出るということを見たときに、もう私は対象の子供はいないんですけれども、一保護者として見たときに、また、村外に通っているお子さんの保護者とお話したときに、村の学校に通っている子供は入学時、制服とか給食費とか様々な支援があるよねというお話がございます。

ちょうどこの41ページに資料があって見たときに、新入学の用品に2万円とか4万5,000円とか出ますよ。学用品に関しても2万円、3万5,000円とか、あと修学旅行費も7万円とか、こういう形で様々な支援が、実はぱっと見えない形ですけれどもあるわけですよ、1人の子供に対して。

そういったときに、飯舘村の学校に通っている子供と、昨日説明の中で入学時はとても大きな費用がかかるからというお話がございましたけれども、飯舘の学校に通うには公費で賄う部分結構ありますよと。けれども、同じ金額の入学支援金なんですね。

何か村外の入学させている保護者から見れば、何とも言えない感覚になってしまうんですけれども、この件の検討というのはされましたでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 資料の分は資料として見ていただきたいと思いますと思いますが、村外の学校に通うお子さん方、親御さん方の部分については、これまでも一般質問いただいて教育委員会のほうで答弁させていただきましたから、それについてはここでは私は割愛させていただきますと思うところです。

なお、今まで村外のお子さん方に対してのそういう取組がなかった中で、今年度、新年度予算で子育ての応援関係の支援の予算を取らせていただきましたから、これが村の姿勢だということです。

それから、飯舘村も入っておりますけれども、ふくしま田園中枢都市圏という9市町村でつくっている圏域がありますけれども、こちらのほうに飯舘村内の住民も含めて約8割近い人口があるという中で、人口減少カーブをどれだけ小さくするか、とどめるかという大きな目標を持って、実は9市町村が連携をすることを確認しておりますし、あるいは相馬広域4市町村、飯舘村そちらにも入っておりますけれども、その中でも子供

の支援等々非常に大切だねということを首長同士で話し合いをしているところであります。

そういったことで、事業の中には見えてないかもしれませんが、実は自治体間の連携の中で総合的に、1自治体だけではなくて総合的にやることがあるんじゃないかというのが、今自治体の首長の方々の目線だろうし、私が実は様々な機会で訴えかけてきているということでもありますから、村の事業としては今回の予算の中でやらせていただきたいと思いますが、いろんな自治体が広域という目線の中で支援するものも様々出てくるだろうというふうに思っているところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 新たな事業を行う際にいろんな視点があるということで、いろいろ今後ともご検討いただければと思っているところで、これは終わらせていただきます。

続きまして、42ページ、ちょっとお昼挟みますので、先にちょっと調べるものがあるかなと思ってお聞きしたい点があります。

交流センター、この人数報告ありがとうございます。当初、あの施設を造るときに、多分想定利用数と、年間これぐらいの人数を利用しようということで数億円じゃないと思うんですけども、何十億円かかっているのかなと思うんですが、その年間想定利用数を教えていただけますでしょうか。すぐ分かりますか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 以前にも同じような質問いただいたんですが、そのとき調べましたら、想定利用数の設定はありませんでした。

以上です。

委員（横山秀人君） 村の公共施設の規模を決める際に、想定利用者数がない状況で決めると。これ自体は、とても大きな問題であります。想定等を考えない場合に、どうしても規模が、お金があれば大きなもの、天井高いもの、特段空調、電気料とそこまで考えなくてもありますけれども、何かこの交流センターに関しては、土日閉館、理由に関しても様々な経費が高くなるという回答もございます。何かうまく利用されていないと、何かうまく回っていないという感じがします。

実は、議員になる前に、村民の方から設計に対して意見したんですけども、もうこのとおりで決まっているから駄目だと。その方はトイレの場所をやっぱり心配しているようで、大ホールのそばにあるといいなという提案をしたそうです。

また、彫刻に関しても、何百万円のお金の彫刻があるか分かりませんが、誰でも自由に入られる、目の届かないところにある。この交流センターに関しては、再度、想定人数も含め年間利用目標を立て、そして、このような事業を展開していくとか、あとは管理、運用、彫刻等、絵画、管理運営していくとか、再度きちんとした交流センターの利用方針を立てるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（佐藤健太君） 横山委員に申し上げます。質問は簡潔明瞭にお願いいたします。

（「はい」の声あり）

村長（杉岡 誠君） 当初の目的の数字設計等々については、ちょっと確認をしないと分からない部分もあるかと思いますが、私は承知しないところがありますが、一般質問の答弁でも申し上げたとおり、これまでの利用の部分のさらに利便性を向上させる改善を考

えつつ、また交流人口を増加させるようなことも目的に加えというふうに私は答弁させていただいておりますから、当然そういうことが頭に入っているというところです。

ただ、数値目標というふうになると、ただの机上の空論になってしまっただけでは困りますので、やはり実働の部分でしっかりどんなことがチャレンジできるか、施行できるかということをやりながら、それが目標値になるような形に持っていきたいというふうに思いますので、令和5年度は大きくそういう方向性を私は示しましたので、担当のほうでいろんな交流人口増加というのが、交流センターに来る方だけが交流人口ではないと思いますので、生涯学習課が様々やるイベントの中でいろんな方が交流センターを知ったり、あるいはそういうイベントが生涯学習課が絡んでやっているんだなと知っていただくことも非常に大事だと思いますから、総合的にそういう交流人口を増やすことを目的に加えた活動をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分からとします。

（午前 11時56分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後 1時10分）

委員長（佐藤健太君） これより質疑を許します。

委員（横山秀人君） では、引き続き追加資料でいただいた件について質問いたします。

42ページ、交流センターの図書購入、貸出し冊数ということで、年間約十二、三万円の購入金額で、貸出し冊数がこれぐらいという形でいただいたところではありますが、以前、施設の有効的な利用ということで、土日の図書貸出しのために開館する計画があるということで回答があったかと思うんですけれども、年度内の状況、また令和5年度の計画のほうを教えてください。

生涯学習課長（藤井一彦君） 土日、夜間の本の貸出しということでございますけれども、これにつきましても先ほど一般質問で村長がお答えしましたとおり、利用者の利便性を図るということで、今、実施に向けて検討しているところでありますので、努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） そうしますと、令和5年度の事業費の中にこの件については予算含まれているということでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今、試行は、公社の職員が、きこりですけれども、建替えということで手が空いている分をお手伝いいただいたということでございますが、新年度については、委託でやるとかいろいろ方法は考えられますので、当初予算としては生涯学習課の予算の中では、そのための予算は取っておりません。

以上です。

委員（横山秀人君） こちらの一般質問する際に極力、次年度から取り組みできるよう、早め

早めで一般質問するわけでありまして。そして、回答として試してみるということで、施設のほうの管理は、振興公社さんのほうのきこりの職員さんが今回試行という形であるわけでありましてけれども、やはりタイミングが少しでもずれると、それがまた半年後、そしてまた1年後という形になってしまいます。

ですので、ぜひ試行であればすぐ対応いただきまして、早急にこういう新たなサービス向上に向けて進んでいっていただければと思います。

では、質問を変えます。

43ページに今年度行っている生涯学習支援事業がございまして、様々な分野で生涯学習の講座が開かれているんだなと思います。

ここは2点ございまして、避難先の市町村から実は、生涯学習の講師の一覧をホームページ等で見る事ができて、村民が集まる場に一覧から先生を選んで、公民館のほうに連絡して先生を紹介してもらおうというのはあるんですけども、飯館の生涯学習のほうも講師として活動できる村民の方、凍み餅づくりとか様々あると思うんです。今回見ましてもアロマとかありますので、ぜひ講師一覧等をつくっていただければ、ますます利用が増えるのかなと思います。

あともう1点は、先ほど農業のほうでいろんな利用者の声を聞いて、そしてアンケートを取って、そして懇談会を開いて、事業をつくっているという回答ございましたけれども、多分この生涯学習に関しても皆さんいろんな思いをお持ちだと思うんですね。ですので、今活動している団体さんからどんな感じであれば交流センターをより有効に活用できるとか、こういう事業があれば村民の方の交流の場ができるとか、そういうヒアリングをしていただいて、事業を新たに村民の方が利用しやすいような事業展開をしていただければと思います。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今回、議会の当初に村長から村の主な動きという中で、マイナンバーのお話もありましたけれども、このマイナンバーがコンビニどこでもいろんな書類取れる、そういうのにはちょっとシステムを組むのに金がかかり過ぎるという話を伺ったんですが、金額的にどのくらいの金額かかるのかお知らせください。

住民課長（山田敬行君） マイナンバーカードでのコンビニ交付の部分であります。今、実施している市町村で聞き取りといいますか、調査している段階でありまして、その金額も住民票の写しと印鑑証明だけやっているところと、戸籍とか税の納税証明書等もやるという、いろいろ金額ありますが、聞いた市町村ですと、整備費用に印鑑証明と住民票の写しだけの市町村でいきますと300万円、これは人口の規模によっても違うと思いますけれども、維持費、ランニングコストに年間200万円、戸籍までやっているところで行きますと、そこの市町村は8,000人だったと思いますが、整備費用に3,000万円、維持費に年間500万円というところでありまして、もちろんそれは人口規模、システムの形態等によって違いますが、そういった費用がかかるということでもあります。

委員（渡邊 計君） このマイナンバーいろいろ話、国のほうから出たときに便利な人は子育て世帯だと。なぜかという、収入証明とかそういうものはマイナンバー出すだけで全

てオーケーだとか、そういうお話聞いたんですが、ただシステム組むのにかなりの金がかかるということで、町村では無理なんじゃないかなと、大きい市でないと無理なんじゃないかなというお話は聞いていました。

それで、今回、保険証も一緒になってきたわけですが、現在使えるマイナンバーのカードで保険証を使える医者というのは報道なんかでは2割ぐらいという報道でしたんですが、村のほうはどのぐらいと考えていらっしゃいますか。

村長（杉岡 誠君） 今、委員おただしの部分は、報道等でなされている部分かなというふうに思いますが、マイナンバーカードがそのまま使える民間の医療機関が2割程度にとどまっているというような話かなと思いますが、村としてはそれ以上の情報を別途持っているわけではございませんので、報道で把握しているのみだということだと思います。

ただ、国の施策の中で進んでいるものですから、今の段階では例えば2割程度だとしても、今後相当数進むだろうということを想定しながら、これから村としてもマイナンバーカードについては、皆様、健康保険証に代わるものになるわけですから、そういった形の利用を皆様に推進していくということは変わらないというところであります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） ということは、しばらくは保険証と一緒に持って歩かないといけないということになるのかと思いますけれども、その辺はどうなのでしょう、マイナンバーカードだけ持っていかれるのか、やっぱり保険証も一緒に持っていかなくちゃいけないのか。

住民課長（山田敬行君） マイナンバーカードですね、健康保険証については令和6年秋に原則廃止と、マイナンバーカードと健康保険証が一体化、それを持っていない方については、マイナンバーカードで基本的にオンラインで資格確認をするという基本的な流れになります。マイナンバーカードを持っていない方、また忘れた方については資格確認書というものを新たに有効期限が最長1年間のものを発行するというので、今、関係法令が国会に出されているというところであります。

委員（渡邊 計君） そこで、当村は今、窓口負担とか免除されているわけですが、そうすると、やっぱり窓口負担免除の書類というか、村から送られたものは一緒に持っていかないと、マイナンバーだけでは減額してもらえないとか、そういうことでいいんですか。

住民課長（山田敬行君） 窓口負担の一部負担金の免除については、それは適用する場合には必ず提示すると。それがないと、一度自分で負担になりますので、それは持つ必要があると、窓口負担の一部負担金の証明書ですね、ということになります。

委員（渡邊 計君） 分かりました。

では次、ナンバー6の資料で、14ページ、一番上に深谷復興拠点、伊丹沢センター地区、これは役場周りだと思いますが、それと調整池の管理等ということで委託料が出ていますが、これの委託先というのはどこになりますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 委託先が現在のところ決まっているものではありません、これは入札によって決定していくものであります。

委員（渡邊 計君） こういう仕事には以前からシルバー人材をできるだけ多く使ってきたように思われるんですが、一般入札という形なのか、あるいは随意的な契約をするための形に持っていくのか、その辺はどうなっていますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 業者の指名につきましては、基本的に村は指名競争入札で行っているものでありますので、これも基本的には指名競争入札となるかというふうに思っております。

副村長（高橋祐一君） 今の深谷の管理という部分の中には、調整池の管理ということで、ある程度土砂がたまった部分をそれを排出するというふうな作業になっています。そうしますと、ある程度重機とかそういうものが必要になってくる部分でありますので、我々としてはシルバーという枠を超えているのかなということで、通常の土木業者が一般競争入札という形でやらせていただきます。

シルバーの活用につきましては、いろいろ草刈りとかそういう部分についていろいろ検討しながら進めているというところであります。

委員（渡邊 計君） ということは、一括入札なのか、要は役場の草刈りは役場の草刈り、調整池管理は調整池管理、復興拠点の管理は復興拠点の管理と分けて仕事を発注するのか、一括でやって、その一括を受けた先がシルバーとかそういうところに振っていくのか、どういう形になりますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 庁舎関連のところの草刈り等については、令和4年度もシルバー人材センターを活用しました。防災センターについても、同様にシルバー人材センターを活用させていただいたところです。

やはり軽作業ですね、そういったところが向くというふうに思いますので、そういった庁舎周りでありますとか、公共施設の草刈り、そういったところについてはシルバー人材のほうを活用したいと思います。

ただ、今回の深谷復興拠点、それから伊丹沢センター地区、この部分については土砂撤去、そういったところもありますので、この分については指名競争入札で業者を指名させていただくということになります。

委員（渡邊 計君） であれば、ほかのところの事業みたいにちょっとその下を分割で書くべきかなと。これだと一括で請け負った形に全部なるような感じに見えるので、深谷と調整池関係は一般入札であればそういう形、あと役場周りの草刈りとか、そういう軽作業に関してはシルバーを今までも使ってきたわけですし、それはそれでまた別個にこの下の括弧書きで構わないので、そういうふうに上げてもらえたほうが分かりやすいのかなと思うわけでありますが、今後検討いただきたいと思います。

副村長（高橋祐一君） 先ほどの質問の中では、いろんな施設の管理を一括で発注しているのかというふうなご質問だったかと思いますが、それに関しましては、各管理者が異なりますので、管理者ごとの発注という形になっています。

深谷拠点に関しては深谷拠点のエリアでの発注、庁舎は庁舎での発注、交流センターは交流センターの発注と、そういう形になっております。

委員（渡邊 計君） 次、17ページの2款1項7目、その中にわくわく推進協議会と書いてあ

りますけれども、これ委員が7名で協議したことになっているんですが、これら協議の成果がどのように上がってきて、これ去年もやっているわけですが、この成果によって予算にどのように反映されているのか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 資料ナンバー6の17ページ、わくわく推進協議会の部分であります。

基本的にわくわく推進協議会については、わくわく推進補助金、その関係で事業申請があった際にこういった事業があるというようなことで、内容を確認していただいたり、ご意見を若干いただいたりというような部分もありますし、それで情報を共有しながら村づくりの部分について関わりを持っていただいている部分であります。

協議会そのものが自分たちで事業を起こすという場合も協議会の話の中では出てくる場合もありますし、そうでなくてわくわく補助金のほうの部分で、そういった部分での共通認識なり、そういった話合いの場を持つということで、重点的に進めてきたところがあります。

委員（渡邊 計君） 要は、行政のほうで上げたものにいろいろ意見を言ってもらおうということで、何かその説明聞くとそうなんですけれども、これ推進協議会ということになれば、ここの中からもいろんな提案とかそういうのも上がってきているのかなと、そういうことは予算に反映しているのかどうか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今回のわくわく推進協議会のほうで、今、あいの沢の基本構想を業者に委託して検討しているわけですが、そういった中の意見をわくわく推進協議会のほうからも出していただいたりというようなことで協力、そういった体制をつくってきたところでもあります。

委員（渡邊 計君） それで、委員7名ということになっていますが、この委員の方というのは、どういう人が対象になっていて、公表できるのであれば7名の方の誰が委員になっているのかお知らせ願いたい。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本的には村民です。村の中の方、村民にお願いしているというようなことで、いろんな仕事関係、自分で起業されている方もおりますし、雇用している方もおりますが、そういった中で比較的、今、前線に立って行動、活動できるような若い人といいますか、若い世代といいますか、村の担い手になれるような人とか、そういった部分を人選させていただいてお願いしているところでもあります。

委員（渡邊 計君） 要は、1人2,000円で6回ということは、年6回はこの委員会を開いているということになるんですが、後に書いてある5万円各委員旅費相当分というのは、この委員会でもどこか研修に行くための旅費なのか、各委員の旅費という交通費のような感じにも見えてくるんですが、その辺はどうなっていますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ここに記載しております委員旅費相当分というようなことで、旅費相当分ということですが、どこかに研修に行くというふうなことでの考えではなくて、基本的に避難先から通っていただいている委員が相当数いるというようなことで、そういった交通費見合い分をこの報償費の中で見込んでいるというふうな内容になっております。

委員（渡邊 計君） 旅費ということじゃなくて、交通費ということですよ。何か旅費と書いてあるからどこか行くのかなと思って勘違いのもとではないかなと。

ただ、こういう委員会、結構いっぱいあるわけですよ。何かその委員会があるんですけども、どういう人が果たしてメンバーになっているのかとか、それが全然我々議会のほうには見えてこないわけで、後で質問することに関連しますけれども、どういう委員会が村内にあるのか、そして、その人たちのメンバーはどんなものなのか。報酬ももらっているわけですから、きちんと表に出てきても問題ないんでしょうから、後で構いませんので、この村の中にある各委員会、審査会、そういうものの報酬をもらっている人の委員会別にメンバー表みたいなものを頂きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） わくわく推進協議会の委員のメンバーでございますが、一度令和5年春、3月、4月あたりにカレーパンの記事と一緒に載せた経過もあるかとは思っておりますが、なお全員の名簿が載っていたかどうかというのは確認できないので、後ほど委員会終了後でよろしければ、メンバーのほうを出させてもらえればというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

委員（渡邊 計君） 私、この委員会だけじゃなくて、村内にいっぱい委員会あるんです。あとは審査会とか、その人たちは全て報酬ももらっているわけですから、誰がどなたがそういう委員会に属しているのか、そういうことを議会でも全然見えてこないの、一覧表を出していただきたいと、そう言っているんですが。

総務課長（村山宏行君） 報酬で行っている委員ということの名簿でありますので、調査しましてまとめましたら提示をしたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 次に、45ページであります。

45ページの一番下でありますけれども、佐藤八郎委員、横山委員も大分お話を伺っていたみたいですが、私からはこの子育て応援支援金の事業が短期的なのか、長期的な事業なのかお伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） こういった子育て支援に関わる部分については、単年度で終わるというとそのときだけになってしまいますので、そういうことではなくて、一定程度期間を設けて、それは必要なのかなと思っている。ただ、何年というふうな部分は、今のところ、まだ財政的な部分もございまして即答はできませんが、そういうふうと考えております。

委員（渡邊 計君） たしかこれ一般財源からかと思ったんですが、財源の問題もありますけれども、飯館の場合は、飯館に限らず小学校1年入学から中学校、高校という、少なくとも9年から10年、そうすると、ある程度継続してやらないと、本当に佐藤委員が言ったように、もらえる人、もらえない人が出てくる。財源もある中、大変でしょうが、できるだけ長い継続をお願いしたいと思います。

次ですけれども、大きいほうのナンバー3の176ページ、給与費明細書でありますけれども、その中にその他の特別職ということで、前年度535人、今年度が421人と、114人ほど少なくなっているんですが、この少なくなった理由は何でしょうか。

総務課長（村山宏行君） その他の特別職ではありますが、こちら選挙の部分です。選挙の投票

管理者を区長さんに委嘱したりしますので、それが来年度は県議選のみというふうになります。昨年ありました参院選、それから知事選ですね、そちらの分が変わってということになるので、減少しております。

委員（渡邊 計君） 選挙に関する人が少なくなったということですが、ということは、それでも421人というこのメンバーというのは、先ほど話したいろんな委員会の委員とか、審査会の審査委員とか、そういう人たちになるんですか。この421人はどういう人たちがやっているんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 先ほど言いました委員の方々というのは、報償費で見ている方々ということですので、176ページに載せておりますのは給与でございますので、村の条例に基づきいわゆる特別職ですので、専門の委員会、例えば固定資産の評価委員とか、そういったいわゆる条例に基づく委員の方で給与としてお支払いしている方々の分でございます。

委員（渡邊 計君） これは、上から見ると長等が3人、議員が10人で、その他ということになると、役場職員もこの421人に入るといっていいのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 一般職につきましては、177ページのほうに載せてございます。

委員（渡邊 計君） そうすると、この421人という、これも先ほどの委員会のような話で、我々この421人に対して全然分からないんですよね。これも一覧表で出していただきたいんですが、いかがでしょうか。

総務課長（村山宏行君） ちょっとお時間いただいて、整理した上で提示させていただきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） では、次に295ページ、ちょっとかなり飛びますが、295ページの農業集落排水事業の中ですが、この一番上のスクリーンユニット加圧装置修繕工事費ということになっていますが、このスクリーンユニットとは果たして何なのか、そして、修繕内容はどのような修繕をするのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） スクリーンユニットとは、汚泥物が入ってきてその中の攪拌をして沈殿しやすくする、細かく粉碎したり、あとごみを取ったり、そういったことをする仕組みのものです。

その際に、加圧ポンプが不具合を来しているということで交換する業務経費になります。

委員（渡邊 計君） その加圧するポンプというのは、普通耐用年数というのはどのくらいもつようになっているんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 使う頻度とかにもよるとは思いますが、何ていうんでしょう、家電機のようなものともまたちょっと違うのかなとは思いつつも、10年とか20年なのかなというふうに思います。

委員（渡邊 計君） 集落排水できてから計算すれば分かるかと思うんだけど、今、使用する人が大分少ないということになると、もっと長くもつのか、それとも、単に年度だけでいっちゃうのか、その辺もちょっとあるんですが。

次は、この飯舘村簡易水道事業特別会計予算と、農業集落排水事業特別会計予算の中にあるんですが、272ページと296ページにあるんですが、その中の一番上の公営企業会計

法適用化支援事業ということで、令和4年度、令和5年度で両方とも限度額に達するわけでありませけれども、この公営企業会計法適用化支援事業というのは何なのか。それと、これによって今、行われている事業が今度どういう形で行われるのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 公営企業化適用支援ということになります。まず今、特別会計で行われている会計を総務省のほうから3万人以下の自治体も公営企業会計へ移行しなさいというお達しが来ておりまして、それが令和6年度まで移行しなさいということになってございます。

それで、財産から全て調査して、単式簿記から複式簿記になるということになるものですから、財産から全て調査をしなければならぬということになるものですから、相当の時間がかかるということで、前年度から取り組んで令和3年、令和4年、令和5年ということで、令和6年の法適用化に間に合わせようということで債務負担行為でもって今、取り組んでいるというところでございます。

令和6年度からは複式簿記ということになりまして、そういうふうな会計処理をしていくと。目的というか、というのはそれぞれの会計を一目見ると損益計算とか、一目で比べることができるようになるというところが、一つの移行するための目的にもなっているのかなというふうに思っております。

以上です。

委員（渡邊 計君） ありがとうございます。丁寧な説明で分かりましたが、ただそういう形で単式から複式に変わるということで、これを担当する部署は変わらないということでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 変わらないと思われま。

委員長（佐藤健太君） このほか質問ございますか。

委員（高橋孝雄君） 私から2点ほど質問をさせていただきます。

ナンバー5の17ページ、まていな復興計画でございますが、長泥の復興、やはり一番大切ではないかと、このように思っております。

それで、やはり国道399号線の早期改良が絶対に必要であると、このように思います。東北大震災、そして原発事故から13年目になろうとしております。村唯一避難の長泥地区も今年解除の予定です。その長泥にも各地区から応援に来てくれる多くの人がおると思います。これがやはり復興につながります。

そこで、やはり長泥地区までの道路が、軽トラックも擦れ違えないような箇所が数か所あります。これを早急に改良していただかないことには、長泥の方々が安心して自分のふるさとに戻れない、このように考えております。長泥地区の復興なくして、飯舘村の復興はありません。放射能相手の村復興、震災前の美しい飯舘村に戻れるのは、何年先になるか分かりませんが、村民一丸となって復興に全力を尽くす、そういう考えで399号の国道の早期改良、強くお願いしておきます。

これはあくまでこの復興のことでございます。

そして、追加資料の33ページです。

営農再開支援事業の中で、かなりソバとか菜種、その他いろいろ作っておりますが、現

在飯館村の田畑面積はどのぐらいありますか。

村長（杉岡 誠君） 一番最初にいただいたご要望ということでありますが、少し私のほうからご答弁申し上げますが、国道399号線については、期成同盟ということで各自自治体との連携が震災前からあって要請活動をしておりますが、その一環の中で阿武隈ロマンチック街道という名称もありまして、道路整備だけじゃなくて道路沿線の各自自治体を越えた人の交流というものも今まであったわけでありまして。

震災後もそれは実は続いているということがありながら、先般、3月の頭ですけれども、田村市、浪江町、川内村、葛尾村、そして飯館村、この5市町村で新たに399号線沿線自治体のそういう共同体といいますか、協議会を立ち上げました。その5市町村で、強力に399号線の改修を要請していきましようという申し合せをしましたので、本来的に川内村さんまでは399号線は来ているんですけども、さらにその先、飯館村が一番北側にこの5市町村の中ではありますが、飯館分も含めて全員が一丸となって要請をしていきましようという確認をさせていただきましたので、そういった形でさらに活動を強めていきたいというふうに考えているところであります。

あと、後段の農地関係については担当のほうから回答させていただきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 今、飯館の農地がどのぐらいあるかということでありますけれども、今、村のほうで営農再開をしようというふうに設定している面積が約2,300ヘクタールということで、ここには水田、草地、畑ですね、そうしたものが含まれているところでありまして。その他も含めたちょっと詳細な面積ということになりますと、すみません、今ちょっと把握をしていないところであります。

以上です。

委員（高橋孝雄君） それと、本当に作付している点については、少ない面積でございますので、そして要するに、今、村で作っている作物の中では手間代にならない作物も多くあります。生活をかけて生業農業を目指すには、作物の選定が重要になります。

そこで、私も提案をしたいんですが、現在の日本国は食料の大半がもう輸入に頼っているわけです。そういう中で、工業製品の見返りに輸入しなければならないという状況ですが、これではやはり日本の農業で生活はできないと、このように思います。

そこで、米は余っているが、ほかのものが足りない。特に世界中で一番必要とされているのが、小麦とトウモロコシなんです。これを何とかこの飯館村に特区として導入して、それで田畑にかかわらず10アール10万円ぐらいの補償で作付できるように、国に対して強く要望していただきたいんです。

産業振興課長（三瓶 真君） 大豆や小麦ですね、それに対して国に要望してほしいということですが、実は毎年、相馬地方町村会のほうで行っております要望の中に、そうした項目を今盛り込むということで、その内容を他の市町村と一緒に精査をしているところでありまして、そこに入れながら要望していきたいというふうに思います。

委員（高橋孝雄君） 特に国のほうでは、泣く子にお乳で、黙っているところには来ないんです。ですから、強く何回も要望すれば、必ずそれは聞き入れてもらえるはずなんです。

ですから、私も長い経験で随分永田町には要望しに行きましたが、やはり要望回数を重

ねるごとに言うことを聞いてもらえます。特に福島県の代議員は優秀でありまして、ですから、そういう人たちにお話をして、本気になって農業で村が興せるように、そうすると村長はじめ、産業振興課長さん、そして、皆さん職員全員そういう気持ちでひとつ取り組んでいただきたいと思います。

以上、私は終わります。

村長（杉岡 誠君） 今、非常に具体的なご提案をいただきましたので、庁内的にも検討させていただきたいというふうに思います。

なお、小麦に関しては、前年に播種をして翌年に収穫ということになりますので、下手すると2年1作といたしますか、年をまたいで1作しかないということで、本来的には2年3作とか、そういう形で収益性のあるものを複数やるために小麦というのは、本来は全国的には推進をされているという部分があります。

村の中で、例えば30万円の交付金をもらえたとしても、やはりさらに高収益なものを考えなければならないというふうに思いますので、村の中では単品目ではなくて複数品目で、例えばブロックローテーションをしていくとか、そういうことを今チャレンジをしている農業団体もいるというふうに聞いておりますので、そういった動向も見ながら議員のおっしゃるように、戦略的な作物と国は言っておりますけれども、国際情勢、日本国内情勢を見ても必要とされる品目については、目を光らせながら、アンテナを立てながら村としても振興していきたい、あるいは振興のための検討を進めていきたいというふうに思うところであります。

以上であります。

委員（高橋孝雄君） 難しいと思いますが、ひとつ努力をお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

委員（飯畑秀夫君） 私のほうから何点かを質問いたします。

ナンバー6の資料で9ページ、9款1項6目需用費としまして、備蓄食料、物品等の予算で280万円、防災災害等でやっぱり備蓄品とか食料品は必要だと思います。その中で、去年より予算が多く取っております。その中身についてお聞きいたします。

総務課長（村山宏行君） 災害時の備蓄品ということであります。

たしか前回、議会の中でそういったご指摘もいただいておりますので、予算化をさせていただいております。

物品等をこれから選定をしながらやっていくということにしておりまして、まだ特定のものということではありませんが、基本的には防災センターのほうに、非常時の御飯であるとか、それからいわゆるガスですね、カセットガスコンロ、そういったものとか、あとリネン関係でありますと難燃性の毛布、そういったものをそろえてまいりたいと考えております。

委員（飯畑秀夫君） 村に戻っている人、また移住した人、住んでいる人1,500人弱、もし何かあった場合、その人たちの人数分が最低何日か分か必要なのかなと思いますけれども、それもなかなか厳しいとは思いますが、各家庭にもし備蓄品等何か本当に必要なものを購入するために、各家庭で最低必要なものがあれば、村で何かそういう補助というか、

どうしても必要なものは各家庭でそろえてもらったほうがいいのかなと思うんですが、そのような事業等を考えているのかお伺いします。

総務課長（村山宏行君） 近年、豪雨災害であるとか、いわゆる突発的な自然災害、そういったものが増えております。一般にも報道でされておりますように、ご家庭でも水とか、それから緊急時の食料品、そういったものをローテーションしながらある程度の備蓄をしていくというのが必要なのかなというふうに思っております。

一応今回要望で議案のほうに上げさせていただいていますこの予算の中で見ておりますのは、防災センターへの備蓄品ということでありますので、まだ家庭のほうの部分ということでは考えておりません。ただ、そうした全体的な傾向、そういったこともありますので、そちらについて今後も検討を続けたいと思っております。

委員（飯畑秀夫君） 私も広報とか来る中で、その中で何回かそういう災害に備えて家庭で備蓄とか、そういうものを用意しておいてくださいというチラシみたいなものを見たんですが、まずこれからもそういうものをまた村民の皆様に配布してもらえればと思います。

続きまして、同じくその資料の52ページ、6款2項1目12節の委託料についてお伺いします。

大火山ツツジの森等整備費用とありますけれども、その大火山の整備費は、先ほどありましたシルバー人材とかでやる予定なのか、また、看板とかもありますし、そこでイベント等をやる予定があるのか、それもお伺いしておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） ナンバー6の52ページ、森林環境交付金事業の中の12節委託料であります。

大火山ツツジの森整備の内容であります。こちらは大火山のほうにツツジが自生、群生している場所がございます。村としてはそこを一つの観光地として整備をしながらということでこの間やってきたところがございまして、この事業につきましては、そのツツジが生えている場所の下草刈りであるとか、あとは途中に通じる道路の支障木の伐採、さらにはそのツツジの剪定、こうしたことを行うという内容になっております。

事業につきましては、令和4年度ですと飯館村森林組合、そうした事業者へ委託をして、その中で作業を行ってもらおうというようなことで進めてきております。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 私もどんなところかなと思って、行ったときがないので行ってみたんですが、大火山のNTTドコモさんの鉄塔の下、ちょうど時期が悪かったのか、もう道が狭くて、本当に獣道みたいな感じにちょっとなっていたので、獣というか、ちょっと車では狭いので。でも、登山する人とかやっぱり飯館村に来る人にやはり必要な事業だと思えますし、看板もあるので有効的に活用してもらえればと思います。

続きまして、同じ資料の54、55ページの8款4項1目公営住宅・村営住宅福島再生、住宅いろいろありますけれども、住宅なんですけれども、空き家が今空いても使えない、譲渡、いろいろ国・県の条例によって使えないということで、移住する、また村で村営住宅もいっぱいになっている。その中で、県・国のほうに以前、行政としても要望するよということでしたけれども、その後、どのようになっているのかお伺いしておきま

す。

建設課長（高橋栄二君） 村営住宅・公営住宅の空き家対策というところでございます。

災害公営住宅で整備されました住宅につきましては、被災者優先ということで、今現在、3.11村民の方じゃないと入れないというようなところでできております。

これも緩和をしていくには、被災自治体の方々にもある一定程度期間、募集をかけて募集がないというようなところも、手順として踏んでいかなきゃならないということと併せて、家賃低廉化低減化という事業もございまして、実は安く抑えられている家賃に対しての差額分について、国のほうから事業費ということで、ある一定程度の金額も入ってくるというところもございまして、その辺のバランスを見ながら、その入居の緩和に向けて12市町村の枠へ拡大をしてまいりたいというふうに考えております。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。再開は14時20分といたします。

（午後2時01分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後2時20分）

委員長（佐藤健太君） 質問は予算に関係するもので、簡潔明瞭にお願いいたします。

質疑を許します。

委員（横山秀人君） 続きまして、資料請求してない点についての質問をいたします。

まず、資料ナンバー5、当初予算の概要の中で、4ページであります。下段下から2行目のところに、自主財源が令和5年度は72.6%という数値になるということですが、明らかに通常と違う形で、72.6%になることによって何か財政上の制限がかかるのか、そういう懸念するところというのはありますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） この資料ナンバー5の4ページ、下から2つ目、うち自主財源の確立ということでありますけれども、この分につきまして重ねて申し上げますが、基金からの繰入れです、大きな原因は。ほとんどがその基金というのは、復興に利用する経費の基金からの繰入れでありますので、その部分が見かけ上増えているというだけでございますので、これが72%になったことによる影響というのは全くございません。

委員（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、同じくナンバー5の10ページであります、6番新規事業としまして奨学金返還支援事業がございまして。

基金から90万円ということですが、村内で就職した者に対する奨学金返還費用と。この住民票の条件はどのような条件なんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村内に住所を有し、村内の企業に就職した者というようなことで、基本的に住民票上で村内にいる者ということになるかと思っております。

実際に実態としてどうなんだという部分も絡んでくるかと思っておりますが、そういった部分をしっかり確認してまいりたいと思っております。

委員（横山秀人君） そうしますと、例えば福島市で受けた奨学金の方が、飯舘村のほうに住

所を移して会社に勤めたといった場合には、福島市に返すべき補助金、それについて村が補助するということになりますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 奨学金につきましては、村が認める奨学金ということでありますので、例えば国から借りた奨学金、国返済ですね、それから村の奨学金というようなことで、そういったものについて基本的に奨学金全て対象にしてみたいというふうに考えているところでございます。

委員（横山秀人君） 奨学金が目立つわけですが、基本的にはその新しい方が村のほうで就職してほしいという思いがあって、この事業があるという認識でよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） そのとおりでございます。

委員（横山秀人君） 先ほどもありますが、例えば福島市の奨学金を借りた方がいらっしゃって、同じところに勤務した方がいらっしゃるといった場合に、片方はその奨学金免除になったと、けれども片方はもしかしたら奨学金を借りないで頑張っておアルバイトしながら通学していたとかということを見ると、新しい雇用を生むのであればこの奨学金にこだわらず、村内に就職した方に対して幾らという形での支援というのは考えていますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この事業は、基本的に国で進めている事業でありますので、例えば福島県でも同じ事業制度で進めているということがあります。

そういったことで、例えば県の奨学金を借りている方であれば、福島県のほうでこういった同じような制度がありまして、村の場合は、基本的に村内の事業所というようなことで、村に先ほど言いました企業のほうに勤めていただく方、そういった方向けにつくった制度であります。

それで、各自治体で同じこの制度を使った中で、それぞれ工夫しながら取り組んでいる部分でありますので、ご理解いただければと思います。

委員（横山秀人君） そうしますと、村民の方が奨学金を借りて進学し、ほかの市町村のほうに就職した場合に、同様なこういう支援事業が県内各地で行われているということでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今般、飯舘村のほうでもこの制度を進めていくというようなことで決めたところでございます。それぞれ県内全ての自治体で取り組んでいるというふうには言い切れない部分でありますので、それぞれの自治体のほうに就職される方、それぞれの自治体で確認していただきたいと思ひますし、また今言ったように県のほうで取り組んでいる部分がありますので、それについては県のほうで該当するかどうかという部分、確認していただきながら、実施するというようなことになると思ひます。

委員（横山秀人君） 続きまして、資料5番の17ページ、94番モニタリングマップ作成事業についてでありますが見積りを取ってこの金額だということではありますが、実際、入札をする際には、これは複数業者から指名競争入札、それとも1社からの随意契約、どちらになりますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今考えておりますのは、仕様書を固めてそれによる複数業者に

よる指名競争入札ということでもあります。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

先日の移住・定住も申しましたとおり、1社からの見積り、通常業務でないような、なかなかその見積りの金額が正しいのか、そういった場合はやはり見積りの段階から2社、3社から取っていただきたいなと思います。これはこれで終わります。

続きまして、資料6について質問いたします。

まず、教育委員会のほうに質問いたします。

教育委員会の教育委員の議事録がホームページのほうで公開されておりますけれども、そちらにかかる費用というのはこちらのどの部分になりますでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） 資料ナンバー6の65ページ、10款1項1目の教育委員会費、役務費の中の教育委員会会議録作成手数料ということで計上しております。

以上です。

委員（横山秀人君） 毎回のように参考にさせていただいて、今、村でどのような教育問題が出ているのかということで教育委員会の議事録を読んでいます。

私たち議会で議論されたことが、そのテーマで教育委員会でも議論されていることを見ますと、すごく議場での議論が丁寧に教育委員にも伝わっているんだと分かります。

これは報酬をいただいている会議というのは、社会教育委員、文化財保護審議委員会、また多々あると思います。その内容については、公開はされておられません。やはり村の中でどのような会議が行われ、そして、どのようなテーマで今、議論されているのかというのは知るすべがないということで、なかなか状況が分からないまま1年間終わってしまう。

ですので、この報酬をいただける委員が参加する会議については、簡単でも結構ですので議事録をホームページのほうで公開していただきたいということでもあります。こちらについて見解を求めます。

村長（杉岡 誠君） それぞれの委員会を設置する際に議事録等については公開をするかどうかというのが、ある程度議論をされたり、定義がされているかなというふうに思います。

概要について公開をするとしているところもあるでしょうし、保健福祉分野のように個人情報が多々入る分については公開をしないという部分もあるでしょうから、それについてはそういう運用をさせていただいている部分です。

なお、その議事録について、お知りになりたいということであれば、情報公開請求をしていただいて、手続を取っていただくというのが本来的なやり方ですので、そのようにご認識いただけたらありがたいと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） 避難して村外のほうに70%の方が今もなお避難している状況の中で、なかなか開示請求をしてというのは難しいところでもあります。

ですので、可能なものについては、そのときの議題だけでもいいです。そして、その結果だけでもいいですので、公開いただければと思います。これはここで終わります。

続きまして、4ページ、今回3月の条例にも上がっておりますが、個人情報保護に関する項目について質問いたします。

委託費の中に個人情報安全管理措置業務、これが380万円ほど、下の使用料のほうに個人情報取扱業務システム使用料、こちらについてのご説明をお願いします。

総務課長（村山宏行君） ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほど提示します。

委員（横山秀人君） 分かりました。では、後でお待ちしております。

続きまして、資料ナンバー6の14ページ、こちらについては企画に関わるところであります。

委託料の中に、第6次総合振興計画成果検証業務というところがございます。その文面を読みますと、各係事業評価に基づき評価を実施するとあるんですが、以前一般質問でしたときに、村の中に事業評価の方法はないんだという回答がございました。その回答を事業評価がないんだというところからスタートしたときに、この説明がどうやって事業評価するのかなと思いましたので、こちらについての回答をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この6次総合振興計画、今まで進めてきた中で事業評価はしてはこなかったというような話でございます。

今般、見直し等も含めてその項目の中で6次総合振興計画の後段で、事業評価、項目立てをしていかなければならないということで、それも盛り込んだ計画を今策定中がございます。その部分を庁内で庁内の職員が自分たちで評価をし、それを業者のほうに委託をして、その中でその評価についてどうなんだというような検証等を行うとか、そういった業務が必要かなというようなことで、予算措置をしているところでございます。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

では、同じページに、「日本で最も美しい村」連合に関する負担金等がございます。この件について質問いたします。

3月の新聞で、ある福島県内の村がこの「日本で最も美しい村」連合から脱退するという記事の記載がございました。飯舘村の更新時期というのはいつになるのか、お願いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この「日本で最も美しい村」連合の更新ということですが、今年度、審査会が開かれるということで、そこに村のほうも継続して要望するというような形になっていくかと思っております。

委員（横山秀人君） 村民のほうには、新聞を読んでいる方もいらっしゃると思います。この「日本で最も美しい村」連合に加盟していることによって、飯舘村がどれだけ利点があるということを村の広報等で村民のほうにお知らせいただければと思います。

続きまして、16ページ、移住・定住・交流事業の中の10番需用費の中に、短期滞在型移住体験住宅等の修繕費18万1,000円が盛り込まれています。

これは、移住体験住宅と呼ばれるものだと思いますが、この場所と、あと令和4年度の現在までの利用者数をお願いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありました資料ナンバー6の16ページ、短期滞在型

移住体験住宅であります、これは草野地区の中にある住宅でございます。今までの利用実績ということではありますが、令和4年度については実績はなかったということになります。

委員（横山秀人君） 令和4年から移住・定住に力を入れるということで、総額1億円を超える規模の予算が投資されているわけではあります、せっかく移住体験住宅がありますので、先日、行政視察に行ったところでは、この移住・定住体験住宅の受付、貸出しも移住・定住の窓口のほうで行うことによって、空き情報がすぐ分かったり、貸出しできたり案内できたりというお話がございました。

ですので、こちらの移住体験住宅の受付・貸出しについても、先ほどから討議がございます交流・移住・定住等促進支援業務の中で検討いただけるような形であれば、よりやりやすくなるのかなと思いますがいかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありました体験住宅についても、移住相談窓口のほうで、今後、そういった紹介なりをしていくように検討を進めてまいりたいと思います。

委員（横山秀人君） 続きまして、17ページ、こちら飯舘村スタートアップ補助金についてであります。

今年度、令和4年度実績として何件あったでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 手持ち資料を用意してございませんでしたので、少し確認のお時間をいただければと思います。

委員（横山秀人君） どちらの事業を申請した方も、飯舘村で新しく事業を起こすということで、この補助金を申請していると思うんですね。であるならば、この申請した方たちが情報交換の場、つまりスタートアップ補助金をもらって、飯舘村で頑張ろうという人たちの場をつくることによって、そこで新たな商談が生まれたりとかという形になると思いますので、ぜひみんなで情報交換する場をつくっていただきたいと思います。これは要望で終わります。

続きまして、17ページのふくしま田園中枢都市圏事業負担金であります、こちらについては、ほかにも見る限り2つの箇所、23ページがこちらが観光のほうです、観光振興事業、あと78ページ、こちらはスポーツのほうなんですけれども、イメージとしては何かその団体が連絡調整しながらやっていくというイメージで、その団体1本に負担金出せばそれぞれの事業が、縦横うまく連携してつながっていくのかなと思っていたんですけれども、実際、何か事業するたびに担当課から縦割りで負担金を出さなくちゃいけないという形に今後もなりますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 大きな広域の取組というようなことでありますが、基本的に予算取り等につきましては、部局といたしますか、事業のグループごとに今後も進んでいくようになるのかなと思っていますところあります。

委員（横山秀人君） 先ほど村長からあったとおり、村民約8割がこの圏域に住んでいらっしゃると思いますので、ぜひ効果的にこの事業が進むようお願いいたします。

続きまして、18ページ、庁内LAN電算についての質問です。

中段ちょっと上に、テレワーク用端末通信料が7万4,000円、テレワーク用端末通話料

が269万8,000円ということですが、どのような場でこの通話、テレワーク等が行われるのか、回答をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） テレワーク用の端末関係でございます。

一般のコロナ禍によって、分散業務にしてみたり、できるだけ密にならないような業務体系ということで、進めてきたところであります。

今ほどは若干落ちてきている部分もありますが、基本的にはそういったときの対策のために、職員が自宅にパソコンを持ち帰って自宅でも業務ができるようにということで、そういった体系準備を整えているというようなところでございます。

委員（横山秀人君） そうしますと、今度、コロナがマスク条件が変わってくる、マスク条件というのか、制度がだんだん変わっていく中でテレワークがなければこちらの予算は使わないということではよろしいでしょうか。

村長（杉岡 誠君） コロナという意味では、収束をすればその利用する機会はないんだろうと思いますが、例えば昨年度末、高病原性鳥インフルエンザがありましたけれども、あるいは地震等々で電源が喪失した場合等々、村の災害対策という意味でも活用できるものを選定して、ノートパソコン型のバッテリーがあって、かついろいろな場所で庁内LANにアクセスできるようなセキュリティーの高いものを導入したという傾向がありますので、コロナが終わったから使わないということではなくて、そういう緊急時には活用できるようにしていきたいというふうに思います。

なお、パソコンですので使わないことによってバッテリーがどんどん劣化していくというのがありますから、日常の中でも少し使いながら、何ていうんでしょうか、しまいつ放しにしないような工夫をしていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

委員（横山秀人君） こちらの予算項目が、通話料、そして通信料ということで、その従量分というのか、その使った分に対しての金額かなと思ったものですから、これがそういう使われないほうが一番いいんですけれども、使わなければ結果としてはこれが低くなるというのか、下がるということの認識でよろしいですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどの話ですね。18ページの役務費の中のテレワーク用端末通信料が、2段書きになってしまっておりますが、片方が通信料という部分と、あとは役場庁舎、それからビレッジハウス、そういったところのモバイル料というようなことで2つになっておりますが、下の部分です。Wi-Fiの環境整備というようなことで、モバイル料でありましたので、ちょっと記載が誤った部分がありますので訂正させていただきますと思っております。

委員（横山秀人君） すみません、私の読み間違いもあったものですから、すみません。

下段のほうは、そうしますと正式名称はどのような形になりますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 上段の部分がテレワーク用端末通信料となります。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午後2時42分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午後2時43分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 失礼いたしました。

7万4,000円のほうがテレワーク専用端末用Wi-Fiルーター回線料となります。

下の269万8,000円のほうですが、それがテレワーク用端末通信料となります。

以上でございます。

委員（横山秀人君） 分かりました。

では続きまして、すみません、52ページ、森林環境交付金事業というところで、野手上山遊歩道整備とございます。同じような事業で、花塚山登山道もあります。また、比較的多くの方が登ります虎捕山もございます。こちらの遊歩道整備については、今回予算に上がっていませんけれども、こちら理由がありますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらのまず、野手上山の遊歩道整備につきましては、環境省の除染の流れの関係と、その後その作業が可能になっているということもありまして、現在こうした作業で地域の方に遊歩道の草刈りや、そのほかの整備をしていただいているということがございます。

そして、花塚山につきましては、まだ山の何といいましょうかね、活用の方針といいますか、そこについてまだこちらのほうで整理していない部分がありますので、まだ作業としてそこに入れるという計画がないため、ここには入っておりません。

虎捕山につきましても、今のところ村の計画の中にそういう考えがまだ整理されておられませんので、作業の具体的な予算は上がっていないということになります。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

同じページの一番上の行になります。木質バイオマス施設等緊急整備事業の中に、委託料として854万3,000円。内容は、補助金を交付するために村のほうで確認ができないから、業者に一般財源を使って委託するということだと思えます。

昨年の12月の定例会の中でも補正予算がございました。そのときは、補助金の積算業務が職員では難しいので外注するというので、これも1,887万円ほどの金額が出ております。

今回、木質バイオマスに係るものについて、既に2,700万円ほどの村からの一般財源の持ち出しということになりますが、今後、このような形でまた補助金のために村の貴重な一般財源を出さなければいけないという状況はありますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、その木質バイオマスの事業に関しましてお答えいたしますと、今回の委託の事業によりまして完成までの出来高を見るというふうな内容になっておりますので、この事業で今後こうした精査の業務の予定はありません。

委員（横山秀人君） 貴重な一般財源を補助金確定のために使っているわけですので、ぜひ有効に木質バイオマスのほうの連携協定のほうをよろしく願いいたします。

続きまして、同じく資料ナンバー6、73ページの成人式に関する件であります。実は

今年の成人式もダブってしまったと、避難先と飯舘村の成人式がダブって行けないという方もいらっしやったとお聞きしました。

この令和5年度の成人式は、震災当時小学校1年生だった方が対象になります。ですので、可能な限りより多くの方が出席いただければなと思うんですけれども、事前にもう対象者は把握できていると思いますので、いつの時期に行ったらいいのか、もしアンケートを取って、より多くの方が村の成人式に出れるようなご検討をお願いしたいということで、これは要望だけで終わります。

続きまして、75ページの中段にあります古文書等保存用消耗品ということで、昨日、中性紙の保存箱ということで説明がございましたが、昨年度の文化祭のときにたくさん古文書が展示されておりました。すごく貴重なものだと思います。また写真もあったかなと思います。ですので、保存という形じゃなくて、例えばスキャンとか、そしてホームページで公開するとか、より多くの方に貴重な村の資料を閲覧できるような形でお願いしたいと思います。今後そのような検討はございますでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今おただしありがとうございましたとおり、こういったものを非常に貴重だということなんです、ただ普通の方が見ても読めないとか分からないということがありますので、併せて調査をしながら、そういうのが少しずつ出せていければいいのかなというふうには思っているところなんですけれども、ご意見として承っておきます。

以上です。

委員（横山秀人君） 資料ナンバー6、76ページの再度質問なんですけれども、いいってY O I T O K O ツアーの中で、東京方面のほうから参加されて、すごくアンケート結果もよいということで見ているんですが、移住・定住対策の担当係と協力・連携等はされていますでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 移住・定住のほうでもツアーをやっている、うちのほうでもやっておるんですが、移住・定住のほうはやっぱり移住・定住という大きな目的があります。

うちのほうは、その裾野を広げるということですかね、飯舘村のファンを増やしていこうというのが目的でやらせていただいております。

ただ、当然移住・定住にも関心がある方もいらっしやるといいますので、チラシをお配りしたりとか、こういうところのホームページがあつたり、今相談できる場所があるよとか、そういった情報提供させていただいております。今後とも連携しながら事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、78ページ、一番下の段、総合型地域スポーツクラブ育成事業ということでありますが、震災前、様々な活動をされていたと思います。今現在、登録者数、また主な活動種目、そして、ここに入りたい場合の方法等を教えていただけますでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） すみません、ちょっと細かい数字は今持ち合わせておりませんが、いろんな団体が立ち上がりますと、うちのほうに大体連絡が来ることが多うござい

ます。それから、スポーツ推進員とか、スポーツクラブの理事なんかからも情報が入ってまいりますので、そういった方たちにお声かけさせていただいて、登録していただいたりということをやっているところでございます。

何かある場合は、スポーツ公園のほうにご連絡いただければというふうに思います。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

私、最後の質問いたします。

79ページ、パークゴルフ場管理運営等についてであります。

何度か行政区の大会とかで伺ったときに、多くの方から暑いと、日をよける場所がないということで、あずまや等の要望がございました。また、福島市から飯舘村のパークゴルフ場に参加している方からも偶然会いまして、やっぱり暑いときあるよと、ぜひ日よけ欲しいということがございました。

今回のこの予算の中に入れておりませんが、そのような要望については、役場のほうにも届いているのかどうか、また、その熱中症とか、やはりリスクを伴う場所の一つだと思っておりますので、今後、その日よけ、あずまや等についてどのような考えかお聞きします。

生涯学習課長（藤井一彦君） この件につきましては、パークゴルフ協会の会員の方含め、ご要望いただいているところでございます。

ただ、あそこは非常に風が強いものですから、本当はテントとかでやろうという話もあったんですが、なかなか難しいということで、実際ちゃんとしたものを建てるとかなりのお金がかかるということが分かりましたので、今、適当な補助金がないか、昨年から探しているところでございます。今ちょっと順番待ちで、これが使えるんじゃないかという補助金がありますので、そういったことも含めまして今後とも検討を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） 多くの方からこの件については要望等いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

総務課長（村山宏行君） 先ほど横山委員のほうからご質問ありました、資料ナンバー6の4ページです。

個人情報安全管理措置業務ということですが、今般の議会に個人情報保護法の改正に伴います村の施行条例ということでのせてございます。こちらの保管ということで、規則を定めるということで予定をしておりました。その業務委託でございます。

国からのガイドラインでは、この個人情報の取扱い事業者、これはこの場合村になりますが、その取扱い個人データの漏えい、滅失または棄損の防止、その他個人の安全管理のため必要な措置を講じなければならないということにされておまして、それに必要な法的な部分を整備するということが上の部分でございます。

下にあります個人情報取扱い業務システム使用料ということですが、こちらにつきましては、村がっております個人情報のデータですね、そちらのリスト、こういっ

たものを公表しなければならないということで、台帳整備をしなければならなくなっていきます。そちらのシステムを導入しておりますので、そちらのいわゆる使用料となっております。

以上です。（「分かりました」の声あり）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどご質問のありました、資料ナンバー6の17ページ、スタートアップ補助金であります。

令和4年度実施が、スタートダッシュ補助金が3件、スタートサポート補助金が5件ということで、合わせて8件の申請を受けているというところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 先ほど終わると言っていてなんですけれども、重ねてになりますが、8件の新しい起業家が飯舘村に生まれたということでもありますので、ぜひその方のマッチングとか連携の場をつくっていただきたいと思います。

以上で終わります。

委員長（佐藤健太君） 委員の皆様にお尋ねします。この後質疑のある方はございますか。

それでは、佐藤八郎委員の質疑を受け、質疑終了15時15分を目安としたいと思います。

佐藤八郎委員の質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） まず、ナンバー6の30ページのクリーン原町センター負担金というのがありまして、今後、見通しとして村でその処理場を持つことになれば、どういうふうな関わりになってくるのか含めて、今後の見通しも示していただきたい。

住民課長（山田敬行君） ナンバー6の30ページです。クリーン原町センターの負担金であります。

こちらにつきましては、令和3年度から南相馬市のクリーン原町センターで、村の可燃ごみを焼却を委託しているというところであります。

今後の見通しであります。議会全協でも話した件だと思いますけれども、そちらが稼働するまではこの南相馬市の部分は当然継続していくと、村の可燃ごみは今の南相馬市の分を継続していくというのが基本的な考え方です。

以上です。

副村長（高橋祐一君） 今の件につきましては、全協のほうでお話ございましたけれども、今後、その南相馬市の部分もありますが、やはり村で処分をしなくちゃいけないという村の責務もございまして。そういう意味で、民間等の活用を含めて検討していくということになります。

委員（佐藤八郎君） クリーン原町センターとの関係で、何らか今まで長年、一緒になって支えながら処理してきたんですけれども、その関係では今後、村内に自分たちのものを処理できる場所ができれば、単純にそちらを抜けて自分たちだけやるというふうになっていくのか、その辺は問題とか課題はないんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 南相馬市との連携については、相馬広域の中でもやっておりますし、相馬地方市町村会の中でも様々な首長同士の協議も含めてやらせていただいておりますので、この件についても、当然南相馬さんに今、大変お世話になっておりますから、その部分

についてのしっかりとしたご理解をいただいた中で、村が考えるような、例えば民間等を活用しての部分を実現できるようであれば、そういうご理解を賜りながらというふうになるかと思っております。

ですので、何か問題が生じないようにしっかりやっていくのが行政だということでお答え申し上げたいと思います。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） スタートから今までのことを含めて、円滑に移ればと思います。

では、51ページの鳥獣被害対策事業3,742万2,000円ということで、何かこの事業概要に同じような字がいっぱい並んでいるんですけども、片方は要らないのか、要るのか、定例会等費用弁償が下にもあるし、猿駆除のプロジェクトも下にもあるし、同じこと書かれているだけで、また別な用途で書いているのか。まず、この概要の書いてあることの説明をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 資料ナンバー6、51ページの鳥獣被害対策事業の中で記載が重なっているのではないかとのご質問であります。

これを2つ書いておりますのは、実は両方ともこの駆除隊のほうに支出する関係がありまして、その歳出科目が節が別のもので書いております。

まず、最初の1番の報酬405万5,000円ということでもありますけれども、これについては事業の概要の上段に載っておりますように、パトロール、これは2人掛ける162回となっておりますが、自治体の方々2人1組の班体制をつくっていただいておりますので、11班ほどあるんですけども、これを162回ほど年間パトロールしていただいております。

そのほかに、平均しますと年13回ということで、大体月1回なんですけれども、これに関する定例会を開催しておりますので、これに関しての報酬も支払われると。

さらに、昨年度から猿駆除プロジェクトチームということで組織をしておりますので、このの方々に対してもまた報酬が支払われるということで、1番に関するところがこの3つということになってまいります。

その下に7節の報償費ということで、2,962万2,000円ほど計上しておりますが、1つ目の内訳の捕獲奨励金2,600万円、大きな数字でありますけれども、ここについては先ほどの概要の続きになります有害鳥獣捕獲奨励金ということで、イノシシとニホンザルに関する部分、これは県の補助金、国・県の補助金を使って営農再開支援事業の補助金を使ってこれを支払うわけでもありますけれども、この部分のお金であります。

最後に、その下の括弧の7節の一般報償362万2,000円というところになりますと、ハクビシン以下の鳥獣に対する報償費であったり、あるいは、これは村独自でありますけれども、先ほど申し上げましたパトロールですね、ここではちょっと巡回費用というふうに書いておりますけれども、パトロールであるとか、定例会、猿駆除プロジェクトチームに出席をいただいた際に、実費弁償として1回当たり1人2,000円を出しておりますので、その部分の費用が362万2,000円ということです。

そういうわけで、別の科目から上乘せといいますか、村独自に出しているという部分がありますので、2回ここに重ねて概要に記載をしているというふうにご理解いただければ

ばと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 一般報償と報酬という理解をしていけばいいということ。数的に合うので同じ方が所属されているということですね。それは分かりました。

実施隊のパトロールのコースとか、順番制でやっているのか、どのような流れでこれは行われていっているのか、まず伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 実施隊のパトロールにつきましては、先ほど言いましたように、11班、1班2人体制ということでそれぞれ班編成をしていただいております。

この方々が大体平均で週3回ほどというんですか、3回ほど村内を巡回していただいております。コースにつきましては、それぞれの班によって回るわけでありますけれども、おおむね村内全域を1回のパトロールで回るということにしております。ただ時間の関係やその他天候等もありまして、遠くのほうまで行けないこともあります。基本的には1回のパトロールにつき村内全域を見回るといような形で進めているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 隊員のプロジェクトチームでの巡回行動、内容、人数、回数も同じことになりますか。

産業振興課長（三瓶 真君） すみません、猿の巡回につきましては、ちょっと確認の時間をいただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 死体処理の内容と成果も伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 捕まえた鳥獣の処理というふうに思いますが、これにつきましては、現在は宮内地区にあります村有地、ここに穴を掘りまして、埋却をして、石灰をかけるなどその後の防疫とかそういうものに対応した埋却処理をしながら処理をしているところであります。

成果についてであります。令和4年度の成果を申し上げたいと思います。まず、令和4年度1月末の段階でありますけれども、イノシシで77頭、ニホンザルで93頭であります。そのほか、ハクビシン、アライグマ、カラス、カルガモ、タヌキ等ありますけれども、こちら1月末現在合わせまして319匹というように実績になっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 穴掘って処理、これ何か処理方法これからいろいろあるんですよね。それはいつから、来年度予算の中で完成していくんでしょうか。どのようになっていくのか。

産業振興課長（三瓶 真君） 処理でありますけれども、令和4年度工事で有害鳥獣減容化施設の工事を進めております。こちら来年度には運用ができるというように見込みであります。

これに係る費用も予算の中で計上をしておりますが、その施設の中に捕獲した鳥獣を持って行って減容化するというような形で、ですからこれまでの埋却で処理していたものはなくなっていくというようにやり方で処理を進めたいというふうに考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 大変、村民なり助かっている部分なのですけれども、若者というか後継者問題も多少あるのかなって隊員の方から聞いているんですけれども、免許取得の要件なり申込み方法、この後継者育成のための具体策というのは、この隊員なり常に集まっている方々の中ではどのように捉えられ、どんな対策を要望されているんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 要望という形では、特に定例会等の中だけを踏まえますと、まだ伺っていないところではありますが、やはり隊員の高齢化といいますか、だんだんそうした年齢が高くなっていくというところで、今後の後継者育成というところは課題というふうになっております。

そこで、今年、予算の中に従来やっておりました免許の取得に係る費用を、若干増やして後継者対策に努めたいというふうに思っております。具体的には51ページにあります、今の獣害対策事業の一番下のところに、新規猟銃免許取得支援事業5人分ということと、第一種狩猟免許新規取得者支援事業ということ、さらには若手狩猟者確保事業ということで、それぞれ18節のほうに予算が計上されております。これは、これまで行っておりました免許取得の際の手数料とか、そうしたものの補助に加えて、今年は県のほうで行っている事業もそこに加えて、わなを購入したりする必要な資材を購入したりするときの費用についても、県の補助を活用しながら支援ができる体制をつくってまいりたい。それで、5名ほどの補助を見込んでおりますが、新規の実施隊を確保したいと思っております。

なお、実施隊の加入につきましては、先に村の猟友会のほうに参加をして、そこである程度活動実績を積んでから、それから実施隊にというような皆さんの中での取決めといいますか、そうしたことがあるようでありますので、その中で次の世代の方の育成を図っていききたいというふうに思っております。

今のちょっと質問とは直接ではなくて前回の質問にあった内容でお答えいたしたいと思っております。猿駆除プロジェクトチームの巡回であります。

こちらにつきましては、村のほうで設置しました猿用の大型囲いわなを2つ買って、2か所設置しているわけでありますけれども、ここについて見回りを行っているということで、内容は猿がわなにかかっているかと、あとはわなの中に入れてあるその餌、それの補充ということで、これは1名ずつ見回っているということであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、希望される方、例えば免許取得なりなんなり、そういう希望のある方は、猟友会に参加してというのが要件になるんですか。そのお知らせとかそういう村としての周知はされているんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、免許の取得の希望に当たりましては、基本的に自由でありますので、そこで何らかの義務が発生するというものではないのですが、今回、村のほうで用意しておりますこの補助事業を活用したいというふうになった場合には、その免許取得後に村のこうした鳥獣被害対策に従事していただくというようなことをうたいたいというふうに思っております。

なお、先ほど申しました猟友会と実施隊との関係であります、その実施隊の構成員となる前に猟友会のほうに所属をしながら経験を積み、それから実施隊のほうに入っていくというような流れで、今この実施隊の方々の中でこのメンバー選定と申しますか、そういうこともお願いしているものですから、そういう流れがあるということをつけ加えたということでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 74ページに移ります。

74ページの生涯学習支援事業の10万円ということでもありますけれども、この自主グループの対象要件、もう一度お聞かせ願います。

生涯学習課長（藤井一彦君） 村内のグループということで、5人以上であればどなたでも利用できるということでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） どんなグループでもいいんでしょうか。学習とかDVD見る会でも、何でもあれなんですか。それとも、何か創作か何か定例化してやらなくてはならないんでしょうか。何かそういうものがあるんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今までは、大体何か物をつくったりとか、染物をやったりとか、そういった一般的な文化活動的な団体が多かったかなというふうに思いますけれども、もしそういった何でしょうかね、一緒に映画を見るとか何かそういう会があれば、ご相談いただければご相談に乗りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

委員（佐藤八郎君） そうすると、5人以上の自主グループであればご相談して対応されるということですね。

では、同じページの時を満喫・人生をもっと楽しく交流事業と77万6,000円。これは目的内容、何を成果としたいのか伺います。

生涯学習課長（藤井一彦君） これは、村に戻って来られた方たちが、皆さん戻って来ているわけではないので、交流をするというのが主な目的でございます。

ただ、これは村民は村に戻って来た方だけではなくて、村外に住んでいる方でも結構ですし、それから新たに移住して来た方なんかも入っていただいて、新たなコミュニティーづくりをこれですていくというようなところを狙っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） これは、誰かグループとか代表者とか、その時々何かこういうことをやるんだということで申し込んでいけばいいということの事業なんですか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 1番、農業体験講座ということで、毎年春に参加者を募っておりますが、途中からでも参加できる形になっております。中には料理教室だけ出たいというような方なんかもいらっしゃいますので、そういった方ぜひ参加して交流をしていただければというふうに思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 農業体験交流なんですか。稲づくりなんですか。農業と言っても幅広い

んですけれども。

生涯学習課長（藤井一彦君） これまで農業を通じた交流ということであります。ですので、大体野菜を中心に作っているということでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 64ページに戻りますけれども、64ページの村の子供に支援している園児の教材費云々というところであります。

括弧ごとの金額は出せるんでしょうか。この数量、何人分という感じでは出せるのかどうか。

委員長（佐藤健太君） 質問、もう一度分かりやすくお願いいたします。

委員（佐藤八郎君） 扶助費207万4,000円の遠足費、制服代、教材費、安全互助会会費云々と書いてあります。この負担をするという予算がこれだけだということなので、その一つの金額は出せるんですか。

教育課長（高橋政彦君） 追加資料の41ページのほうに、扶助費の内訳を記載してございます。

41ページ一番下が、認定こども園の扶助費の内訳になってございますが、扶助費となっておりますので、全て現物給付で行いますので、それぞれの単価は記載されておられません。1人当たりこの予算内で扶助をするという予定になっておりますので、ご確認をいただければと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） これは、例えば小学校扶助費31人、転校生5人、36人分というふうには郊外活動費とかというふうに見ていくんでしょうけれども、これには飯舘村内に住所ある園児対象、多分村内の学校の児童対象なんだろうが、その辺はどういうふうにされているんでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） 小学校、中学校、こども園、全てですが、こども園と希望の里学園に入っている子供を対象にしておりますので、住民票のない方、ほかから来ているお子さんについても同じように扶助をしているということになります。

以上です。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。再開を15時40分といたします。

（午後3時24分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後3時40分）

委員（佐藤八郎君） 先ほどの扶助費の関係、資料出ていますので資質的には分かりました。

私は、同じ事象を持った子供が、ずっとここ今度の3.11で12年丸々という流れの中ですが、村で用意したものにあげた子供と、避難先に行ってあげた子供の支援の在り方がずっと不公平なので、ずっと言っていますけれども、丸々同じく援助することではなくて、やっぱりそういう子供さんを持つ、飯舘の学校にあげない子供さんを持つ方々との懇談会を開いたり、いろいろ工夫を凝らして何か違った何か支援はあるのか

どうかとか含めて、もっと子供を持つ親御さんとの懇談とかいろいろ深めて改善して、なるべく不公平をなくすような形で進めてほしいなど、ずっとここ11年言っていますけれども、なかなかうまく、特に避難解除になってから学校始まってから、非常にそういう格好があるので、その辺で何かうまい公正公平な支援の在り方というのはないのか、伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 学校教育の部分については、教育委員会のほうでの答弁というのが前からありますのでそちらのほうでということですが、飯舘村においては、令和5年度子育て支援については非常に大型の予算をつけてこれから一定程度の期間を設けながらやっていくということを申しあげましたから、今までない形で村内外のお子さん方、あるいは子育てされる、あるいは妊産婦の方々を支援するという形を示しますので、そういったことが村のまずは支援の部分だなということで再度周知をさせていただきたいと思えます。

なお、皆さんのお話を聞くといった場合に、親御さんだけをお呼びするというのは、なかなかそれぞれの生活の部分が違う中では非常に難しい部分もあるかなというふうに思えますので、例えば昨年と同じような形の住民懇談会の中で意見をいただいたりというようなことだったり、あるいはチャンネルを増やすということを私使っておりますが、インターネットも含めて、あるいは役場の職員に会ったときでも結構ですし、あるいは議員の皆様を経由してということもあるでしょうし、私が直接お聞きするというのもあるかと思えますけれども、様々な場面でお話が聞けたらなと思うところです。特に親御さんは、それぞれの環境をなかなか、信頼おける方にはお話しはできると思えますけれども、いろんな人と共有して話をするというところができるかどうかは、なかなかあるかなというふうに思うところです。

それから、学校は村の中の学校だけ優遇されているんじゃないかという議論があるようですが、避難先にいる学校もそれぞれの学校ごとに、公立学校にいらっしゃる方もいれば、私立ということもあるでしょうし、そういう学校それぞれに特色があるんだというふうに思えますので、飯舘村としては村内にお住まいいただくような働き世代を増やす、子育て世代を増やすという、そういう大きな目標がありますので、そういった中の一環として特色ある学校づくりというものは今後も続けていきたい、そのように考えているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 先ほど成人式の話もありましたけれども、1年生が成人式に来たときに、やっぱりいろんな差があったおかげでなかなか独りぼっちになる成人者がいたと、何人かから聞きましたけれども、いずれにしろ学校の村で用意したところに来ない子供と、そうでない子供を一緒にさせる努力が足りないのか、話を聞かないのか、もう最初からこういう予算も含めて完全に区別しているというか、こっちに歩かせている人は歩かせるだけの苦労があったり、避難先で学校を上げるなら上げるなりの苦労がそれぞれ親はあるわけですから、そういう点では村民に寄り添う、子供を持つ親に寄り添うことがどんなことをされてきたのかも含めて、きちんと検証されて、やっぱり本来公平でなけれ

ばならないと思うんです。何で学校違うからでそういう子供一人一人の支援が違っていくのかが、最初からずっと不思議で、ずっと質問しているんですけども。

国はそういう出し方をしていないんですよ、別に、一人一人に対して。国は、国民の子供は子供としていくわけですから。

67ページの小中学校教育振興費も類似するもので、ただ今の国会論戦なり、来年度の国の予算を見たって国県事業の中で取組がかなり子供に対しての変化があるんですよ。そういう変化に基づいても、この公平な執行をするというのは、私は行政マンの責任だし、任務だと思ってしまうんですけども、そういう意味で何でこの村で公共施設用意したものに上げない人は別扱いという流れは、私はよくないというふうに思うんですけども、何らかの懇談会開いて意見をもっと吸い上げて、それに対応したものをやる。

入学一時金云々は同じく支給するというので、それは一步前進というか、それなりに方向にあるのかと思うんですけども、もっともっとそういう声が出ないような飯館はこちらに来ていても応援してくれるんだと、だから育ったら飯館に戻りたい、子供を育てましようとかとなるんですけども、全くこう放しておいたのではなかなか大変な状況だと思うんです。

成人式に出た子供さんと子供の親3人ぐらいに私聞いたんですけども、やっぱり長い間、会わなかったものだからなかなか会話が弾まなかったというのがあって、そういうことは生まれるなって当然。

だから、そういう点では何かそういう前向きな方向で何かできないのか、ぜひ検証されて今後の対策を考えてほしいなと思うんですけども。

村長（杉岡 誠君） そういった意味では、まさしく村民のお子様方がなかなか顔が合わせられなくて、ちょっと違うようなという意識になってしまうのは、非常に残念だという部分もあります。

そういうのもありまして、例えばナンバー6の資料の74ページの一番下に、村内1日留学事業というのを新規で設けさせていただきました。親御さん、お子さんも含めて年に1回、2回、3回ぐらいは村にはお越しになるのかなというふうに思いますけれども、やはりそれだけでは村の今の現状がお分かりにならないという部分もありますし、こういう村民の方を対象とした留学事業を進めることによって、もう一度村の状況を見ながら、こんなふうになっているんだな、あのときからずっと会っていなかった方に会えたとか、お子さん同士はちょっともう本当に最初から会っていないという方がいると思いますが、お父さんお母さん同士がまた相まみえるようなそういう機会を設けるべきだということでこの予算立てをしたところです。

ですので、YOITOKO発見！ツアーとか、移住・定住ツアーというものもやりますが、何かその村外の移住者だけを対象にするかのごとく見えますけれども、実際目的はそういうところが大きいんですけども、やはりそういう中にも村民の方が少しずつ入ったり、村がPRしていったり、村が力を入れている部分を感じ取っていただいて、様々なことに生かしていただくようなことができるような、そんな事業を今後も村としては進めていきたいというふうに考えるところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 57ページにいきますけれども、道路維持費ということで4億1,062万2,000円ということでもありますけれども、住民参加型保全、除染、草刈り、壊れている道路・構造物補修、傷んでいるアスファルトというふうにありますけれども、こういうものを直すことで全体としては村全体の管理、保全しなければならない道路維持のために、これをやればどのぐらいのパーセントになっていくんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） パーセントで表すのはなかなか難しいかなというふうに思っております。

追加資料の36ページ、37ページに一覧表のほうを載せてございます。住民参加型保全業務ということで、15行政区で予算額として5,000万円。13節の委託料、村道除草業務ということで、46路線の約26キロメートルで427万1,000円の予算の計上。あと工事請負費ということで、今のところ、行政区要望箇所等を計上しておりますが、予算額としては4,680万円。あと、機能回復工事ということで、10路線1億7,252万2,000円の予算の計上となっております。

委員（佐藤八郎君） こういった事業は、避難解除後、すぐに始められているんですね。その積み上げであるので、全体のどのぐらいの割合が、途中で地震も何回かあったので、何とも言えないところもありますけれども、全体として大体道路維持管理はこうだとか、そういうものは出せると思うので、今でなくていいですけども、いずれ時間あったら出していただきたい。それはお願いをしておきます。

ナンバー3のページ259に、水施設管理費での放射性物質測定保守点検678万7,000円。これの内容と業務先を教えてください。

建設課長（高橋栄二君） 放射能測定システム保守点検業務でございますが、こちらは水道水に放射性物質が含まれているかどうかの検査をするためのシステムがございまして、その保守点検業務ということでございます。

概要としましては、滝下浄水場にこの測定をする装置のほうを設置しまして、花塚、田尻、大倉それぞれの浄水場の水道水検体をここに運び入れて、週3回の検査をしております。今まで検査した実績としては、全てNDということでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） この業務先は。

建設課長（高橋栄二君） こちらにつきましては、環境テクノスという業者でございます。

委員（佐藤八郎君） その下の水道水検体運搬業務、これも334万1,000円、これは同じ流れの仕事でしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 先ほど検体を運搬するといった業務になってございます。この委託先は、村の管工事組合となっております。

委員（佐藤八郎君） 運搬業務は村の業者。

建設課長（高橋栄二君） 村の管工事組合でございます。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、ナンバー6の36ページ、放射線相談支援事業というのがありまして、1,663万2,000円。これは心身の健康や生活の不安を軽減するというのが、そ

れが事業の具体的なものですけれども、具体的にはどのような取組になって、放射線の実態周知やデータなどはどういうふうに示しているのか伺うものであります。

健康福祉課長（石井秀徳君） 何度か説明をさせていただいておりますが、追加資料の24ページをご覧くださいというふうに思います。

放射線相談支援業務につきましては、村の社会福祉協議会のほうに委託をしまして、生活支援相談員が個別訪問する際に、その中で放射線関係の特化したものがあれば、そちらをつないでいただいて、回答については、難しく回答できない部分についてはそれぞれの機関のほうに問合せしながらお知らせするというような内容になっているところがありますが、令和4年度の放射線に特化した部分につきましては、相談する際に、この表にありますように5件ほどあったというふうな報告を受けているところがあります。

ただ、内容につきましては、食物に関するその放射線の不安といいますか、例えば山菜を測ったらこのくらいだった、だから食べなかったというふうなことでのそういう聞き取りの中で、それも1件というふうにカウントしておりますので、特段特化した放射線に関する相談ではなかったかなというふうに理解しているところがあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 不安軽減もあるので、実態周知というか、あとデータの公表というのは、どういう方向で。

村外の村民にいろいろ聞くと、いろんな関心あっていろいろしているんだけど、村内の村民に聞くと、食べ物にしても何でも1キロは食べないからいいんだろうとして、何か漬物もそうですけれども、何でもそうなんだけど、何か簡単に考えているというか、震災前に完全に戻った意識だとは思えないんですけども、何か私にとっては健康軽減よりは、逆に健康を害する方向になるのではないかという心配を持つんですけども、その辺はどういう。

村長が三原則を守って、検査をきちっとした上で食べていくということで、お知らせ版とか流していますけれども、健康福祉課としてはどんな流れでやっているんでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 社協で生活支援相談員が訪問して相談を受けるという部分については、多分、会話の中でこういった食物の放射線に関する部分なのかなというふうに思っております。

課としてどうなんだというふうなことでございますが、今、村で実施しております総合健診の際に、原安協の協力いただきまして内部被ばくの検査も実は同時にやっているところがあります。声をかけて、時間のある方については、そこで内部被ばくの検査をしながら検査の結果、放射線が検出されました方については、そこで専門家の方が説明をするというふうな流れになっております。

数の中では、やはり食物、キノコ等を食された方については、一定程度の放射線が検出される場合もありますが、ほとんどの方についてはNDというふうなことのようであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 甲状腺問題は、大分もう受診する人も少なくなって、その当時、検査始

めた頃はかなり濃度のあれで出た方もいたけれども、今はそういうものもなくなったりいろいろ変化しているようですけれども、今後はそういうことでの、その後、避難解除されてから学校に来ている子供たちがどうなんだというのあれですけれども、18歳以下、あの当時検査したわけですけれども、その追跡の部分では何の心配もない状態なのか、今来ている子供たちにとっての甲状腺の心配はどうか、一言伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 甲状腺検査につきましては、隔年、2年に1回、県のほうが県民健康管理調査として案内して実施をしているというふうな状況であります。

村としまして、その空いている部分について、希望者については、村の負担の中で実施するようにしているところでもありますけれども、個人的に実施をして請求される方はほぼいないというふうな状況になっております。

それぞれ県のほうの検査の結果に基づいては、直接県からそれぞれ個人のほうに通知が行っているのかなというふうに思われますが、その結果、例えば甲状腺がんというふうな報告は村のほうには来ていないというような状況であります。

委員（佐藤八郎君） 40ページの在宅サービス提供の660万円というのがあって、1回2,000円ということで、村外からのサービス事業所への補助ということでもありますけれども、これまでの実態とこれからの状況はどのような内容になったり、事業所の対応はどうか伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 村外の事業者が村で生活する介護を必要とする方へのサービスについてであります。

資料ナンバー28ページに内容を記載させていただいているところではありますが、追加資料ですね。外から事業所が村の中でサービスを提供する際に、1回当たり2,000円というふうなことで、追加的な上乗せの費用を村のほうで出しているような状況であります。

と申しますのは、村の中でこの介護事業者が今のところないというふうなことで、村でサービスを受けたくてもなかなか受けられないというような状況になりますので、村外の業者をお願いをして来ていただいているというような現状の中で、今現在進めているというような状況でありますので、ご理解いただければというふうに思います。

委員（佐藤八郎君） 令和4年度もこの事業ありましたよね。2,000円だったですよ。（「はい」の声あり）

いろんな今回の予算を見ても物価高とかいろいろ含めて、同じ2,000円で協力してくれる村外の事業者、大丈夫でしょうか、続けられるんでしょうか、その辺は何か聞いておりますか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 昨今の物価上昇に伴って、この2,000円が上げてくれという部分、多分、企業としては大変なのかもしれませんが、村のほうに上げてくれという要望は今のところ来ていないということもありまして、大変でありますけれども、これで令和5年度についてはお願いしていきたいというふうに思っているところでもあります。

委員（佐藤八郎君） 村内の事業者の動きはあるんですしたっけか、見通しは何か方向づけあるんですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 村内の中での介護事業所という部分については、再開する見込

みというのは、今のところない状況です。

ただ、近いうちにそういった部分を含めて、村全体でどうするんだという部分については、考える必要があるかなというふうには考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） 44ページの老人クラブ活動事業費48万円、単位クラブ16、20行政区なので4行政区が入っていないというふうになるのか。

これは活動できない実態なのか、老人会員さんの不足なのか、要因は何でしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 活動できない要因については、ちょっと把握していない部分がありますが、考えるになかなか世話をする人がいないのかなというふうな部分が、懸念される部分だというふうに思っているところであります。

社会福祉協議会が、今この全体の事務局というふうなことで進めておりますが、そういった部分で支援しながら、20行政区がうまく全ての行政区に動きができるような体制が取れば本来の形なのかなというふうに思っていますので、村包括も含めて支援してまいりたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 完全に20行政区で老人会員になるような方が全くいない部落はないんだとは思いますが、今言われるように、役員の成り手とか世話役の成り手がいないとかあるんでしょうけれども、何か対応策としては何かあるんでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 成り手がいないところでの特効薬という部分はなかなか難しいわけですが、村が包括支援センターというふうなことでの活動支援をしているわけですので、地域でのいわゆるサロンの開催も含めて、そういった部分を含めて全体で社協と一緒に考えていければなというふうに思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 45ページのもう一度伺っておきますけれども、子ども計画策定に関わる2次調査ということで、482万9,000円。これの目的と、何を調査して何のために作成して、委託先はどういうふうになっていくのか。

健康福祉課長（石井秀徳君） こちらも追加資料29ページになりますが、子ども計画策定に係るニーズ調査についてというふうなことで、こちらの令和4年6月にこども基本法が制定されたところであります。

これに基づいて、市町村にはこの子ども計画を策定する義務が課せられております。こういった部分もあって、子育てに対する支援のほか、教育施策、それから雇用施策、医療施策、子供の貧困の問題、こういったものを幅広くこの施策を含むこの計画策定が必要だというふうなことで、村では令和5年度にニーズ調査、いわゆるアンケートや聞き取りをしまして、子供の子育てする世帯、親、子供本人も含めて聞き取りをして、令和6年にその計画を策定するというふうなことで、現在進めるというふうなことでやっているところであります。

委員（佐藤八郎君） この調査も村内の学校に来ている関係者だけに調査するんですか。住民票のある村の子供という方には、全部やるんでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 基本的には村に住所を有する全ての子供と子供の世帯というふうに想定をしております。

委員（佐藤八郎君） 39ページに戻りますけれども、災害弔慰金支給事業あって、今回は15万

5,000円ということで、ここ最近、申請者がいないので予算としては、内容的に見ますと審査委員会と委員会の会場借上げ、報酬という形になっていますけれども、これは原発事故以降、何度も私、毎年発言していますけれども、支給内容も審査基準も不透明で、どうして同じ命を亡くした村民がこの審査基準によって国の支給を受けられない人と受けられる人に分かれてきたのか、今もって分からないので、不公平感がいっぱいなんです。命亡くすところまで不公平に扱うのかという思いでいっぱいなんです。

現状での具体的な周知、申請をどういうふうにさせていくのかという部分では、もうそういう行政執行はもう考えていないんだとは思いますが、ここ三、四年大分申請者いないし、その認定に至る検証が、医者の診断なりなんなり検証が難しくなっているということもあってという話聞いていますけれども、その点伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） この災害弔慰金の問題につきましては、今は佐藤八郎委員がおっしゃるとおりであります。

令和元年、2019年から4年間、申請がゼロというような今の現状であります。震災当時は、そういった申請もあったのかなど。2年間、2011年、2012年、こちらについては、申請もあって、それぞれ認定をされてきたというような経過があるようであります。ただ、2013年からは申請件数が極端に少なくなってるケースもありますが、それ以降については、認定がされていないというふうな現状でもあります。

非常に今、この震災とそれからこの震災の関連死の問題につきましては、なかなかその直接的な因果関係が認められるケースが非常に難しいかなという現状になりつつあり、もう12年経過するという部分からすれば非常に難しいかなという部分であります。ただ、全くもってもう申請も受け付けないというふうなことではありませんので、何ですかね、そういうふうに思われる方、申請をされる方については、相談いただければということでの予算措置でありますので、ご理解いただければというふうに思います。

委員（佐藤八郎君） 私は、孤独死した村民2人直接関わったり、あとは家族一家3人も続けて亡くなった方も、命をそうやって避難したこととか、生活環境変化、いろいろ含めたものを審査基準が不透明の中で片方には国の弔慰金を支給いただいてきちんと対応されて、片方には対応されない、村の行政執行というのは、私は許されないと思って。人の命ですよ。原発事故がなければ、何の苦勞した人生歩まなくてよかった村民が、たくさん亡くなって、早死もしているし、たしか今課長が言われるように、検証そのものは難しいんです、認定される審査会で。もう12年目ですからね。12年終わろうとしていますから。

その点では申請の窓口は続けるということなので、それはそれで国の制度もやめたわけじゃないので。

先日、テレビ見ていたら、ハチ公の慰霊祭というのをテレビで見ました。その夜から、何人かから電話いただきました。針金で作った素晴らしい芸術シーンではあるのが、ハチ公の慰霊祭やっているよりは、村民がこの12年間、命をなくしたためのそういうもの何か考えはないのか。村長の単なるパフォーマンスかという話で、電話二、三人からいただいたんですけれども、ハチ公の慰霊祭やるのが今年の計画にあったかどうか知り

ませんけれども、先ほど今日の初めにメッセージ村長からありましたけれども、そういう中からしても何となくこの間12年で亡くなられた方々の貴い命のための何かやる気があるのかどうか分かりませんが。

そして、牛とか馬とか持ち主のない自然界の動植物はともかく、大変なこの自然界の痛手を、命がなくなっているわけですよ。だから、確かにハチ公はハチ公でいただいた大切な飯館の復興のシンボルなんだろうけれども、その点では、何か村民が私に怒りや悲しみやら、声をかけてくれたことは全くそのとおりで私は思っています。

だから、その点では村長は今後なり、今の思いというのはどういうものか伺っておきます。

委員長（佐藤健太君） 佐藤八郎委員、質問は簡潔にお願いいたします。

村長（杉岡 誠君） 先般、実施されたハチ公の慰霊祭については、村が主催するものではなくて、村に移住されてきている方が渋谷公園通り商店街との関係性の中で、村の中でハチ公の、ちょっと名前忘れましたが、団体をつくってらっしゃいますので、そちらが主催するという中で、私、呼ばれたものですからそこでお参りをさせていただいたという部分でございます。

これまで村民の方々12年間の中で、お子さん方のように健やかに育つ方も多々いる中で、片やお亡くなりになる方もいるというのは、私自身もそういうことをしっかり捉えながらこの村政をやらせていただいているというふうに思っております。

さっき弔慰金の話ありましたが、弔慰というのは、弔うという言葉と、慰めるという言葉があります。弔うという言葉は、その亡くなられた方に対しての思いという部分だけではなくて、残された遺族の方々も含めてその思いを受け継いで、その思いの先のものを残された者たちがしっかり力を込めて実現していくということが、私は弔うという言葉かなというふうに受け止めているところです。

ですので、私自身は様々な方々のその思いを全てを、その営みの成果というものを受けてこの村が出来上がっている、その先の村もあるんだという話を先般、一般質問の中でもお話を申し上げたと思いますので、そういう思いをしっかりと持ちながらその責任というものをしっかりと感じながら、この村政をやらせていただきたいと考えてところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） ぜひ命の貴さ、ここ1か月ぐらいずっと歩いて供養されているお坊さん方の姿やいろいろ見えていますけれども、毎日の報道もありますので、12年過ぎ去るということで。いろいろ見ますけれども、何かハチ公のあのニュースだけ見ると、今、主催は別な方だという対応のようですけども、やっぱり12年の節目をどう思うかというのがあるし、来年度の予算で何もそういう慰霊的なもの何もないので、だからそういう意味では、何であんなハチ公の慰霊祭に村長が出て玉串挙げているんだろうというだけしか映らないわけです。

それで、そういう怒り、悲しみが私に電話なり、会ったときに話す人が出るわけです。

だから、そういう点やっぱり村長が言われるように、弔慰金の問題は難しい点があるの

であれですけれども、その辺の節目というのはあるんだと思うんです。だから、そういう点では、ちょっと何かあるべきかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） そうですね、震災後、村としては、震災で直接的にお亡くなりになった方が、要はその日という方が津波被災地と違っていらっしやらないという部分がある中で、3月11日をいわゆるその慰霊とかそういうことの日には定めてこなかったという部分があります。

ですけれども、先ほど委員会始まる前に午前中にお話したように、明日一日は12年間の満了する日でありますので、それぞれ一日の生活の中で黙禱をささげていただいて、また自らの明日を考える一日にさせていただければというようなことを私申し上げたところであります。

こういう場で私申し上げるのはあれですけれども、私も個人的なというか、宗教家といえますか、そういう立場でありますので、これまで3月11日については必ずお参りをさせていただいているという部分があります。避難先にいたときも村に通ってきてという部分もありましたし、例えば春とか夏とか秋とかというのは、仏教の世界ではそれぞれ日が定められておりますから、そういった中で手を合わせるということの中には単純にうちの例えばお檀家さんだけを手を合わせるということではありませんので、戦没者の追悼とか、仏向者の追悼ということも実はさせていただいてきたという部分がございます。それぞれの方々がそれぞれの立場で、自分のご自身が思う方々のために黙禱をささげたり、あるいは顔は知らなくても、言葉を交わしたことがなくても、そういう方々の思いを思いながら黙禱をささげながら、さらに自分たちが将来に向かって歩いていくんだということを確認するのが3月11日なのかなというふうに、私個人としては思っておりますので、村としてのイベントがないということについては、委員がおたのしいいただいた部分については今後考えることかなというふうに思いますけれども、なお、これまで3月11日を皆、無為に過ごしてきたわけではなくて、それぞれの過ごし方の中で大切にしてきた日ということを、村としては今後も大切にしていきたいというふうに考えるところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 総括質問に入りますけれども、今、村長も言われた思いというのは、村長の今までのこと、私も見ているのでよくよく分かりますけれども、そういう意味でも村民の今を支える取組というのが今回の提案理由で最初に出されたものなので、ただ、私も一般質問でも言いましたけれども、現状の村民の生活や村の自然界の実態をどういうふうに見るかで違ってくるのかなって。今を支える取組というのは、何を具体的に見える、分かる取組にするのかが、何が基本点なのか伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 村民の今を支えるという部分で、私が言葉を使う中でそれが何なのかという部分があるかと思っておりますので、昨年、住民懇談会の中でも5つの方針の部分のこの部分がという話をしましたが、特に行政的な縦割りの話でいくと、健康福祉課の部分、医療とか介護とかそういう部分とか子育ての部分とか、そういう村民生活の今、今このときは非常に大事にしなければいけない部分を、行政としてできる限り可能な限り支援

を考えて実施をしていくという部分が私の言うところの村民の今を支えるという部分があります。

それは当然、震災からの復興という言葉はあまり私は好きではないというか、使いたくないので、再生と発展という言葉を使っておりますけれども、今、道半ばにあって今必要なことを今やるというのが、今を支えるという言葉であります。同時に村の将来への布石ということで、将来予測をかけたか、将来こういう姿像に持っていく、あるいは皆様と共に築き上げていくために必要なことを将来の布石として、今、予算をかけて、人員をかけながら皆様と共に実施をしていく部分もあるという説明をさせていただいているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 最近、いろんな災害といいますか、事件といいますか、いっぱい起きていることに対して少し発言をさせていただきたいんですけども、この自然災害の対応に加えて、やっぱり防犯への対応が非常に求められているんじゃないかと。特に高齢者や独り暮らしの防犯は、重要な行政の役割になっているんじゃないかと、特に飯館の帰村状況から見ても。

元のような隣近所ずっと住んでらっしゃるならいいんですけども、かなり離れたりいろいろしていますので、そのことの防犯関係がどのようにこの予算で対応されていくのか、防犯指導隊なるものも組織されているのかな。そういう活動状況も含めて令和5年度ではどんな対応されるのか伺います。

住民課長（山田敬行君） 防犯対策のご質問であります。

基本的には防犯指導隊、隊員21名おまして、月2回パトロールをしております。それから、先月2月下旬にも南相馬市で強盗事件がありまして、村民の方からも不安の声が何回かありました。村としても防犯カメラが17台もありながら、村でできること、それから、警察と連携しながらの部分と、それと併せて個人でできる対策、この辺もむやみに鍵を訪問したときに開けないとか、家にいるときも鍵をかけるとか、そういった周知活動をしなが、村だけでできる防犯対策ではありませんので、引き続き警察と連携しながら防犯対策に努めていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 多分戻っている方々、暗いところを歩くなんてことはないんでしょうけれども、どうしても暗がりとかそういうところの危険性があるんですけども、そういう意味では村全体パトロールする中で、危険箇所とかそういうところがあれば対処されているんでしょうけれども、やっぱり警察なり社協なり郵便局に頼んでいる部分なり配達いろいろ含めて連携した中で人の動きといいますか、生活ですか、そういうのをきちんと見て回るといいますか、見回りするといふか、そういうことが非常に基本になるのかなど。

幾らいろいろやっても、鍵かければいいのかという問題でなくて、だって、サッシなんか簡単にガラス割って入られるわけだし、やる気になれば何でもできる、ひどい凶悪な犯罪が多いので、だからやっぱり体制づくりだと思うんです。

そういう意味では、いろんな業者、商工会の方々も仕事でいろいろ回ったりしているの

で、関係する部分とは連携して定期的な対策会議も持ちながら、ぜひ対応してもらいたいと思うんですがいかがでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 確かに佐藤委員がおっしゃるように、村だけでできるものでもない、警察、それから関係団体、防犯指導隊につきましても、月2回のパトロールであります。そういった中で健康福祉課でやっている事業、郵便局の見守り事業等もありますので、そういった中で全体的にできる中で防犯事業に取り組んでまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 広い耕地飯館村、森林が75%ですけれども、村全体の土地や自然界の活用計画をどうしていくのかというのが、これは村だけで考えても私はなかなか出せないと思うので、やっぱり原発事故前の村づくり推進協議会ではないですけれども、森林組合や農協や商工会など、既存する活動できる範囲の組織と一緒に、定期的な会議なり連携した協議を十分進める必要があるんですけれども、その辺はいかが考えますか。

村長（杉岡 誠君） 昨日のご質問等の中にも同様の話がありましたので、様々な検討を加えさせていただきたいなと思いますが、震災前と大きく違うのは、やはり村の中の居住人口が非常に少ない、1,500人まで行かないような状況にあるという部分であったり、様々な産業の部分がまだまだという部分がありますから、なかなか震災前と同じような協議体でいかどうかという部分と、それから、今の国の大きな情勢が変わる中で様々な制度が変わってきている、法律も変わってきている、あるいは先進的に手を挙げればもしかしたら有効に活用できる交付金もあるかもしれないという、そういう状況がありますので、村行政としてはそういう制度理解、あるいは事業をしっかりと探しながら、そういった中でこういうものを活用する中でさらに住民の皆様方にいい意見をいただいたり、いやもっとこういうことをしたほうがいいんじゃないかというようなことで、ご意見を賜る必要があるというときのことを考えて、まずは事業を探したり、制度を理解したり、予算を組んだりというところをさらに洗練化をしていきたいなというふうに考えるところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） ふくしま森林再生事業で、100ヘクタールに拡大して里山の再生ということで、林業の活性化、あとは地域住民などによる森林の山村多面的な機能発揮対策交付金事業をやるという話ですけれども、この対象地の拡大を進めるというのは、どんな内容のものを、期間はどのような期間をもって進めていくのか伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、ふくしま森林再生事業につきましては、ナンバー6の51ページにありますように、来年度についての計画についてはここに記載のとおりであります。

森林・山村多面的機能発揮対策事業ではありますが、現在はあいの沢に集中してその活動を行っておりますけれども、中には活動している方々から、もう少し対象面積を増やしたいなどという意見があるということも聞いておりますので、そうした声を踏まえながら場所については検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 多分もともとの山からの収穫物というか、生産物、ほだ木、炭、まきとかという部分、まだまだ事業として成り立って、自分の収益に結びつけるという時代にまだなっていない状況なので、ある意味で実証的なものも含めてあるんでしょうけれども、あいの沢以外という別な部落なのか、あいの沢の面積をもっと増やすということなのか、あっちこっちやってみるとということなのか、その辺はどういうふうに。

産業振興課長（三瓶 真君） 今のところは、令和5年においては、あいの沢を中心に考えております。今後については今、委員のほうからお話がありました、ほかの場所ということがあるかと思えますけれども、そこについては今後の検討ということになっていくと思います。

以上です。（「終わります」の声あり）

委員長（佐藤健太君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（佐藤健太君） なきようですので、これで各会計の質疑を全て終わります。

これから議案ごとに委員会採決をいたします。

議案第12号令和5年度飯館村一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号令和5年度飯館村一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号令和5年度飯館村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号令和5年度飯館村国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号令和5年度飯館村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号令和5年度飯館村簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号令和5年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号令和5年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号令和5年度飯館村介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号令和5年度飯館村介護保険

特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号令和5年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号令和5年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

委員長(佐藤健太君) 以上で予算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了いたしました。

なお、本委員会における審査結果報告書の作成については、委員長及び副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で令和5年度各会計の予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時39分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月10日

予算審査特別委員会委員長 佐藤 健太